

平成27年9月3日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第67号から 日程第34 議案第98号まで	5頁
○監査委員の審査意見の報告	9頁
○委員会付託省略の議決	10頁
○休会の件	11頁
○散会宣告	11頁

平成27年9月7日（月曜日）第2号

○議事日程	13頁
○本日の会議に付した事件	13頁
○出席議員	13頁
○欠席議員	13頁
○説明のため出席した者	13頁
○職務のため出席した事務局職員	14頁
○開議宣告	16頁
○日程第 1 一般質問	16頁
3番 花田 進 議員	16頁
25番 平山 秀直 議員	29頁
6番 木村 慶憲 議員	41頁
13番 秋元 洋子 議員	54頁

16番 福士寛美議員	64頁
○散会宣告	77頁

平成27年9月8日（火曜日）第3号

○議事日程	79頁
○本日の会議に付した事件	79頁
○出席議員	79頁
○欠席議員	79頁
○説明のため出席した者	79頁
○職務のため出席した事務局職員	80頁
○開議宣告	82頁
○日程第 1 一般質問	82頁
2番 井上 浩 議員	82頁
11番 山口 孝夫 議員	97頁
1番 松本 和春 議員	106頁
22番 磯辺 勇司 議員	110頁
○散会宣告	122頁

平成27年9月9日（水曜日）第4号

○議事日程	123頁
○本日の会議に付した事件	123頁
○出席議員	123頁
○欠席議員	123頁
○説明のため出席した者	123頁
○職務のため出席した事務局職員	124頁
○開議宣告	126頁
○日程第 1 議案第67号から議案第95号まで	126頁
○休会の件	126頁
○散会宣告	127頁

平成27年9月17日（木曜日）第5号

○議事日程	129頁
-------	------

○本日の会議に付した事件	131頁
○出席議員	131頁
○欠席議員	131頁
○説明のため出席した者	131頁
○職務のため出席した事務局職員	132頁
○開議宣告	133頁
○日程第 1 議案第88号から	
日程第 3 議案第90号まで	133頁
○日程第 4 議案第91号	135頁
○日程第 5 議案第92号から	
日程第 8 議案第95号まで	136頁
○日程第 9 議案第67号から	
日程第29 議案第87号まで	139頁
○日程第30 発議第5号	144頁
○日程第31 発議第6号	144頁
○市長挨拶	145頁
○閉会宣告	145頁
署名	147頁
参考資料	
○議決結果表	149頁
○会期及び日程	153頁
○一般質問通告表	155頁
○議案付託区分表	159頁
○予算決算特別委員長報告資料	161頁

平成 27 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

平成 27 年 9 月 3 日（木）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 67 号 平成 26 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 68 号 平成 26 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 69 号 平成 26 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 70 号 平成 26 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 71 号 平成 26 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 72 号 平成 26 年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 73 号 平成 26 年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 74 号 平成 26 年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 75 号 平成 26 年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 76 号 平成 26 年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第 77 号 平成 26 年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第 78 号 平成 26 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第 79 号 平成 26 年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第 80 号 平成 26 年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認

- 定について
- 第17 議案第81号 平成26年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第82号 平成26年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第83号 平成26年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第20 議案第84号 平成26年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第21 議案第85号 平成26年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第22 議案第86号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第87号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第88号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について
- 第25 議案第89号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第90号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第91号 五所川原市立佞武多の館設置条例及び五所川原市立佞武多広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第92号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第93号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第94号 五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第95号 五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第96号 脇元財産区管理委員の選任について

第33 議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第34 議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番	松本和春	議員	2番	井上浩	議員
3番	花田進	議員	4番	寺田武造	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	鳴海初男	議員	10番	木村博	議員
11番	山口孝夫	議員	12番	山田善治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	福士寛美	議員
17番	桑田茂	議員	18番	伊藤永慈	議員
19番	加藤磐	議員	20番	木村清一	議員
21番	川浪茂浩	議員	22番	磯辺勇司	議員
23番	三潟春樹	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員	26番	葛西収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行
総務部	長	岩崎明彦
財政部	長	佐藤明
民生部	長	櫛引和雄
福祉部	長	工藤仁
経済部	長	小山内秀峰
建設部	長	蒔苗司

上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	宮崎昌子
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩川和雄
財政課長	三橋大輔
市民課長	福士豊
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	有馬敦
教育総務課長	伊藤一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長尾功一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤田幸大

◎開会宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより平成27年五所川原市議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○寺田武造議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○寺田武造議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、11番、山口孝夫議員、12番、山田善治議員、13番、秋元洋子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○寺田武造議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から17日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○寺田武造議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第7号から報告第15号まで9件の報告が、また監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第67号から

日程第34 議案第98号まで

○寺田武造議長 次に、日程第3、議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第34、議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの32件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成27年五所川原市議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶申し上げます。

4月2日の入院以来、市民の皆様と議員の皆様には大変御心配をおかけいたしました。おかげをもちまして無事手術も終え、7月28日に退院し、自宅療養の後、先月18日に職務に復帰したところであります。

議員の皆様、そして当職不在の間、留守を預かっていただいた三上副市長を初め、職員一同には第3回定例会を初め、滞りなく市政を運営していただいたことにこの場をおかりして深く御礼申し上げる次第であります。

足かけ5カ月という長期にわたる入院でしたので、徐々に体をならしながらではありますが、これまで以上に五所川原市の発展のため、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でありますので、皆様にはより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第67号から議案第85号までの19件は、平成26年度各会計決算の認定についてであります。

議案第67号は、平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算であります。

議案第68号は、平成26年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第69号は、平成26年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第70号は、平成26年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算であります。

議案第71号は、平成26年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

議案第72号は、平成26年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

議案第73号は、平成26年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算であります。

議案第74号は、平成26年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算であります。

議案第75号は、平成26年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第76号は、平成26年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第77号は、平成26年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第78号は、平成26年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第79号は、平成26年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第80号は、平成26年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第81号は、平成26年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第82号は、平成26年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算であります。

議案第83号は、平成26年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算であります。

議案第84号は、平成26年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算であります。

議案第85号は、平成26年度五所川原市下水道事業会計決算であります。

以上、各会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第86号は、平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,764万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ316億1,025万7,000円とするものであります。

議案第87号は、平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。資本的収入の既決予定額に1,946万円を追加し、その合計額を8億8,084万2,000円とし、資本的支出の既決予定額に1,718万円を追加し、その合計額を9億9,575万7,000円とするものであります。

議案第88号は、五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第89号は、五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第90号は、五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の

施行に伴い、特定個人情報及び情報提供等記録の保護措置を規定するほか、所要の事項を改めるため提案するものでございます。

議案第91号は、五所川原市立佞武多の館設置条例及び五所川原市立佞武多広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。大町二丁目地区土地区画整理事業による換地処分により住所変更が生じることから、立佞武多の館及び立佞武多広場の位置を修正するため提案するものであります。

議案第92号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の通知カード及び個人番号カードの交付に際し、新たに再交付の際の手数料について定めるため提案するものであります。

議案第93号は、五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものであります。

議案第94号は、五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものであります。

議案第95号は、五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものであります。

議案第96号は、脇元財産区管理委員の選任についてであります。脇元財産区管理委員として秋田義治氏を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第97号及び議案第98号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として伊丸岡秀昭氏及び桑野邦夫氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議

事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎監査委員の審査意見の報告

○寺田武造議長 次に、監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。

監査委員。

○山本将雄監査委員 市長より審査に付されました平成26年度五所川原市一般会計、特別会計及び五所川原市公営企業会計の各会計決算について、その審査結果の概要を御報告いたします。

初めに、五所川原市一般会計の決算についてであります。歳入歳出予算額332億292万2,987円に対し、歳入決算額は307億2,273万84円、歳出決算額は302億3,790万3,395円となり、その差し引き残額は4億8,482万6,689円となっております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計から十三財産区特別会計までの15の特別会計の決算についてであります。各会計の詳細につきましては省略させていただき、特別会計の合計額で御報告いたします。歳入歳出予算額159億5,565万1,000円に対し、歳入決算額は158億4,705万2,434円、歳出決算額は153億6,633万1,445円となり、その差し引き残額は4億8,072万989円となっております。

次に、五所川原市公営企業会計の決算についてであります。水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3会計の決算額についてであります。消費税抜きで表している損益計算書に基づき御報告いたします。

水道事業会計では、収益的収入の決算額が14億5,728万9,857円、収益的支出の決算額が12億4,021万8,489円となり、純利益が2億1,707万1,368円となっております。

次に、工業用水道事業会計では、収益的収入の決算額が1億908万2,262円、収益的支出の決算額が7,174万5,430円となり、純利益が3,733万6,832円となっております。

次に、下水道事業会計では、収益的収入の決算額が9億782万2,273円、収益的支出の決算額が10億2,482万8,432円となり、純損失が1億1,700万6,159円となっております。

以上が決算額の概要であります。

最後に、審査結果について御報告申し上げます。審査に付されました各会計の決算等につきましては、法令及び会計の原則に従って作成され、また決算諸表の計数はそれぞれの関係書類と符合しており、予算の執行についても議決予算に従って執行されており、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては決算審査意見書のとおりでございますので、よろしくお願

い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○寺田武造議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第96号 協元財産区管理委員の選任について並びに議案第97号及び議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦についての3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○寺田武造議長 初めに、議案第96号 協元財産区管理委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○寺田武造議長 次に、議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○寺田武造議長 次に、議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎休会の件

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日から6日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次は7日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○寺田武造議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分 散会

平成27年五所川原市議会第4回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成27年9月7日（月）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 3番 花田 進 議員
 - 25番 平山 秀直 議員
 - 6番 木村 慶憲 議員
 - 13番 秋元 洋子 議員
 - 16番 福士 寛美 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松本和春 議員 | 2番 井上 浩 議員 |
| 3番 花田 進 議員 | 4番 寺田武造 議員 |
| 5番 山田和宗 議員 | 6番 木村慶憲 議員 |
| 7番 成田和美 議員 | 8番 吉岡良浩 議員 |
| 9番 鳴海初男 議員 | 10番 木村 博 議員 |
| 11番 山口孝夫 議員 | 12番 山田善治 議員 |
| 13番 秋元洋子 議員 | 14番 稲葉好彦 議員 |
| 15番 松野武司 議員 | 16番 福士寛美 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員 | 18番 伊藤永慈 議員 |
| 19番 加藤 磐 議員 | 20番 木村清一 議員 |
| 21番 川浪茂浩 議員 | 22番 磯辺勇司 議員 |
| 23番 三潟春樹 議員 | 24番 工藤武則 議員 |
| 25番 平山秀直 議員 | 26番 葛西収三 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤仁
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	宮崎昌子
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩川和雄
企画課長	鎌田寿
環境対策課長	秋元建一
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	有馬敦
教育総務課長	伊藤一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長
次長・議会総務
係長事務取扱

長尾 功 一
藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○寺田武造議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告表の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力を願います。

それでは、3番、花田進議員の質問を許可いたします。3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。質問に先立ち、4月2日に入院し、多くの市民が心配していましたが、無事退院され、8月18日から公務に復帰された市長の回復をお喜び申し上げます。少しやつれたようですが、体力を回復され、市民のために市民のかじ取りをよろしく願います。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。質問の最初は、マイナンバー制度についてであります。マイナンバー法案は、2013年5月に成立しました。この制度は、国民の各種情報を個人番号によって結びつけ、活用するためにつくられたものです。この個人番号をもとに、社会保障分野を中心に自治体や年金機構などの公的機関が保有する個人情報を情報連携システムで結ぶことで行政の効率化を高めるとしています。政府は、マイナンバー導入で各種行政手続等の手間が省けて便利になると盛んに宣伝していますが、国民は番号の管理という大きな手間を強いられることとなります。さらには、税では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないようであります。

いよいよ10月5日から市民に個人通知カードが簡易郵便で郵送されます。今議会にも市の対応として3つの条例が提案されるなど、いや応なしに国からの対応が求められていますが、準備はどの程度進んでいるのでしょうか。

年金機構の情報漏えいに見られるように、マイナンバー制度に伴う情報流出の危険性、

危惧が指摘されています。また、不正取得やカードの偽造、なりすまし犯罪等の危険性は避けられません。これらの対応は、どのようになっているのでしょうか。マイナンバーは、10月から通知される個人通知カード、来年1月から発行される個人番号カードがあります。この2種類のカードの違いや活用は、どのようになっているのでしょうか。

次に、プラごみの収集についてお伺いします。3月議会でこの8月から始まるプラスチックごみの収集について、市民への啓発を図るために質問させていただきました。プラごみの収集に踏み切ったことは、ごみの減量リサイクルにとって大変立派なことだと考えております。8月の収集が始まり、プラスチックごみが収集されなかったところがたくさん発生しました。そのために、町内会の役員がごみを戻すのに一日かかったという話も聞きました。どうして持っていかなかったのかという声が多くあります。さらに、こんな面倒なことならごみを自分で焼くほうが良いという声も聞こえてきています。8月最初の収集でプラごみを収集しなかった理由はどんなところにあったのでしょうか。

次に、ごみのリサイクル減量化について提案します。青森県では、紙ゴミのリサイクルがおくれており、全国平均の約7割程度にとどまっています。全国最下位レベルにある青森県のゴミ排出量ワースト2位、リサイクル率ワースト4位を改善するためには、菓子類やティッシュペーパーなどの空き箱や封筒など、いわゆる雑紙、その他紙のリサイクルを強化することが重要です。これらの資源ごみは、多くは燃やすごみとして出されているのではないのでしょうか。結束して出すことが難しいためです。紙袋に入れて収集するなどを徹底させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、衣料品の収集を実施している自治体もあります。今後実施について検討をお願いいたします。

次に、投票率のことについてお伺いします。近年選挙での投票率の低下が問題となっています。選挙は、間接民主主義を支える重要な手段であります。合併10周年を記念して、新選挙管理委員会が発行した選挙の記録が出されました。その資料を見ても衆議院選挙の投票率は合併当時70%あったものが最近では50%を割っています。市議選でも80%余りあった投票率が66%となっています。投票率が低いのは、若者の投票率が低いからだと言われています。そのことが事実なのかを確認するために、市選管に年代別の投票率の資料を求めたが、投票者全体をデータとして集計できていないためできないということでした。あるのは、期日前投票と県選管から求められた投票所を指定したサンプル調査しかないということです。このサンプル調査では、直近に行われた衆議院議員、県知事選挙とも投票率では70歳から74歳が70%で一番高いのですが、20歳代は衆議院選挙で30%ぐらい、30代でも40%に達していません。知事選では、さらに10%も低い状態

です。市選管として若者の投票率向上に向けた取り組みも含め、投票率向上に向け、どのような対策を考えているのでしょうか。

投票率向上対策として定番となっているのが人が多く集まるショッピングセンターでの期日前投票の実施も考えることはできないでしょうか。

また、選挙公報のホームページへの掲載なども考えられます。選挙で国民の権利を行使することがおろそかになっていることを考えると、教育でどのように扱われているのが重要だと思い、市教育委員会にお伺いします。

義務教育では、選挙での投票などはどのように扱われているのでしょうか。来年の参議院選挙から18歳以上が選挙で投票できます。全国では240万人が新たに有権者になりますが、当市ではどのくらいが対象となるのでしょうか。高校生も含めた新たに対象となる有権者に対し、どのような取り組みを考えているのかお伺いします。

高校生も含まれるわけで、学校ごとの期日前投票なども実施する考えはあるのでしょうか。

以上、壇上からの一般質問といたします。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 義務教育の中で、選挙制度について児童生徒にどのように教育しているのかについてお答えいたします。

現在小中学校では、選挙制度について現行の学習指導要領に基づき、社会科の公民的分野で内容を取り上げ、指導しています。小学校では、第6学年の社会科において、日常生活における政治の働きとして国民主権、国会の仕事と関連づけながら選挙の意味について学習しています。具体的には、国会議員は国民の代表者として選挙により選ばれていること、投票権については選挙年齢が来年6月から18歳に引き下げが施行されることが決定したばかりですが、現在においては20歳以上の国民に認められていること、近年の課題として投票率の低下が進んでいることが教科書で取り上げられております。また、市政との関連では、市民が政治に参加するための基本的な権利である参政権として選挙権が位置づけられております。

中学校では、第3学年の社会科公民分野において、我が国の民主政治の推進と国民の政治参加との関連を理解するために、選挙の意義について考えさせる学習が進められております。具体的には、普通選挙制に至るまでの歴史的経緯と現在の選挙制度の原則、小選挙区制と比例代表制のそれぞれの特徴と意義、投票率の低下への懸念が教科書で取り上げられております。特に中学校では、選挙についての知識を網羅的に扱うことに終

始するのではなく、多様な選挙制度がある理由や選挙における課題等について考えを述べ合う学習が重視されております。

以上です。

○寺田武造議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭磨選挙管理委員会委員長 花田進議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年12月に執行された第47回衆議院議員選挙では、選挙当日の悪天候や師走時期の選挙、有権者の選挙への関心度合い、若年層の政治・選挙離れなど、さまざまな要因が総合的に影響し、結果として青森県の投票率は46.83%と、平成25年7月の第23回参議院議員通常選挙に続いて、2年連続で全国都道府県中最下位となったところです。当該選挙における当市の投票率は49.76%で、県全体の投票率を上回ったものの平成24年12月に執行された第46回衆議院議員総選挙の投票率と比較すると7.13ポイント低下し、これまでに執行された衆議院議員総選挙の中で最低の投票率となっています。このため、県内の各選挙管理委員会において、若年層の有権者への啓発や投票率向上のため、各地区の明るい選挙推進協議会の協力のもと、選挙啓発を強化するとともに、一部の市においては集客力があり、若者が多く集まるショッピングセンターや大学構内の一角へ期日前投票所を増設するなど、対策を講じているところです。当市においても投票率向上のため、これまで期日前投票所の増設について検討してきましたが、来年7月に予定されている第24回参議院議員通常選挙から期日前投票所を増設できるよう検討を進め、投票率の向上に努めてまいります。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 マイナンバー制度開始に当たってのセキュリティー対策についてお答えいたします。

初めに、マイナンバー制度全体のセキュリティー対策についてですが、マイナンバー制度における個人情報、情報提供ネットワークと呼ばれる国の行政機関及び地方公共団体等の限られた機関のみが利用できる閉ざされたネットワーク内で連携されるため、誰もが利用できるインターネットとは異なる上、アクセス制限により限られた者のみを使用できる仕組みとなっていることから、安全性が確保されていることとなります。

また、マイナンバー制度が導入されても各機関が保有する個人情報につきましては、1カ所に集約は行わず、これまでどおり各機関で分散して保有し、他機関の個人情報が必要な場合は情報提供ネットワークを使用した個人情報の照会、提供を行うことで、万が一1カ所で情報漏えいが起きても情報がまとめて流出することがないよう対策がされております。

次に、当市の情報システム上のセキュリティ対策でありますけれども、外部からの不正アクセス対策として、個人情報を取り扱う住民基本台帳等の基幹業務システムの端末及びサーバーにおいては、インターネットには接続されないように設定しており、メールやインターネットを利用する情報系端末とは分けた運用をしております。また、マイナンバー制度導入に向けて、さらなセキュリティ強化のため、サーバーやネットワークへの不正侵入を感知し、阻止する装置の導入の準備も進めております。

最後に、職員に対するセキュリティ対策についてですが、これまでも職員を対象とした情報セキュリティ研修等を行っておりますが、今後も特定個人情報の適正な取り扱い等について、職員向けの研修を実施していくとともに、関係部署で組織する庁内連絡会議等で必要な対策を協議し、制度開始に備える考えでございます。昨今の情報漏えい事件を教訓に、職員一人一人の意識向上と意識改革に努め、引き続きマイナンバー制度の導入に向け、国や県と連携して一層のセキュリティ対策の準備を進めてまいります。

次に、マイナンバー制度開始に向けての当市の準備状況でございます。平成27年10月からの個人番号通知カード送付に向けて、住民に対しての個人番号付番処理及び送付先情報の整備を行っておりまして、準備が整い次第、全国の市町村が一括して委託した地方公共団体情報システム機構より10月中旬から順次発送され、11月中にはおおむね全世帯に届く予定となっております。

また、通知カードに同封される個人番号カード交付申請書により平成28年1月からは申請制の個人番号カードの交付が始まるため、窓口等の準備を進めております。

なお、マイナンバーカードを利用した情報提供については、必要な条例案を本定例会に提案させていただいているところであり、マイナンバーに関するシステムの改修作業は今年度中に作業を完了する予定となっております。

平成28年度には、国の行政機関や地方公共団体の中間サーバー同士を接続した情報提供ネットワークとの連携テスト、総合運用テストを実施する予定となっております。平成29年7月から開始予定の国及び地方公共団体間のマイナンバーを利用した情報連携に向けた準備も進めております。

次に、通知カードと個人番号カードの違いと活用についてお答えいたします。まず、個人番号通知カードについてですが、この通知カードの主な役割は個人に付番された12桁の個人番号をお知らせするためのものとなっているため、顔写真が掲載されておりません。また、素材は紙のカードとなります。一方、個人番号カードは顔写真を添付して申請を行うことになるため、個人の顔写真と電子証明書がついたプラスチック製のカ

ードが交付されます。マイナンバー制度では、どちらも個人番号利用の際に使用いたしますが、この2つのカードには利便性に大きな差がございます。個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、行政機関の窓口での各種手続の際の個人確認がカード1枚で完了し、なりすましの防止が図られます。また、カードについている電子証明書により、e-Taxなどのオンライン申請が個人のパソコン等から利用可能となります。

しかし、通知カードではこれらは行えず、行政機関の窓口での手続の際も本人確認のため通知カードのほか運転免許証などの身分証明書の提示が必要となります。

また、個人番号カードは、条例等で定めることにより図書館カードや印鑑登録証カードとしての利用が可能となることが大きな特徴であることから、今後さらなる利便性向上のために個人番号カードに関する独自の活用方法について、国の財政支援措置の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○寺田武造議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭麿選挙管理委員会委員長 先ほど18歳選挙権への対応についてを申しませんでした。失礼します。今年6月に公布された公職選挙法の一部を改正する法律では、選挙権年齢を満18歳以上とするとともに、選挙人名簿及び在外選挙人名簿への登録資格もあわせて満18歳以上とする改正が行われました。この改正法のうち選挙権年齢及び選挙人名簿への登録資格の引き下げについては、公布の日から1年後の平成28年6月19日から施行され、現在のところ直近で予定されている第24回参議院議員通常選挙から適用される見込みとなっています。議員御質問の18歳選挙権への対応ですが、できるだけ早い時期に住民情報システム及び期日前投票システムを改修し、これまで選挙権のなかった18歳以上、20歳未満の市民を選挙人名簿へ漏れなく確実に登録するとともに、従来明るい選挙推進協議会との連携、協力のもと取り組んできた選挙啓発活動を強化することで新たな有権者を初めとする市全体の投票率向上を図ってまいります。

特に選挙啓発活動については、高校生に選挙や政治に関心を持ってもらうために、各高校において模擬投票等を行い、実際に選挙を体験してもらうことを検討しているほか、20歳未満の若年層を対象とした選挙講座、模擬投票等を実施し、意識の醸成を図ってまいります。

○寺田武造議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 プラスチックごみの収集についてお答えいたします。

プラスチック類の分別収集につきましては、8月1日より開始したところでございますが、収集運搬業者に対しまして市民から出されるごみの基本的な分別方法の周知徹底

を図るために、正しく分別されていないごみにつきましては回収しないよう指導した結果、大量にごみが残されたものでございます。回収されなかった具体的な理由といたしましては、ごみ袋に氏名が記入されていなかったこと、プラスチック類のごみ以外に瓶、缶、ペットボトル、鉄くず、乾電池、生ごみ等が混入されていたこと、また水洗いが不十分で汚れが残っているものや、水切りがなされていなかったことが主な理由でございます。

次に、雑紙や衣類のリサイクルについてお答えいたします。ごみの減量化とリサイクルの推進は、循環型社会を形成するための基本的な課題でありまして、ごみの排出を抑制することはもちろんのこと、再資源化により天然資源の消費をできる限り抑えていくことが重要でございます。雑紙や衣類の分別収集についてでございますが、雑紙につきましては紙、小型電子機器等リサイクルの収集日に雑誌、本とあわせて、現在も回収してございますが、ごみ分別表及びごみ収集カレンダーにも雑紙を明記いたしまして、紙リサイクルについて市民の皆様にも周知してまいりたいと考えてございます。

なお、正しい雑紙の分別がされていれば、紙袋に入れて排出することは可能でございます。また、衣類の分別収集につきましては、既に実施しております実際の状況を調査いたしまして、検討してまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 選挙管理委員会事務局長。

○宮崎昌子選挙管理委員会事務局長 議員御質問の選挙公報を市ホームページに掲載できないかについてお答えいたします。

現在選挙における周知啓発活動の一環として、国政選挙においては都道府県選挙管理委員会のウェブサイト選挙公報を全国統一的に掲載しているほか、地方選挙については各選挙管理委員会の判断により選挙公報を掲載できることとなっております。

当市においては、これまで平成23年1月及び平成27年1月に執行された五所川原市議会議員一般選挙において印刷物の配布による選挙公報を実施しているところでございます。県内市町村選挙管理委員会の中には、各自治体のホームページに選挙公報を掲載しているところもあり、当市においても他自治体の事例を参考に平成28年7月に予定されている第24回参議院議員通常選挙を目途に市ホームページへ選挙公報を掲載してまいりたいと考えております。

次に、高校ごとに期日前投票所を設ける予定があるかとの御質問でございますが、高校ごとに期日前投票所を設けることは初めて投票をする有権者にとっては投票しやすい環境になるものと考えますが、市内の高校の生徒が全て当市に住民票があるわけではないことに加え、各高校に期日前投票所を設置する経費と有権者数、投票者数等を勘案する

と実現は難しいものと考えております。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 それでは、どうもありがとうございました。マイナンバー制度について、10月の広報から周知徹底されているわけですが、市民の多くは健康保険証のように使いたれたものとは違って、何のために来たのかということを理解することは大変なことではないかというふうに思っていましたので、ぜひマイナンバーはこれからちゃんとカードを保管して利用していかなきゃならないものだということをもっと広報だけではなくて、一般の国民健康保険証だと年に何回か別刷りで発行していますので、そういうものをつくってぜひもっと周知徹底する必要があるというふうに思うわけです。私個人的には、このマイナンバー制度には反対なわけですが、ほとんど利用者にとっては管理することの義務だけが生まれて、番号で多少市役所での手続きが簡単になることはあってもそれよりも情報漏れだとかかなりすまじだとか、そういう危険性があるというふうに思うので、もう一度このマイナンバーというのは本当に必要なのかどうか確認したいと同時に、全国的にはこの導入するのに経費が今年だけで3,000億円ぐらい予算計上されて、そのほかにテレビだとか新聞の宣伝費だとか、たくさんの経費を投入してかけているわけですが、五所川原ではどのくらいの経費を使う、必要となっているのか、その辺のことについて、まずお聞きします。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 まず、マイナンバー制度導入の必要性についてでございます。マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方々に1人1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で有効的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために利用することで行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために必要な社会基盤でございます。

期待されるメリットとしては、大きく3つが挙げられます。1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになり、公平かつ公正な社会の実現が可能となります。

2つ目として、添付書類の削除など行政手続きが簡素化されることにより国民の負担が軽減され、国民の利便性の向上が見込めます。また、国の行政機関や地方公共団体が持っている自分の情報を確認したり、さまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3つ目として、国の行政機関や地方公共団体などでマイナンバーを利用して情報を照

会することにより、これまで行ってきたさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、行政の効率化が進むことにより、人員や財源を住民サービス向上に振り向けることができます。

さらに、今後の検討課題とはなりますけども、個人番号カードを図書館カードや印鑑登録カードとして利用したり、証明書等のコンビニ交付に活用するなどの新たな住民サービスの提供も可能となります。市といたしましてもマイナンバー制度を利用することによって市民の利便性の向上につながるものは、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経費の御質問でございます。マイナンバー制度導入に当たっての経費の見込みでございますが、社会保障・税番号制度システム整備事業としては、総額で1億2,777万1,000円を見込んでおり、平成26年度は既存住基システムの改修費用及び中間サーバー・プラットフォーム利用負担金として676万2,000円を支出済みであります。全額国庫負担の対象となっております。今年度は、各システムの改修費用、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金及びセキュリティー対策費用として全体で1億2,100万9,000円の歳出を見込んでおりまして、5,302万円を国庫補助金、残りを一般財源として当初予算で計上しております。平成28年度以降の経費については、現時点ではまだ不明でございますが、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金については今後も継続するものでございます。

次に、マイナンバー制度の導入に係る事務費として、平成27年度に個人番号カード交付関連事務委託料を含む事務費として2,375万1,000円の歳出を見込んでおりまして、全額国庫補助の対象となっております。

以上でございます。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 必要性については、国が言っている文章をそのまま述べられた感じではありますが、ただこのマイナンバー制度は私が反対しても実施されていくと思うんですが、私ふだん市役所の業務で不思議に思うのは、例えば公営住宅に入りたいとするとかちゃんと税金を払っている証明だとか住民票を出せとか、かなりかかるわけです。それで、一回で抽せんにあたれば別ですが、ずっと当たっていかないと年に何回か、有効期限があるようなんですが、いつもその経費を払って行って、市役所の施設を利用するのに市役所に多大な経費を住民が払っているというのは実に不思議に思っていて、何とかやめさせたいものだと思っているわけですが、マイナンバー制度をやっていくと番号だけで済むので、多分今後はそういう経費を支出しなくてもいいのかなというふうに

考えて、私なりにそういう方向で一応は考えているわけですが、いずれにしても私は100%経費も国持ちかと思ったら、一部は自治体負担もあるということでびっくりしました。

次の質問は、これまで住民基本カードがあって、たしか3年か4年で更新されるわけです。私もe-Taxで電子申告しているのですが、申告しようと思ったら期日が過ぎていて、慌てて市役所に来て、更新するたびに更新料がかかっているのが今の住民基本カードなわけですが、今後は個人カードがその代役をするというふうに聞いていますが、1回目は無料で届くみたいですが、だけでも読み取りの機械はまた別途かかると。昔は、補助来たので、読み取りの機械はただで導入できたんですが、その辺も含めて今後住基カードがどうなって、個人カードの利用に変えた場合、どういうふうになるのかお聞きします。

○寺田武造議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 住民基本台帳の今後と個人番号カードの有効期限等についてお答えいたします。

マイナンバー制度の開始に伴いまして、本年12月末をもって住民基本台帳カードの発行は終了となりますが、発行終了後も住民基本台帳カードをお持ちの方は有効期限まではこれを今まで同様に利用することは可能でございます。ただし、個人番号カードを取得される場合は、両方のカードを持つことができないこととなっているため、住民基本台帳カードを返納していただくこととなります。

次に、個人番号カードの有効期限でございますが、総務省の省令では年齢により有効期限を定めております。20歳以上の方は、発行の日から10回目の誕生日、20歳未満の方は成長に伴いまして容姿も変わってくるのが想定されることから、顔写真を考慮して発行の日から5回目の誕生日までとなっております。

なお、通知カードにつきましては、有効期限は設けられてございません。

また、個人番号カードには電子証明書が搭載されてございますが、電子証明書の有効期限につきましては発行の日から5回目の誕生日までとなっております。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 これまでの住基カードは12月で発行を終了して、有効期間までは利用できる。個人カードを請求すると、そちらに移ってもらうということでしたので、私もそうしなきゃならないのかなというふうに考えていますが、マイナンバー制度の最後の質問ですが、私は個人通知カードは機構のほうで印刷して自治体が発送をするものだと思っていただけです。そうすると、居どころが違う人、簡易書留が届かない人は市

役所に戻ってくるので、その人は今どこにいるのだということで再度届けることが可能だと思うのですが、通知カードそのものを機構のほうで発送すると。そういうふうになると、住所はそこにあるけど、実際住んでいないと簡易書留が届けられないので、返っていくわけです。そういうカードが届かない人がたくさん発生することが先般の東奥日報でも5%ぐらいあるのではないかと。その人たちの多くは、施設に入所しているとか、DVの被害を受けて新しい住所をつくれぬ人、別なところに住んでいる、そういう人などが対象だと思うんですが、その辺の通知カードがそもそも届かないという事態が発生した場合、どのような対応をするのか、その辺お聞きします。

○寺田武造議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 通知カードにつきましては、平成27年10月5日以降、世帯主宛てに転送不要の簡易書留で送付されることとなります。受取人不在の場合、不在票でお知らせした後、一定期間郵便局で保管されまして、それでも受け取りがない場合は委任者であります市に戻されます。先ほど花田議員おっしゃいました報道機関で少なくとも5%に当たる世帯に受取人不在で届かない可能性があるかと報じておりましたが、仮に当市に当てはめると8月末の世帯数が2万5,364世帯でございますので、約1,270世帯になる見込みでございます。返戻された通知カードにつきましては、再度受取人に通知文書を送付し、窓口へのお越しを依頼するほか、必要に応じまして実態調査等を実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 通知カードをぜひ全員に届ける、届かなかった人は、市に戻るといふことなので、市で対応できることがわかりましたので、ぜひ全世界帯にカードが届くようにしてもらいたいということと、一番先にも申し上げましたが、このマイナンバー制度についての周知徹底を再度行ってほしいということをお願いして、マイナンバー制度についての質問は終わります。

次に、プラスチックごみの問題ですが、私はその話を聞いて、市のごみ処理としては処理施設があつて人が選別するんだから、汚れたものが1個入っていてもそれを分別で取ればいいのではないかというふうに当初は思ったわけですが、早速その質問を出しましたら課長が処理施設と一緒に見学に行ってくれたので、いろいろと見させていただきました。そうすると、ごみの中に一個でも汚れたものがあると、ごみの収集車で圧縮されるので、その水分だとか汚れがほかに移って行ってしまつて、その袋そのものが利用できないで処分場に行かなきゃならないとか、ごみの中にカミソリだとか注射器が随分

入っているんだそうです。それで、それらはなかなか事前に発見することができなくて、分別する人は大変危険だというふうな話を聞かされました。

それで、汚れはどの辺まできれいにしないとだめなのかが焦点になると思うんです。もともとお菓子のような余り汚れていないものは別にして、サランラップだとか、それからチューブ類のものだとか、どうしても洗い切れないものがあると思うので、その辺の汚れをどこまできれいにしなきゃならないのかをひとつ質問します。

○寺田武造議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 プラスチックごみをどの程度まできれいにしないといけないかということでございます。収集したプラスチック類につきましては、再資源化するためにプラスチック類処理施設におきまして手選別で仕分けいたしまして、減容機で圧縮、梱包する必要がございます。その処理に当たり、汚れたままのプラスチック類が搬入されますと、汚れのないプラスチックにも汚れが移るなど、製品としての等級が下がるとともに、作業場が不衛生になりまして、かつ機械の故障の原因にもなります。

御質問の許容できる汚れの程度でございますが、汚れのあるプラスチック類につきましては、水洗いと水切りを徹底していただきまして、ごみ袋の中に液状のものがたまらないこと、また生ごみの残渣がないことなどが大変重要でございます。汚れがほかのごみに移らない程度のもは再資源化が可能となることから、収集の対象となります。今後は、よりわかりやすいごみの分別方法を検討するとともに、ごみ分別収集の出前講座を引き続き実施するなど、正しいごみの分別方法を周知いたしまして、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながらリサイクルの推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 現在燃やせないごみとプラスチックごみの袋は同じなわけです。それで、調べてみたら市浦とか金木のほうは分別の日にちが違うんです。ですから、プラスチックごみで出したという出した本人の意思は確実にわかるわけですが、旧五所川原の場合は多くの地域でプラスチックごみと燃やせないごみが一緒に収集される日にちが指定されているわけです。すると、出した本人は、これはどうしても洗うのに手間もかかるし大変だということで、それをまぜて燃やせないごみとして出したつもりがごみの収集に来た選別の担当者が持っていない。これは、プラスチックごみだというふうに判断して、それで残ったものも結構あるのではないかと思うので、先般伺ったら来年からはごみの袋自体を変えるという方向らしいので、出した人の意思、これは燃やせな

いごみで出したプラスチックごみだということがはっきり意思表示できると、また市民の混乱も少なくなると。もちろん市民にプラスチックごみのリサイクルは重要だという宣伝をして、できるだけプラごみで出すように意識啓発していかなきゃならないわけですが、ぜひごみの収集日が旧五所川原は同じなので、出した本人の意思がわかるような袋のデザインとか色を変えることを要望して、ごみの問題についての質問は終わります。

投票率や18歳選挙権のことについて、ちょっと答弁漏れがあると思うので、18歳以上からになったときに何人くらい有権者が増えるのかデータが出ていたら、私の聞き漏れかもしれませんが、もう一度その辺お願いします。

○寺田武造議長 選挙管理委員会事務局長。

○宮崎昌子選挙管理委員会事務局長 新制度により新たに有権者となる対象者数でございますが、市ホームページに掲載している人口資料のうち年齢別の人口によれば、平成27年6月末時点で17歳以上18歳未満の市民は582人、18歳以上19歳未満の市民は505人で、平成28年6月末には約1,100人の市民が新たに有権者となる予定でございます。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 18歳選挙制度を共産党もずっと求めてきたわけですが、この制度自体はどうも国民投票法が18歳になったために、急いで選挙法のほうも投票権、有権者の基準を18歳に下げたようではありますが、若い人ほど投票率が下がるとすれば、18歳に下げたことによってさらに投票率が下がっていくという危険も生まれるわけですので、先ほど残念ながら高校での期日前投票はできないという答弁でしたが、ぜひとも新しい有権者に投票の重要性について啓発する活動を強化してほしいというふうに思います。

さらに、ショッピングセンターでの期日前投票を前向きに考えるということでしたので、ぜひ実施していただいて投票率向上に資していただければというふうに思っています。

それで、最後の質問ですが、せっかく五所川原では投票券にバーコードが印刷されているんですが、三十幾つある投票所にそれらを利用できるシステムを配置することができないという理由で、バーコード自体は投票日には使われないで、期日前で市役所だとか支所に行った人だけがそのバーコードで投票した、しないという管理がデータとして蓄積されるということになっているわけで、私はぜひ投票した後に投票券が残るわけですので、投票券持ってこない方も何%かあるとは思いますが、その投票券を活用して、ぜひ臨時の職員でも雇って、年代別にどう移っていつているのかというのがわかるようなデータを構築してほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○寺田武造議長 選挙管理委員会事務局長。

○宮崎昌子選挙管理委員会事務局長 現在期日前投票所入場券に印刷されているバーコードを活用して、当該選挙の投票状況を分析することは可能ではあると考えます。選挙当日に各投票所で回収される投票所入場券を選挙終了後にバーコードリーダーで読み取り、そのデータに一定の加工を施すことで投票所別や性別、年齢層別の投票率を推計することが可能と考えます。ただし、市民が投票の際、入場券を忘れるなどして、バーコード印刷のない当日入場券で受け付け、投票する場合もあり、手入力による作業が一部必要となるほか、従前の期日前投票システムとは別に集計、分析用のシステムも新たに必要となることから、今後検討を重ねてまいりたいと考えます。

○寺田武造議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 この質問するに当たって、インターネットで検索したら、ちょっと町の名前忘れましたが、町なんですが、投票所ごとに年齢別、性別に全て投票率を選挙のたびに公開している自治体があるわけです。そういうものを公開することによって、この地域は投票率が低いとか、どういう年齢が投票に行っていないんだということを周知させることによって、もっと投票率が上がると思いますが、多少経費はかかるとは思います。せっきくバーコードを印刷しているわけですので、年代別、投票所別等のデータが明らかになるようなデータをつくって、今後の啓発資料に役立てていただくことを要望して質問を終わります。

○寺田武造議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます前に、平山市長に一言快気のお祝いを申し上げます。平山市長、お体の健康回復と行政への復帰、まことにめでとうございます。約5カ月間の間、御心配いたしましたけれども、元気なお姿を拝見するにつけ安心いたしました。今後の市政のかじ取りに大いに御期待を申し上げて、一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。その第1点は、当市の新型交付金の見通しについてお伺いいたします。政府のまち・ひと・しごと創生本部は、4日、地方創生の柱として2016年度に創設される新型交付金を1,000億円規模にする基本方針を決定されました。規模は、14年度補正予算で先行計上した1,700億円を下回り、財政事情の厳しさを理由に挙げておりますけれども、地方からは看板政策にしては小粒だと担当の石破地方創生大臣らに不満の声が上がっております。地方創生は、アベノミクスの中の重要分野であり、新型交付金は地方の先駆的な取り組

みを後押しするという名目であります。全国の自治体は、都道府県と市区町村を合わせて、約1800。単純に言えば、1自治体に当たり1億円にも満たない計算となります。新型交付金を利用する事業は、半額が地方負担となる仕組みです。

そこで、お伺いいたしますが、地方創生関係の平成27年度までの交付金総額、そして平成28年度へ向けての新型交付金の総額見通しはどのくらいかお伺いいたします。

次に、第2点、まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方についてお伺いいたします。東京一極集中を是正し、日本全体を元気にする地方創生の具体化に向け、地域ごとの政策づくりの最中であります。交付金を受ける自治体には、平成27年度中に独自の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、実行に移すことが求められております。地域の事情を最もよく知るのは、そこで暮らす人々であり、地域の活性化には地方がみずから責任を持って施策を進めることが欠かせません。既に多くの自治体が産業界や大学、労働界、地域の金融機関や言論界とともに戦略づくりを進めております。注意が必要なのは、全国の自治体の取り組みに温度差があることであります。政府は、人材面に不安が残る小さな自治体を支援するため、国家公務員などを派遣する制度を今年度春から始めております。一部の自治体からは、なれない戦略づくりに戸惑う声も聞かされているわけであります。

当市では、戦略政策として1に若者の定住促進政策、2に交流倍增政策、3に元気・健康づくり政策の3つを掲げ、各重点政策に具体的プロジェクトを掲げております。そこで、お伺いいたしますが、当市ではこの地方創生総合戦略について、特に重点的にどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、第3点、特産品の販路拡大と情報発信についてお伺いいたします。地方総合戦略として、特産品の販路拡大といかに情報を発信するかは大変重要であります。経済の安定こそ人口減少に歯どめをかけ、雇用拡大につながるからであります。県では、第1に商品づくり戦略として、市場ニーズを踏まえた高付加価値ブランド商品づくりの推進、地域の魅力ある1次産品を活用した商品づくりの推進、魅力あるこだわり産品の発掘や地域独自の活動によるブランド化の推進をすることとしています。

第2に、流通戦略については、トップセールスなどによる信頼関係の構築とそのフォローアップとして、これまで構築した量販店グループとのネットワークを活用し、コンビニエンスストアなどへの商品提案を行うとし、展示商談会など、産地と連動した多様な売り込みの推進、北海道新幹線開業を契機としたマーケットの拡大、世界トップレベルの品質を生かした市場開拓による県産農林水産品の輸出拡大を考え、また新たな市場の創出に向けた成長分野への販路開拓と物流システムの構築として、通信販売市場など

の成長分野への販路開拓を考えております。

第3に、情報戦略については、関係団体、民間企業との連携による情報戦略の展開として、関係団体、民間企業との連携による県産品にかかわる情報発信の強化、大都市圏における県産品の認知度向上と販路拡大に向けたアンテナショップの機能強化、マスメディアなどを有効活用した全国的な宣伝活動の展開を図るとあります。

第4に、地産地消戦略として、地元食材をフル活用するふるさと産品消費県民運動の充実強化、県産品の商品開発、販路促進に向けた県内量販店や加工事業などとの連携強化、そしてまた学校給食や社会福祉施設などにおける地元食材などの活用に向けた体制づくりの推進など、積極的に取り組むとございます。

そこで、当市のことについてお伺いいたしますが、当市では地方創生戦略として特産品の販路拡大と情報発信について、どのように取り組むと考えておられるかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、若者支援策についてお伺いいたします。学生を中心に若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して、自治体として助成金を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出てきております。子供や学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し地域を挙げて応援することは、地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えられます。愛知県の小牧市や新潟県の燕市などでは、若者の主体的な活動を応援し、市の将来を担う人材を育成することを目的に、夢の実現や社会参画を支援する応援事業を展開しております。目標や夢を実現するための自己啓発、学習、視察などの活動や地域で取り組むイベント、地域活動など、社会参画事業の企画を募集し、その活動について助成を行っています。

そこで、この点、当市でも取り組む考えがないかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わらせていただきます。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山秀直議員にお答えいたします。

昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立し、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が12月21日に閣議決定されました。これを受けまして、地方では今年度末までに地方版総合戦略を策定するよう要請されており、その策定に当たっては国、県の総合戦略を勘案することとされております。国が示す基本的な考え方としては、東京一極集中の是正などを含めた人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の

確立を掲げております。

当市の総合戦略に関しましても基本的にはこうした国の考え方を勘案して作成しておりますが、本年3月に策定した当市の総合計画によるまちづくりの方向性が国が示した基本的な考え方と合致していることから、総合戦略の政策の柱についても総合計画に掲げる重点戦略と同じ若者の定住促進政策、交流倍增政策、元気・健康づくり政策の3つに設定したところであります。策定に当たっては、総合戦略の基礎資料としての策定を進めてきた人口ビジョンとともに、市職員による人口減少対策庁内プロジェクトチームで素案を検討した後、住民並びに産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関等の有識者で構成する五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議の検討とパブリックコメントを経て、10月中の策定を予定しております。

今後もPDCAサイクルのもと、総合戦略に掲げる自然減対策、社会減対策の実施により、現在よりは人口が減少しても現役世代の負担を減らし、高齢者も安心感を持てる地域社会を目指して鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 当市の平成27年度地方創生先行型交付金の交付見込み額と平成28年度の新型交付金の見通しについてお答えいたします。

地方創生先行型交付金は、国の平成26年度補正予算（第1号）で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として1,700億円が確保され、うち1,400億円は基礎交付分とし、人口や財政力を基礎として、人口が少ない、財政力の弱い団体に厚く配分される仕組みとされたことにより、当市には7,900万7,000円の配分を受けております。この交付金を活用し、新たな事業として五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業に560万円を、五所川原子育て世帯移住促進事業に131万1,000円を、創業等支援事業に51万2,000円を、U・I・Jターン雇用促進奨励事業に300万円を、既存事業を見直し、取り組む事業としてまつり等開催事業に4,997万1,000円を、走れメロスマラソン事業に1,856万3,000円を活用することとし、本年第2回定例会において平成26年度五所川原市一般会計補正予算（第9号）として議決をいただいたところであります。

さらに300億円は、先駆的な事業や10月までに地方総合戦略を策定する自治体が提案した事業に1自治体1,000万円を限度に配分されるとされていることから、子育て世帯や移住希望者等に向けた総合支援サイトを創設する五所川原市情報発信ツール整備業に571万2,000円を、五所川原市いじめ防止対策事業に148万8,000円を、地域の観光振興にとって重要な交流拠点である津軽鉄道の集客力アップを目指すマイ津鉄利用促進事業に

280万円を活用することとし、今定例会に平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）として提案しているところであります。

平成27年度地方創生交付金の当市への配分額は、総額で8,900万7,000円を見込んでおります。配分に当たっては、財政力の弱い団体に配慮されていること、活用事業で紹介したとおり、これまで取り組んできた地域活性化に効果の高い事業にも活用できる使い勝手がよい交付金だと高く評価しているところであります。

平成28年度の新型交付金の見通しですが、質問にもありましたが、政府のまち・ひと・しごと創生本部において国費負担分で1,080億円、同額の地方負担分を合わせた事業費ベースで2,160億円とすること、また新型交付金は従来の補助金では対応し切れない先進的な事業に取り組む自治体を支援するのが目的とするとの予算要求の統一指針が決定されていることから、当市への平成28年度の新型交付金の配分額は大きく落ち込むこと、さらには配分方法も大きく変わることが予想されることから、平成28年度予算編成において今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、若者支援対策についてお答えいたします。少子高齢化が進行する中で、次代を担う若者が将来の夢を実現できるよう支援することは、市としても大変重要な施策の一つであると考えています。これまでも若者を含む市民団体等が行う公共性のある地域活動を支援し、地域の活性化と市民と市の協働のまちづくりを促進するため、市民提案型事業や公益社団法人五所川原青年会議所と市がパートナーシップ協定を締結し、協働のまちづくりの推進に向け、五所川原市民討議会を実施してまいりました。

議員御提案の若者の主体的な活動に絞った施策は取り組んでいないことから、御紹介のあった先進事例を研究し、検討してまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 平山議員の地方創生戦略として特産品の販路拡大と情報発信についてどのように取り組むのかという御質問にお答えしたいと思います。

これまで五所川原市の特産品及び地域ブランド認定商品の販路拡大の取り組みについては、都市部でのイベントではJR船橋駅前で開催している青森県観光物産首都圏フェアを初め、青森県人会が主催する青森人の祭典、東京ドームのふるさと祭り・東京などに出席するとともに、平成25年度からは名古屋市内のイオンにおいて青森フェアを開催し、地元商品の販路拡大に努めているところであります。県内では、10市大祭典を初めとする各種イベントに出席し、PR販売を展開しております。また、常設販売としては、東京都飯田橋の青森県アンテナショップ、あおもり北彩館東京店と県内の観光施設、空港を初め、市内観光施設のほかエルムで販売しております。

商品の販路拡大については、自治体の支援体制も重要ですが、企業みずから行う商品のブラッシュアップと価格交渉による企業努力が必要と考え、各種セミナーや商談会への誘導にも努めているところであります。

次に、流通戦略として、県は平成23年4月にイオン株式会社と包括協定を締結しており、以来県と連携し、同社に対して当市の特産品PRのため市長トップセールスを展開しております。また、五所川原産りんごの販路拡大のためJAごしょつがると連携し、首都圏を初め、大阪、名古屋、宮崎、大分などで消費宣伝活動を実施しております。

今後は、県や大手販売店を初めとする流通情報に着目し、新たな市場開拓に努めたいと考えております。

続いて、地方創生戦略としての特産品の販路拡大と情報発信についてであります。現在当市では当該事業を活用し、今年度特産品やブランド品14アイテムを掲載したカタログをテレビショッピングとインターネットで販売し、販路拡大とリピーター獲得に努めております。

また、近年では、インターネット消費者が急増していることから、各企業にブランド活動助成金を活用させ、ネット販売を進めており、現在楽天、アプレット、グルメドールなどのインターネットショッピングを介して販路拡大を行っております。特産品の販路拡大及び情報発信には、このようなテレビショッピング、インターネットの活用が有効と思われるため、今後もこれに力を入れていきたいと思っております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問、一問一答で質問させていただきます。

まず、通告の五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、その第1の当市の新型交付金の見通しについて、るる数字的な面で御答弁いただきましたけれども、27年度に比べて28年度の見通しの交付額というのが少ないというふうにして御答弁ございました。これについて、もう少し働きかけとかということは考えていらっしゃるか、この点をまずお伺いいたします。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 今回の働きかけですけれども、今現在国のほうでは8月の末に概算要求がもう上がっております。その金額が1,080億円という金額が上がっておりますので、この金額についてこれから上積みされるとか、そういう形のものなかなか難しい部分があるかと思っておりますので、やはり使い勝手の部分で今年度のような形で使い勝手のいい形の交付金であってほしいという希望がございますので、そういう形のを市長会、

そういう形のものを通して希望してまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 当市としても額が前年度よりも少なくなるというのは、やはり強い要望をしていかなきゃいけないというようにして思いますので、何とぞよろしく願いします。

それから、次の当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方についてでありますけれども、案としてこの総合戦略の策定された内容、議員説明会で説明していただきました。その中に、若者の定住促進政策、それから交流倍增政策、それから元気・健康づくり政策、それぞれ大きく3本の柱を掲げて、その中に細かくプロジェクトが組み込まれているというふうにして、一見具体的に見えますけれども、まだまだ具体的でないんです。ですから、このプロジェクトの中で、私がこの質問で一番お尋ねしたいのは当市の、ああ、五所川原ではこの地方総合戦略についてこういう政策をやって、この五所川原の人口減少に歯どめをかけていくんだというようにはっきりと政策を市民にもアピールできるし、認知していただけるような目玉になるプロジェクトの政策というのは一体何なのかという点、いっぱい細かくはありますけれども、その中でどのように考えているのか、この点をひとつお伺いいたします。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 当市のまち・ひと・しごと総合戦略を推し進める体制としましては、市の若手職員で構成する庁内のプロジェクトチームで人口減少対策として具体的な事業を立案、検討し、産官学金労言を含む有識者会議の検証、パブリックコメントを経て修正すべきところは修正し、実行するというPDCAサイクルにより、今後5年間取り組んでいくこととなります。

当市の人口減少は、人口流出による社会減と出生数の低下等による自然減が同時に進行していることから、当市のまち・ひと・しごと総合戦略のプロジェクトにおいても対策が網羅されていると言えます。

人口流出による社会減の最大の取り組みは、やはり雇用の場の確保であります。当市も高度経済成長期の昭和40年代から工業団地等への企業誘致を図ることにより雇用の場を確保し、人口流出による社会減の食いとめの取り組みを図ってまいりました。しかし、社会減の取り組みは、一市町村が取り組むのでは最も困難な取り組みでもあることから広域の見地からの取り組みが必要で、県並びに国の果たす役割が最も必要と考えます。広域的な見地からの取り組みが必要な社会減への対策を県並びに国がリードし、個人の意識の安心感醸成が必要な自然減対策を市町村が行うことにより、まち・ひと・しごと

総合戦略の成果がより大きくなるものと考えます。

今回お示した人口ビジョンでは、3つの過程を実現すれば人口減少を最も緩やかに食い止めることができると展望しております。平成28年度からの新型交付金は、人口自然減対策となる合計特殊出生率並びに平均寿命を向上する政策に最も活用してまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 この点、今財政部長御答弁いただきましたけども、市長は健康を回復して行政に復帰されて、大変恐縮ではございますけども、市のこの地方創生総合戦略、これについて市長のこれからの五所川原の将来のあるべき人口減少に歯どめをかける政策の思いというのですか、それを将来の市長の肩にかかったこの五所川原市の人口減少対策について、この政策をもって歯どめをかけて、五所川原市を活性化していくんだというようなことがございましたらば、一言御答弁いただければと思います。

○寺田武造議長 市長。

○平山誠敏市長 今の人口減少問題、やっぱりこの地域にとりましても何としても日本全体にとっても一番大きな問題だろうと思っております。この地域だけが特別人口減少が進んでいるということではなくて、日本の国全体が出生率の低下で将来的に日本そのものがなくなるのではないかという危惧を持たせるような、非常に大きな減少値だと認識しておりまして、一首長として何ができるかと、非常に大きな課題ではなかろうかと思っております。

ただ、この地域を預かる責任者としては、この五所川原市そのものが住んでよかったと、非常に住みやすいまちだというものをつくって行って、U、I、Jターンを凶っていくと、これが一番大きないい効果が出てくるのではないかと。多分全国的にもそういう都市間競争が厳しく行われると思いますし、特に子育てについての補助とか、医療費の補助とか、さまざまなそういう問題も出てくるとは思います。ただ当市の置かれている財政基盤とか、そういうものを考慮いたしますとなかなか勝手にあれもやりたい、これもやりたいというような状況でもないし、やはり五所川原市民としてどうやっていけばこのまちを暮らしやすい住みよいまちだというふうに外部の方々でも感じられるような、そういうまちにできればという思いです。

以上でございます。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 市長、答弁ありがとうございます。何とか健康に留意されて、この壮大な重要な課題に対して一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、

何とぞよろしく申し上げます。

次に、特産品の販路拡大と情報発信についてお尋ねします。経済部長の御答弁をいただきますと、あれもやり、これも、いっぱいもう尽くせる手はみんな尽くしているんだという御答弁をいただきました。ありがとうございました。その中で、これはどうなのというのをお尋ねしたいなと思います。

まず、第1点は、五所川原、地元にあるコンビニ、これに五所川原の約30品目もある特産品、ブランド特産品と言われているもの、これをコンビニと提携してコンビニのお店の中に何かコーナーみたいなのをつくって販売する、こういうことができないのかと。これは、具体的には函館のローソンと函館市は提携して、そのようなことが行われているとか、県内でもあるコンビニと何だか提携してコンビニに置いているとか。なぜコンビニかと言われると、大きいスーパーとか、いろんなフェアとか、こうやっているところに出展するのもいいんですけども、地元の市民の方々に五所川原の特産品と呼ばれているものが日常的に食味されているのかということをよくよく現場で見えますと、五所川原の特産品自体を余り知られていないのもありますし、何よりも前もって聞いた数字をお伺いしますと30品目もある特産品の年間の総売り上げが3,000万円だという数字をお聞きしまして、桁が違うのではないのかというふうに思うわけでございます。全国展開をしている割には3,000万円の特産品の総売り上げ、桁が違うのではないのかなというように思ったときに、もう少し地元の住民の人たちに日常的にも食味していただいて、それで口コミの宣伝効果も含めて販売していく、足元を固める必要もあるのではないかなと思ひまして、コンビニでの販売、提携というのは考えられないものか、この点をひとつお尋ねします。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 平山議員のコンビニとの提携ということでございますけども、大手コンビニについては、地域の食材の発掘に関してはほとんどのコンビニが県と包括協定を締結してございます。自治体からの食材情報の提供を受け、その食材を使用した商品開発を行うことから、魅力的な商品開発につながるということになってございます。実は、今回セブンイレブン、6月に青森県に初めて出店してきました。その前の2月の段階なんですけど、県のほうから五所川原市のシジミに関して、何か宣伝してくれまして、現地で供給状況を調査したいということでこちらのほうに来ております。結果としては、まだその辺、どういうふうにしてやっていくのかという結論は出ていないものの、そういうふうな県が行っている事業に、情報をどんどんこれから仕入れて、議員が大都市圏でのローソンのアンテナショップという部分もお話聞いておりまして、その辺もあわせ

て県と共同して情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 セブンイレブンの話出ましたけども、この辺では木造に出店されましたけれども、五所川原には出店していません。出店されない理由も御存じだと思います。なかなか厳しいわけです。これほど五所川原でほかのコンビニがいっぱいいる中で、セブンイレブンが参入するというのは大変な至難のわざだということで、木造に行って五所川原には来ていないわけです。ただ、提携するにしても今これからのことを考えた場合に五所川原市内にあるコンビニがどこなのか、一番多く店舗数あるところがどこなのかというのを見定めて、またターゲット絞って五所川原の特産品を置いてもらうというようなことを考えてもいいんじゃないのかなというふうにして思います。

もう一つ、この特産品のことについてですけれども、JRとの販売提携です。この点、上野駅とかで何かフェアやったりとか、各自の自治体とか金融機関の担当者とか、生産者がみずから店頭立って上野でフェアやっているらしいのですけれども、当市はこれやっていないのですか。JRとのまず提携、さっきちょっと答弁ございましたけども、JRとどう提携して販売しているのか、この点お尋ねいたします。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 上野の「のもの」の関係でございますが、実は一番最初が2012年1月20日開業されてございます。そのときの1月23日から25日までの3日間ですけども、当市の赤～いりんごの商品、シジミ加工品、五所川原産のりんご等の24商品について「のもの」で販売してございます。職員が赴き、宣伝をし、やりましたけども、その場所が立地条件が余りよくないということで販売額が少なかったんです。それで、これは2年間続けてやったんですが、現在は商品のみ提供で現在もやっております。

以上でございます。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 そうなんですか。わかりました。

それと、もう一点、販売ですけれども、まず観光の面です。観光の面で、観光客が五所川原市で立佞武多の祭り中心にいっぱい入ってきますけれども、全国的に見た場合にじゃらのリサーチのデータが出ていまして、特産品の食味販売売り上げが1割減っているという数字が出てございます。これは、ちょっと旅行関係のホテルとか、観光面で力入れている当市としても非常に深刻なデータでして、旅行の人たちの一番の目的というのは地元のおいしいものを食べたいと、これが約7割近くそういう目的があるそうです。やっぱり国内の旅行をした場合に、そこの地域に行って、まずここの地元のおいし

いものを食べたいというのが約7割が目的だそうでした、これは五所川原市としても特産品、おいしいものをどう観光客に提供していくのかということを考えてときに、もう少し五所川原市としてでも、商工会やら旅行関係、ホテル関係の人たちとも練る必要があると思いますけども、五所川原、地元の特産品をどう買っていただくのかということ特定立俣武多の館とか、駅前の何か置いてあるところだけに限らず、特産品の観光客に対する提供の仕方というのを見直す必要があるのではないのかなというふうにして思いますけども、この点どうでしょうか。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 販売場所の話で来ましたが、やっぱり特産品を販売するときにメインなのが観光地ということになると思いますので、その辺でその近隣の商店街ともお話ししながら広めていきたいなと。

もう一つは、やっぱり旅行する方というのは、現在インターネット使っているいろんな情報を仕入れてございます。それで、私最初のほうに答弁したとおり、テレビショッピングとインターネット、これに情報をどんどん、どんどん載せることによって、来る方もいろんな商品があるんだということ認識されれば、その辺の地元の特産品が多く売れるんでないかと思っていますので、その辺も進めていきたいと思っています。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 五所川原としてしっかりとそういう関係の団体と話し合っ、五所川原の特産品をどう行政的に陰ながらバックアップできるのかというのを、置く場所も含めて検討して、特産品をやっぱり地元の観光に来たお客さんに食べてもらう、買ってもらうというようなことをしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、通告の第2点目、若者支援策についてお尋ねいたします。若者支援策のことについては、五所川原は大変視察も多く、市民提案型の参画の提案されている事業、これは大変素晴らしいという評価でして、全国から視察に来られているようですけども、大変これは若い人たちの提案もあって、五所川原としてはこの市民提案型の施策の事業というのは素晴らしいと思っておりますけども、今回の質問はもっと年齢を絞った例がございまして、それが愛知県の小牧市の若者の夢へのチャレンジを応援する事業、これは小学生から25歳までに限定した活動について経費の一部を助成すると、上限が30万円までということ、あるいは新潟県の燕市というところでは羽ばたけつばくろ応援事業というのをやっておりますが、ちょっとこれ例挙げますと、個人としては高校生から20歳までの場合、個人での提案した事業に対しては助成額が10万円まで、団体としては小学校

から20歳までの助成額としては25万円まで補助金を出しているそうでした、その活動の内容としては大きく2つありまして、夢の実現活動例というのがありまして、これは例えば市のC級グルメの開発とか、海外交流活動、まちを楽しく面白く“元気なまち”市民アート推進活動とか、観光アプリの企画、開発、資格取得研修、こういうのが夢の実現活動例として挙がっております。

もう一つは、地域活動実践活動例というのがございまして、これは学校の日ごろの活動では取り組むことが非常に難しい事業、地域の特徴を生かした自分の住んでいる地域を誇れるような地域で取り組むイベント、災害時の避難誘導看板の設置や防災マップの作成、子ども大人の間サミットなど、こういう地域活動実践活動例として挙げられています。非常に20歳までとか25歳までの五所川原市の若者に限って、上限30万円までとか25万円までとかという支援の仕方があるわけですがけれども、五所川原の若者を大切にするんだというアピールにもなりますし、五所川原でもこの活動例の中には、既にこういう小学校から中高校生などが実際にグループや団体組んで立佞武多に参加したりとかしている例もありますので、こういうところに行政としても支援活動の補助金を出してもいいのではないかなというふうにして思いまして、提案させていただきました。この点、もう一度どう考えているか御説明願います。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 若者支援策について、再度お答えいたします。

今年度当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略を作成するに当たりまして、まず設置したのが人口減少対策庁内プロジェクトチームであります。チームのメンバーは、できる限り係長以下の職員を対象に横断的なチーム編成としたのは、やはり若手職員の意見を総合戦略の中に生かすためであります。今回の国のほうで支度されました300億円の地方創生先行型の交付金の上乗せ分の事業の検討の中で、人口減少対策庁内プロジェクトチームにおいて、今議員の御紹介にあったような若者がひとしく自己成長の機会を享受し、郷土愛を助成する仕組みとして、高校生等の意欲的なキャリア形成を支援するという議員御紹介の事例と同様の取り組みが候補に挙がりました。しかし、今回の上積み分の300億円については、平成27年度に事業完了しなければならないという当交付金の枠組みがありましたので、高校生等が利用できる機会が冬休みに限られてしまうことなどから、今回は見送りにいたしました。今後、継続的にこの課題に対して検討してまいりたいと考えています。

総合戦略の具体的な事業につきましても平成28年度の予算編成に向けて人口減少対策庁内プロジェクトチームによる検討のほか、総合戦略有識者会議等の意見を仰ぎながら

当市にふさわしいまち・ひと・しごと創生のために、先例にとらわれない発想のもとで立案してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○寺田武造議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時03分 再開

○平山秀直副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、木村慶憲議員の質問を許可します。6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 一登壇一

至誠公明会の木村慶憲です。一般質問をさせていただきます前に、一言申し上げさせていただきます。

繰り返しになりますが、平山市長におかれましては、4月2日から入院療養され、8月18日、無事に公務に復帰なされました。引き続き、市政のリーダーとして、御健康には十分留意されて御活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。質問の第1点目は、学校と地域の連携、コミュニティスクールについてでございます。世代を超えたさまざまな人との交流や、自然や生活の中での体験の減少に伴い、子供たちの規範意識や社会性の低下、学習意欲や体力、気力の低下などが課題となっております。核家族やひとり親家庭、共働き家庭の増加といった変化も保護者の子育てに対する不安や孤独感の増大、家庭教育力の低下などにつながっており、そういった課題を解決し、子供たちが健やかに成長できるためには学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携し、一体となって地域の子供たちを育む必要があります。保護者や地域住民が学校運営に参加する取り組みの一つとして、平成16年に地域教育行政法の改正により導入された学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールがあります。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、学校運営や教職員の任用に関して教育委員会や校長に意見を述べるができる、これらは法律上、明記されたものであります。

例えば栃木県小山市では、平成27年度から県内で初めて同制度を導入し、4月14日、市教育委員会が3小学校と1中学校に導入指定証を交付いたしました。指定期間は3年間で、再指定できるとあります。同協議会の委員は、各校10名以内で任期は1年間、再

任か特別職の公務員として校長の推薦に基づき、市教育委員会が任命します。

また、校長が保護者や地域住民の意見を聞き、学校運営に反映させる制度として平成12年に導入された学校評議員制度があり、平成24年現在で約8割の設置率となっております。しかし、同制度については、開催回数が少なく、形骸化しているとの指摘があります。学校評価された平成19年制度化の中の保護者や地域住民などによる学校関係者評価は、平成23年度には公立学校の9割以上で実施されていた同制度についても評価結果が十分に生かされていないなどの課題が挙げられております。

そこで、お伺いいたします。同市における学校と地域の連携に関する取り組みの現状と課題について伺います。

また、本市においても学校運営協議会制度を導入してはいかがでしょうか。平成26年4月現在で全国1,919校がコミュニティスクールに指定されております。公立中学校では1,805校と、約6%にとどまっているのが現状です。教育再生実行会議は、平成27年3月4日に取りまとめた提言で、全ての学校においてコミュニティスクール化を図ることを取り決めました。平成26年から開催されていたコミュニティスクールの推進等に関する調査研究協力者会議も平成27年3月20日、最終報告をまとめ、平成27年4月14日、文部科学大臣は中央教育審議会に対し、今後のコミュニティスクールのあり方や、それを踏まえた総合的な推進方策等について諮問いたしました。

ここで再度伺います。国が示しているコミュニティスクールの普及推進や将来的な必置化の方向について、当市の所見を伺います。まずは、既存の組織や取り組みの強化を図りつつ学校運営協議会委員となる人材の育成、確保を進めてみてはどうでしょうか。

教育再生会議の提言においては、「教育がエンジンとなって「地方創生」を」と題する項目が置かれ、地方の豊かな環境と結びついた魅力ある学校教育の展開は人口流出を防ぎ、都市部からの人口流入も喚起し得るとされました。また、学校は、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められ、コミュニティスクールにより地域との連携、協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり、スクールコミュニティへの発展を目指すことが重要であるとされ、中央教育審議会への諮問では学校と地域の連携、協働による教育活動を通じた人的ネットワークの構築や地域住民の学びの機会の充実方策、それらを主体とした地域の振興、再生方策についても検討事項とされました。

本市の歴史や文化、産業を教え、郷土に対する愛情や誇りを育むための教材作成や授業、場合によっては科目等に力を入れるべきではないか伺います。

学校の開き教室などを活用し、子育てや高齢者のサロン機能や地域活動の拠点機能などを持たせてはどうか提案するものでございます。以上についてお伺いいたします。

通告質問の第2点でございます。商店街の空き店舗の活用についてであります。日本全国の地方都市の駅前や中心部に位置する商店街は、来訪者の減少傾向が著しく、にぎわいや人通りの面で活力が失われつつあり、本市においても同様であります。いわゆるシャッター街と呼ばれる商店街、空き店舗、空き事務所、さらには店舗跡の空き地、駐車場などが目立つ中心街地の活性化は地方都市における喫緊の課題と言えます。国中小企業庁が平成25年3月に公表した商店街実態調査報告書によると、商店街の空き店舗数は平均6.0店、空き店舗率は14.62%と、平成15年度以降から空き店舗率は増加傾向にあるが、本市の商店街の空き店舗の状況、推移をどのように把握しているのか、また商店主の退店、廃業状況や退店理由をどう分析しているのか伺います。

国が6月に閣議決定したまち・ひと・しごと創生基本方針2015でもまちのにぎわいづくりの推進が地方創生の基本方針の中に盛り込まれており、その具体的な取り組み例として官民連携によるエリア開発、空き店舗などの利活用の促進、まちづくり人材の育成、小規模、修復型のエリア整備手法の活用、新規出店者の創業支援を含む商業、サービス業の新陳代謝の促進などの項目が明記されております。このような状況を踏まえると、今後空き店舗の活用など、商店街の活性化については地方創生の流れの中で全国的にもさまざまな角度からさまざまな取り組みが行われることが予想されます。現在全国の自治体で行われている商店街の活性化や空き店舗対策の取り組みの主なもののうち、既存の商店主などに対しては商店のリフォームに対する補助、什器や備品購入費の助成などがあり、空き店舗を商売の場として活用することを前提としたものには空き店舗への出店、出店補助、改装費や家賃など空き店舗紹介の専用サイトの開設などがあります。

また、空き店舗を地域活性化の拠点と位置づけ、多目的に活用するための取り組みとしては、市民活動の場としての提供、高校生の校外学習、商品開発や販売などの場としての活用、子供や障害者の居場所としての提供、高齢者の交流拠点などの例があります。

ここで伺います。既存の商店主らに対して、商業振興や地域活性化の観点で改装費の補助などの支援を行うことは検討しているのか、また空き店舗を活用した新たな出店に対する家賃、改修費、広告宣伝費など、きめ細やかな補助制度の創設を提案するが、いかがか。

空き店舗を活用して企業を支援するために、公設のコワーキングスペースをできれば商店街の中に設置してはどうか。

地域活性化のために空き店舗を多目的に利用する取り組みとして、鹿児島県薩摩川内市の事例があります。今年6月、市内中心部の商店街にチャレンジショップ「live n+」をオープンさせました。同商店街は、国道沿いに面しており、長さ約500メートル、

シャッターがおりた店舗が10店舗以上に上がるそうです。この空き店舗は元用品店で、床面積は134平米を市が借り受け、改装を行ったスペースを活用して期間限定の店舗、イベント、会議などでの利用を促すというものです。同市では、中心市街地の活性化だけでなく、今後のビジネス展開の拠点としての期待も寄せていると聞いております。これまでにジャズコンサートの開催や地場農産加工品の販売、弁当の販売等の食育フェアなどが行われているそうです。

ここで伺います。本市の商店街の空き店舗を薩摩川内市のように市が借り上げた、場合によっては改修を行った上でお試し出店として期間限定での貸し出しを行ってはどうでしょうか。空き店舗を子育てサロン、育児応援施設や高齢者の福祉介護施設、認知症カフェなど、商業目的以外の施設への活用を促すような事業の展開や補助制度などの創設は検討できないかお伺いいたします。以上、通告2点目の質問といたします。

通告第3点目、五所川原市民憲章についてであります。平成27年3月28日、合併10周年を記念して本市のさらなる一体感の醸成とますますの発展を目的に市民憲章及び市の花、鳥、木、貝が制定告示され、3月29日、合併10周年記念式典において発表されました。先人を敬い、郷土に誇りを持ち、郷土愛を育み、これまでの本市の歴史と伝統を将来に継承する、これが市民憲章の文中に掲げられておりますが、現在多数の市民の方で市民憲章を唱える方は果たしてどれくらいおられるのでしょうか。かく言う私も唱えることはできません。市民憲章制定委員会の方々の御努力によって素晴らしい市民憲章が制定されたのですから、ぜひ市民の方には啓発と活用を促す必要がありますが、いかがお考えでしょうか。

合併前の旧五所川原市民憲章は、各イベント、会議、資料への掲載、また開式、開会前に市民憲章を唱和後、会議に入ったものでした。残念ながら、現在その状況に遭遇したことはありません。ぜひ今後は広く市民の方々に、また小中学校を通して子供たちへの啓発と利活用をすることを要望いたしますが、いかがでしょうか。

以上の点についてお伺いし、1回目の質問といたします。再質問は自席より一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

○平山秀直副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 最初に、本市の学校と地域の連携の取り組みの現状についてお話しします。

学校教育の目的を実現するためには、学校、家庭及び地域住民、その他の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるも

のとするとして、平成18年に教育基本法が改正されております。これを受け、当市の小中学校においてもPTA活動を中心に据えながら地域の実態を踏まえ、評議員制度の導入、地域懇談会の開催、民生児童委員との情報交換、学校モニター制度の導入、学校関係者評価などを実施し、保護者、地域住民等の意見を学校運営に反映させております。

また、平成20年度からは、新たな取り組みとして国及び県の補助を受け、学校と地域の協働による連携を強化するために学校支援コーディネーターを配置し、地域の教育力の向上に努めてまいりました。平成26年度でこの補助事業は終了いたしました。今年度からは市の単独事業としてコーディネーターの人材育成を図るために学校支援活動推進事業として実施しております。

また、議員御質問の学校運営協議会制度、通称コミュニティスクールの導入についてでございますが、現行の制度の充実を計画的に図っているさなかであり、県内においてもいまだ設置の実績がございませんので、県全体の動向を見ながら慎重に検討していきたいと考えております。

次に、コミュニティスクールの必置化や、それに向けての人材育成、確保はどうかということについてお答えします。コミュニティスクールは、これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、先ほど議員がお話ししました平成16年6月にこの法律が改正になっております。しかし、今申し上げましたように、制度導入後10年以上もなるわけですが、青森県のみならず、全国的にも余り浸透していないのが現状でございます。

このような状況の中で、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働のあり方について文部科学大臣から中央教育審議会へ諮問がなされました。その中に、今御指摘のコミュニティスクールの必置化、学校と地域との連携、協働体制を築くための地域人材の育成、確保等が審議内容に盛り込まれております。まだコミュニティスクールの必置化は決定されておりませんが、必置化された場合には運営に適した人材の確保は重要な課題になるものと思います。現在評議員制度や地域懇談会などを実施している学校については、それらの方々に運営委員に移行していただいたり、学校支援活動推進事業のコーディネーターの方々も一応考えられると思います。

いずれにしても、コミュニティスクールの必置化にかかわらず、地域を支える人材育成のための事業や学校支援活動推進事業の周知を徹底し、幅広く参加を呼びかけて人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 コミュニティスクール関連の質問で、本市の歴史や文化、産業を教

材作成や授業に取り入れることについてについてお答えいたします。

当市の教育基本目標は、ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくりであります。現在の小学校社会科の目標の一つに、地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てることが挙げられております。これを受けて、市内の小学校では、当教育委員会が編集、発行した改訂版の小学校社会科副読本「わたしたちの五所川原」などをもとに、当市の歴史や文化について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を培う学習に取り組んでおり、また学校によっては当市の歴史及び芸術や文化施設等を活用した授業を取り入れているところでもあります。

今後も当市の歴史や文化についての理解を深め、地域に対する誇りや愛着を培う学習を推進してまいります。

次に、地域活動の拠点の場として空き教室などを活用することについてであります。近年少子化に伴い、児童生徒数の減少や学校の統廃合により廃校施設や空き教室が増加する傾向にあります。当市の小中学校においても同様に廃校になった学校や空き教室が生じておりますが、現在は少人数指導や習熟度別指導等、多目的に活用されており、また一部の学校では空き教室を放課後児童クラブとして活用しております。また、廃校になった旧嘉瀬小学校体育館を地元の住民に開放するための準備を行っておりまして、近日中に利用開始の運びとなっております。学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、その校舎などは地域のシンボリックな存在である場合も多く、さまざまな活動の拠点となるべき施設と考えておりますので、地域拠点の場としての活用について今後も継続してまいります。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 木村議員の商店街の空き店舗の活用について、その中の本市における空き店舗の状況とこれまでの推移、店主の廃業、または退店理由の把握についてお答えしたいと思います。

当市における空き店舗の状況については、毎年度青森県が実施している中心商店街の空き店舗調査に基づき、当該調査は旧五所川原地区の本町、中央通り、大町、布屋町の4カ所の商店街を対象に実施され、平成26年度は店舗数200件、空き店舗、空き地44件、空き店舗率22%となっており、過去5年間は総じて横ばいの状態が続いております。

また、店主の廃業、または退店の理由につきましては、当市においては把握できる資料等はありませんが、青森県が実施した平成26年度商店街及び地域団体実態調査報告書によれば、空き店舗の発生原因の上位には後継者がいないための廃業、店舗の移転、

テナント退店による空き店舗化、大型店の影響による経営悪化が挙げられており、当市の商店街においても当てはまるものと推測されます。

次に、既存の商店主に対する店舗の改修費の補助についてでございます。既存の商店主に対する店舗の改修費等に対する補助につきましては、当市において現在のところ該当する事業はございませんが、中小企業への融資や経営支援に関しまして、今年度から青森県特別保証融資制度と連携した五所川原市特別保証融資制度を実施しており、融資制度利用者に対して信用保証料を全額補給しております。この融資制度は、運転資金や設備投資等、事業活動に必要な資金の調達を図る中小企業を対象としており、青森県と連携したことにより融資利率が引き下がり、より活用しやすい制度となっております。

また、小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル優融資への利子補給事業に関しましては、今年度から補助の対象を拡大し、従来の五所川原商工会議所に加えて金木商工会、市浦商工会で推薦を受けた方についても利子補給の対象としております。

商店街活性化のためには、魅力ある店舗づくりや店舗環境の改善も必要であるとの認識のもと、今後も商工会議所、商工会等からの専門的な助言をいただきながら既存の商店主にとってよりよい制度の構築を目指してまいります。

次に、新規出店者に対する家賃、店舗改修、広告宣伝費に対する補助についてでございます。新規出店者に対する補助につきましては、出店までの支援として今年度青森県と共同により五所川原市創業相談ルームを開設しております。この事業は、立佞武多の館の1室を借り上げ、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターのインキュベーションマネージャーが構想、企画の段階から創業、起業に至るまで一貫して支援するものであり、6月の開設以来10人、24件の相談実績があり、8月までに2件の新規事業者が開業しております。

また、新規出店者が中心商店街に開業した場合、五所川原市空き店舗対策家賃補助事業に申請していただくことにより、対象店舗の一月分の賃借料の2分の1、または3万円のいずれか低い額を二十四月分補助いたします。これまで2件の新規出店者がこの事業を活用しております。新規出店者に対する店舗改装、広告宣伝費に関しましては、現在実施している五所川原市空き店舗対策家賃補助事業の事業効果及び補助金の活用者の意見等を参考にしつつ、商店街の活性化により効果的となるよう検討してまいります。

次に、空き店舗を活用して起業を支援するため、公設のコワーキングスペースを設置してはどうかという御質問でございます。近年のインターネット等の発達により、場所の制約にとらわれずに働くことが可能となったことで、新しいオフィス環境の形態としてコワーキングスペースが都市部を中心に開設されております。異なる職業やさまざま

な年齢層の人々がオフィス環境を共有し、働きながらさまざまな情報を交換することでみずからのビジネスを飛躍させ得る可能性もあり、起業を志す方へも有益な場と推測されるところであります。

高齢化や後継者不足により事業所数が減少している今日、開業率の上昇には創業、起業家が不可欠であり、当市におきましてもこうした状況を踏まえ、創業相談ルームを設置することで創業、起業を支援しております。創業相談ルームでは、10人程度が集まる広さを準備し、創業、起業にかかわる情報収集やミーティングの場として利用可能となっており、議員御提案の公設のコワーキングスペースにつきましては、現在県と連携して取り組んでいる創業相談ルームの相談実績や他の自治体の事例を調査した上で、今後その設置について検討してまいります。

次に、空き店舗を多目的に利用するため、市が空き店舗を借り上げ、改修した後に一定期間市民に賃貸し、子育てサロン、認知症カフェとして利用できる環境を整えるべきではないかという御質問でございます。議員御提案の市が空き店舗を借り上げ賃貸するチャレンジショップは、まちなかのにぎわいと空き店舗の解消が期待できる事業であると認識しております。当市が今年度から実施している五所川原市空き店舗対策家賃補助事業は、チャレンジショップと目指すところは同じく、活力と魅力ある商店街づくりの促進を目的とする制度であります。この事業における補助金交付対象者は、小売業、サービス業、飲食業を主とする業種を営む者のほかに、まちなかににぎわいを生み出すコミュニティ施設の運営事業者についても対象としているところであります。

議員御提案の子育てサロンや認知症カフェといった地域の抱える課題に対応したコミュニティビジネスの開業相談もあったことから、今後の事業実績、効果等を勘案しつつ商店街の活性化に向けて事業の実施方法等を検討してまいります。

以上でございます。

○平山秀直副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 市民憲章の御質問にお答えいたします。

五所川原市市民憲章は、議員のお話にありましたとおり、新市発足10周年を記念した事業として、当市のさらなる一体感の醸成とますますの発展を目的に、3月に制定いたしました。この市民憲章は、市民が郷土に対する愛着を育み、主体的かつ実践的にまちづくりに参加するための市民活動の行動規範であり、市民が主役のまちづくりの基本方針となるものであります。この市民憲章の啓発と活用の取り組みといたしましては、広報ごしよがわらや市ホームページを通じて周知を図っているほか、市民憲章のほか市の花、鳥、木、貝を一体とした掲示用のポスターを4月に作成し、市役所本庁舎、総合支

所、中央公民館、図書館など、市民の利用が多い施設に掲示を行ったほか、市内小中学校への配付も行い、児童生徒が目につきやすい場所に掲示しております。

なお、市ホームページでは、市民憲章の唱和の仕方を掲載し、各種式典や会合など、市民の皆様が集う場所での市民憲章の唱和について協力をお願いしております。市民憲章の前文にもありますとおり、五所川原市が持つすばらしい地域資源と先人たちの不撓不屈の精神によりつくり上げられた歴史、伝統を受け継ぎ、そして後世にしっかりと引き継いでいくため、市民の皆様、特に当市の将来を担う子供たちにしっかりと定着が図られるよう教育委員会などにも協力を要請しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 市民憲章の啓発と活用に関し、教育委員会の対応についてお答えします。

市民憲章に掲げる、郷土に誇りを持ち、健やかで潤いがあり、文化のかおる美しく住みよいまちづくりについては、五所川原市教育委員会が教育基本目標としているふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくりに相通じることから、当市の将来を担う子供たちが市民憲章の趣旨を理解し、市が持つすばらしい地域資源と先人たちの不撓不屈の精神によりつくり上げられた歴史や文化を引き継いでもらえるよう教育の場において積極的に取り入れていく方向としており、具体的には小中学校の始業式や終業式など、学校行事の前に市民憲章を唱和することを指導しているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、北辰大学など高齢者の生涯学習の場や、成人式などの行事の際にも市民憲章を唱和することとし、市民憲章の趣旨が市民一人一人の心の中に根つき、郷土に誇りを持ってともに郷土のさらなる発展に協力していただけるよう市民憲章の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 御答弁ありがとうございました。再質問に入らせていただきます。

コミュニティスクールについてでございますが、先ほど教育長の御答弁の中で、導入に当たっては県内の状況、動向、慎重にその推移を見守りながら進めていくという御答弁ございましたけども、単刀直入にどうなんでしょう、導入に当たっての一番の課題というのはどういうふうなものがありますでしょうか。お教え願います。

○平山秀直副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 導入に当たっての課題ということですけども、お答えします。

議員御指摘のように、この趣旨は子供たちが健やかに成長するには、やっぱり3者がそれぞれの役割を果たして相互に連携し、一体となって地域の子供たちを育むことにあります。しかしながら、今までのPTA活動やボランティアとしての学校支援、また学校評議員制度などとは大きな違いがあります。それは、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参加するということでございます。

導入に当たっての課題としては、学校運営に積極的にかかわれる地域の人材の確保、保護者、地域住民の理解、学校長、教職員の理解、さらには予算の確保などが挙げられると思います。現在は、学校評議員やPTA、地域住民からの学校関係者評価などを通して意見を伺い、学校運営に反映させておりますが、新たにこのような制度を設けることはいずれかが形骸化してしまうおそれがあると思います。さらには、協議会に学校運営の基本方針の承認、教職員の任用等について意見を述べるなどの権限を持たせるということは、学校教育、また教育委員会制度の根幹にかかわるような内容も含まれており、青森県を初め、全国的に広がりを見せていないのではないかなと思います。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ありがとうございます。立ち上げについては、いろいろな諸問題、予算の問題から責任問題から、いろいろあることを認識しました。どうなのでしょう、現場です。校長先生とか教職員の方々、この制度に対する理解とか認識はどういうふうに持っているものでしょうか。いろいろ問題はあるんでしょうけども、例えばモデル校の設置とか、先ほどは教育長の話で、研修等々でこの制度についてはかなり教職員の方たちには理解を促進しておるといことなんですけれども、どうでしょう、現場の校長先生方のこの理解、認識度はいかがなもんなんだろうかと。

○平山秀直副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 まず、現場の先生方の理解、それからモデル校とかの設置、研修、そういうふうなことについてお話しします。

昨年まで当市では、先ほど言いました学校支援活動推進事業を実施して、学校支援コーディネーターの研修会を毎年2回ほど実施してきました。その中で、平成25年、おとしの10月には文部科学省から学校運営企画官をお招きし、地域とともにある学校づくりというテーマで研修会を開催しております。その際には、市内小中学校の校長及び管理職にも参加をいただきました。説明の中には、新たな取り組みとして文科省が力を入れているこのコミュニティスクールについての説明もございました。このことから、この制度についての理解や認識ということですけども、校長、教頭の管理職についてはある程度の理解、認識が進んでいるものと思っております。ただ、一般の教職員について

は、特別まだ把握しておりませんので。

また、モデル校の設置や研修会の開催についてですけれども、現在中央教育審議会で話し合われていることもありますので、今後国及び県からの何かのアプローチがあるものと思われまますので、その際には実施することも含めて検討してまいりたいなと思っております。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ぜひ学びを核とした地域づくり、子供たちはやはり家庭、学校、地域、3者一体で育む必要があると思いますので、ひとつその方向で前向きに検討していただくことをお願いし、この質問を終わります。

商店街の空き店舗の活用についてでございます。いろいろ商店業に対して行政のかかわり方、限界あることは承知しております。先ほど部長の答弁でやられている対策事業多々ありますけれども、私のほうから提案になります。一応今の空き店舗イコール中心市街地活性化、これにもつながる意味があるので、また質問させていただきます。やはり空き店舗、空き地、至る所で目につきますけれども、焼け跡のような、今までの区画整理事業であってもそれは絵に描いた餅、失敗じゃないかというお話、多々市民の方から寄せられますけれども、そうあってはならない。これからまた一つ一つ空き店舗対策、空き地対策をして、中心市街地を活性化するんだという意味において、いろいろな行政でやっていく、とられる手法あると思います。どんなものでしょう、まず、県の実施された動向を先ほど部長のほうお話ししましたけれども、市独自で商店街の景況、それからこれからの予測、来訪者の動向等の、まず基本的に調査実施してみてもどうか伺います。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 当市の中心商店街に存する大町商店街及び中央通り商店街においては、各商店街が主体となって歩行量調査やアンケート調査を実施しております。

また、平成26年度には、青森県が県内商店街の現状や空き店舗の状況、直面している商店街の問題点等、商店街の実態を明らかにするため、県内商店街に対しアンケートを実施しております。

当市といたしましては、これらの調査結果を踏まえつつ、より効果の高い施策を実施することにより空き店舗解消に努めてまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 また提案となりますけれども、いろんな方法、空き店舗、それから空き地対策考えられるんですけれども、例えばどんなものでしょう、店舗活用のセミナー開催とか、空き店舗活用の提案募集、採択事業を予算化して、採択者が実施するという

ことも考えられるんですけども、この辺どうお考えですか。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 地域における商店街は、商業機能のみならず、地域のコミュニティの機能を担ってきたものの、郊外型の大型店舗の出店、店主の高齢化や後継者不足により、近年は商店街のにぎわいが失われつつある状況にあります。商店街における既存の資源である空き店舗を有効に活用することは、まちの活力とまちなかにぎわいにもつながると考えられるため、今年度から中心商店街における空き店舗対策家賃補助事業を実施し、空き店舗の解消に努めているところであります。

議員御提案の空き店舗活用者向けのセミナーや空き店舗活用に関する企画提案型の事業は、現在実施していないものの、空き店舗解消に向けた一つの施策として事業実施の可能性も含め、空き店舗解消に向けた効果的な施策を検討してまいりたいと思います。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 商業の、今既存の商業主、悪いという意味じゃないんですけども、やはり今商いはしていないけども、これからやりたい、やっていくんだというふうな方にも門戸を開いて、そのためには空き地、店舗の助成、そういうふうなやる気のある方たちに支援する意味でもっていてもやはりこういうふうな事業はぜひ進めてやっていけたらなと思っております。五所川原市には優秀な人材ございます。起業をしていないけども、これからやるんだ、そういうやる気のある方です。タウンマネジャーと申しますか、そういうふうな人材をあなたならどういうふうにしますか、こういうふうにしてやる手法がわかるのであれば、そういうのはどんどん広くそういうふうなタウンマネジャーの方を募集して、ぜひ活用したほうがよろしいかなと提案するんですけど、この辺お願いします。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 議員御指摘のタウンマネジャーは、商店街の活性化やまちづくりの専門家として、地域の商店街振興組合や店主、住民とともに、その地域における強みを見出し、まちづくりの方向性を決めるとともに、地域の活性化に資する事業の計画、立案、調整及び実施を推進する役割を担うものであります。地域の商店街の活性化やまちづくりには、従来から商店街振興組合、商工会議所や商工会、行政機関の役割が重要であります。既存の機関のみでは一定の限界があると考えられることから、まちづくりに関し多様な担い手を新たに発掘していくことも重要であると認識しております。

当市においては、平成24年5月に民間有志によるまちづくり会社である株式会社まちなか五所川原が設立され、商業施設を核としたイベントを実施することにより、まちな

かの集客力を高めるとともに、地域のコミュニティ機能の向上に一定の役割を果たしているところであります。

議員御提案のタウンマネジャーの設置により、これまでと異なった視点からまちづくりや商店街の活性化が進むと考えられるところでありますが、当市においては既存の株式会社まちなか五所川原、商工会議所、商店街振興組合等、組織の活用と新規創業者による出店により世代交代を図りながら地域の商店街の活性化とまちづくりを進めてまいります。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 全国の今地方の金融機関では、空き店舗の利活用を含む商店街自体の活性化に取り組むために、地域経済活性化支援機構と連携してファンドを設立し、商店の内外装費や耐震補強、未利用地の活用などに必要な資金提供を行っていく動きが出始めておるんだそうでございます。これらを念頭に置いて、当市でも地元金融機関との情報、意見交換の場を設置して、あるいは連携協定の締結などの取り組みを行ってはどうか提案いたしますが、いかがでしょう。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 まち・ひと・しごと創生基本方針2015では、地方都市の再生と地方経済の活性化を同時に実現するためには、関係機関が相互に連携し、地域経済を支えるサービス産業の生産性を向上させる組織や新たな需要を喚起する取り組み等によって、地域の稼ぐ力を高める必要性があるとされているところであります。地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図るためには、人の流れと活力を生み出す中心となるまちを形成する必要があることから、当市においては1つ目として事業主が事業を継続し、発展し続けることができるよう事業資金の借入額に対する信用保証料の補給費の補助や経営改善資金の利子補給を行っているところであります。

2つ目として、新規に空き店舗を利活用して出店しようとする創業者に対し、空き店舗対策家賃補助を行うとともに、創業後もインキュベーションマネジャーを伴走型の支援を行うことで、持続可能な経営をサポートすることとしております。

議員御提案のファンドの活用についても地域商店街の空き店舗の解消、まち並みのにぎわいづくり、地域の活力創造には有効な一つ的手段であると考えられることから、地域の商業団体の意見を聞きながら最も効果が見込まれる金融施策を検討してまいります。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ぜひやる気のある起業者にひとつ支援いただくことを期待して、

この質問を終えます。

五所川原市民憲章について、1つだけ提案させていただきます。この間、市の広報、そしてFMごしょがわらでも取り上げていました。市民憲章の活用法と申しますか、周知しております。

もう一つ、できれば市民憲章を大きく掲示して、会議の場で張りつけ、掲示するような市民憲章を各団体、いろいろありますよね、そういうふうな各団体で掲げていただけるように印刷して、そんなに予算かからないと思うんです。印刷したものを配布して、ぜひ会議の際は、冒頭提示してくださいとか、そういうふうなことはできないものでしょうか。

○平山秀直副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 スタートの段階で本庁舎、総合支所、図書館のところにやりましたので、同じ趣旨からすれば、コミセンだとか、そういう場所にはぜひ掲げて、皆さんに見ていただくような形がこれから必要になると思いますので、検討させていただきます。

○平山秀直副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ありがとうございます。ぜひお願いします。やはり市民憲章を唱和することによって、文化、伝統、先人たちの不撓不屈の精神、子供たちが唱和することによって自然と頭の中に入りますんで、大好きな五所川原になっていただくために、ひとつ子供たちにも教育の場で、また学校を通して実践していただきたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございます。

○平山秀直副議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

次に、13番、秋元洋子議員の質問を許可いたします。13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。至誠公明会の秋元洋子です。壇上からの1回目の質問をさせていただきます。

先ほど来、一般質問した方々が市長の退院をおめでとうございませと、すばらしい、いい文句でいろいろ話ししていましたが、私は単純に市長の顔を見て、この議場にいることがほんわりと雰囲気よろしくてすばらしい議場だと思います。市長がやっぱりそこにいて、副市長がそこにいて、皆さんがいて、初めて五所川原市の議場ではないかなと感じております。市長、御退院、本当におめでとうございました。

それでは、早速始めたいと思います。今金木町の現状は、観光バスも結構来ております。それから、汽車からおりてくる一般の人たちも結構おります。そして、あっちこっちをのぞきながら、町を散策しながら、観光客もまばらに来ております。でも、マディ

二一の中で商品は思いがけないものがやっぱり地域性のあるこぎん刺しとか、そういうものが結構売れております。近年になく、これ私ごとで済みませんけれども、私もこぎん刺しを出しております。ここ何年か、10万円単位以上のもの売れたことなかったんですけど、今年は売れました。何が原因なのか。人が来ていることでしょう。でも、観光客の方々が記念館を見て、三味線会館を見て、あっちこっち散策はして歩くんですが、隣の旧西沢家、結構門から古い建物の中のぞいております。「何もないんだね」と帰っていきます。それを聞いたんに何となく金木は、これは市長退院した後、ちょっと耳が痛い言葉かもしれませんが、金木の住民はこういうふうにっております。「大きい建物は、五所川原にどんどん建てて、金木には何も建たない。旧西沢家を見てごらん。投げられてしまっているじゃないか」と、旧西沢家はもう永久になくなるんじゃないかと、なくはないけれども、何年も手をかけておりません。そういう状況でございますので、ぜひ旧西沢家、今までの進捗状況もお聞きしたいと思います。

今後の見通し、また計画についてもお聞きしたいと思います。

そして、斜陽館の2階から隣の旧西沢家をこう眺めたときに、屋根の腐食している赤茶けた屋根が見える。観光客にとっては斜陽館のほうは力を入れているけども、隣は何なんだという建物、非常に対比が激しくて、「隣は何もやっていないんだろうね」とのぞいていく方が結構多いそうです。そして、マディニーのほうの事務の女の子、売り子の女の子の人たちに「あの隣は何の建物なの」と聞いていくそうなんです。非常に私は心が痛みます。

それについて、某新聞の社説の中に、平成27年3月に載ったんですが、弘前市で国の登録有形文化財の旧第八師団長官舎にスターバックスが入ったそうです。コーヒー店です。そして、今は現在営業しているそうです。すごい人だそうでございます。金木町も太宰治記念館、そして重要文化財、隣に旧西沢家と並んで有形文化財、文化財のエリアで、間違っていたら言ってください。エリアがございしますが、景観の整備やら、いろいろなものが修復するべき時が来ていると思います。

それで、旧西沢家にもぜひ弘前みたいにコーヒーの飲めるところ、憩える場所、休める場所、老人たちがゆっくりと休める場所が欲しい。それが金木の市民の人たちの要望であり、希望でございます。いつまで旧西沢家は放っておくのかと、行政に対して不信感を持っている人たちが結構増えていきます。できれば、旧西沢家の場所にコーヒーでも飲めて老人たちが憩える、そんな場所をぜひつくってほしい。有形文化財でありながら、あの後一向に、進捗状況を聞くんですが、どこまで延びているのか。いつもあのまんまの状態です。ぜひ大きい質問の1つとして、旧西沢家の進捗状況をお知らせください。

そして、今後の見通し、また計画についてもお知らせください。

これから旧西沢家の隣にある、前は飲食、食事もできましたけども、そこを取り壊してもとの原形に復元するんだという話ではございますが、そののところに食事どころとかコーヒー飲む場所ができないものか。ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、2番目に教育費について。中学校の部活の予算についてですが、私、中学校の吹奏楽部の父兄の方から朝早くに訪ねて来られて、今金木中学校で吹奏楽部が東北大会に出場するんだけど、生徒たちが演奏するときを使う楽器がそろっていない。そして、何ていうんだかわかんないんだけど、その楽器がなければ演奏できない、大会に出られない。その楽器を木造から借りてきているんだと。木造のどっから借りているのという話で、そしてよくよく調べましたら木造高校から1つ、中里中学校からも1つ借りておりました。私たちは、五所川原市に住んでいるんです。中里町から借りてこなくちゃいけないような状況がおかしいと思いませんか、皆さん。私は、非常に残念に思って、子供たちがふびんでなりません。そしてまた、今回木造高校と中里中学校から楽器を借りて東北大会に出ました吹奏楽部が金木中学校が銀賞、五所川原一中が銅賞と、生徒たちの活躍がすばらしい。そして、すばらしい成績を上げた。大変誇らしく思っております。ですが、残念なことにコンクールに出場するに当たり、自校の楽器が余りにも古くて大会で使用できるものではないということで他校から借りてきた楽器を演奏している。思いっきり子供たちが演奏できますか。非常に嘆かわしい話です。この楽器を買ってあげるにしても、その予算はどこから出るのか、そしてそういうのは予算組みされていないのか、そこを1つお聞きしたいと思います。

そして、つがる市からと中里中学校から借りて東北大会に出場しています。この事実についてもどういうふうに考えているか、答弁お願いいたします。

それで、吹奏楽部の楽器は、大きな楽器は大変高価なんだそうです。ですけども、将来を担う五所川原市の生徒たちのために200万円、300万円の金額を惜しまず出してほしい、予算化してほしい、それが今私の願いでございます。

そして、1つこういう提案をしたいと思います。若い世代に文化と芸術の活動を奨励する、そういう支援する制度をつくってほしいと思います。こういう大きい大会に出て、もしかすれば楽器が自校の楽器でずっと今まで練習してきたのであれば、金賞とまでいなくても金賞に届いたかもしれません。全国大会に行けたかもしれません。それで、その支援する制度をぜひつくってほしいと思います。それに対してのお答えもお願いいたします。

老人に対しては、手厚い予算もいっぱい組まれております。教育費というものは、意

外と削りやすい。子供たちには、非常に今の現状が酷ではないかなと思っております。そこら辺を答弁お願いしたいと思います。

それから、学校図書についてですが、大変司書の方々が忙しい思いをされていると聞いております。現在何人の方が全校の図書の仕事をカバーしているのでしょうか。お知らせください。

ちょっと済みません。お水飲ませて……しゃべり過ぎだが。聞こえていました。質問しているんです。それから、3番目に金木町斎場の設備について質問したいと思います。金木斎場の非常用発電設備の現状はどうなっているのかお聞きしたいと思います。市浦の斎場と五所川原市の斎場は設備が完備されているようです。どうして金木にだけは設置していないのか、しないのか、理由を教えてください。

それから、もう一つ、火葬中にもし停電があった場合の対応についてお答えください。近年の温暖化が進み、天候の変化が著しく目まぐるしく変わる昨今、いつどうなるかも知れません。そして、建物も古くなってきておりますので、事故、停電が起こり得る可能性が十分にあり得ると思います。これについて、ぜひ答弁お願いいたします。

壇上からの質問はこれで終わります。

○平山秀直副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○寺田建夫教育部長 まず、1つ目の旧西沢家の保存活用事業の進捗状況についてお答えいたします。

旧西沢家の保存活用事業の概要につきましては、平成20年3月7日に国登録有形文化財に登録されてございます。その後、平成24年度に保存すべき貴重な文化財として市が取得してございます。一般公開を目指し、平成25年度には公開活用計画を、翌年平成26年度はその計画に基づき、保存修理方針と工事概算を算定した基本計画を策定いたしました。具体的には、新しい住居及び母屋の増築部分を解体し、現存する母屋と蔵の外部及び内部の復元、補修を実施いたします。今年度は、基本計画に基づき、保存修理工事のための実施設計に着手しております。平成28年度、29年度の2カ年で保存修理工事を実施し、平成30年度から一般公開する予定としております。

そして、その旧西沢家住宅の管理体制と活用計画についてでございます。平成30年度を目途に公開予定の旧西沢家住宅は、冬期間を閉鎖とし、地域の住民団体等に管理を委託する直営を現時点で考えております。具体的な活用計画でございますが、教育委員会といたしましては建物の文化財的価値を考慮し、天井部及び床下部分に軸組補強を施すことにより、現状の文化財的価値を損なわないよう現状保存の工事を基本として実施い

たします。母屋と中庭については、隣接する斜陽館と連動した形の公開を、母屋以外では敷地北東側の土蔵を市民団体等が制作した作品等の展示場所となる市民ギャラリーとして開放し、市民の芸術文化の振興を図ることを考えております。

また、母屋と土蔵に囲まれたオープンスペースは、周辺の観光施設を回遊する観光客の屋外休憩スペース、地域住民の小規模なイベントスペースとして利用することを考えております。議員御質問、御指摘ありました旧西沢家の母屋の内部での飲食等につきましては、マディニーとの兼ね合いとかもございますので、現状ではまだ母屋の中で飲食を行えるようにするとかは結論を導き出してはおりません。

それから、中学校の部活予算、中でも芸術文化活動、いわゆるブラバン、吹奏楽部の予算関連でございますが、部活動の支援という部分については市内中学校において授業の中で多数の生徒が使用するものについては教材備品や消耗品として学校予算から購入しております。また、授業の中で使用しない用具の購入及び部活動に要するさまざまな経費は、それぞれの学校で生徒会費の一部を充てたり、部活動を支援する後援会を組織し、地域から寄附を募るなどして各部に配分している学校もあります。このほか、部員の保護者から部活動費を徴収したり、場合にもよりますが、個人で使用するものについては自己負担により賄われている学校もあります。

御提案のありました吹奏楽部につきましては、楽器が非常に高額なことや、授業では通常使用する機会もないことから、教材備品としての取り扱いは難しいものと考えております。いずれにしましても、これまで学校からは直接要望のなかった事柄でありますので、まずは各校の活動運営状況を調査し、実態を把握して判断してまいりたいと考えております。

ちなみに、このたびの金木中学校の吹奏楽部、ちょうど五一中と2校が東北大会選出され、8月30日にコンクールがあったわけでございますが、金木中学校の県大会への出場に当たり、顧問の先生から直接その状況を確認したところでございますが、借用した楽器は木造高校で使用している打楽器であるビブラフォンという鉄琴、木琴です。あのビブラフォンだそうです。木造高校で使用しているそのビブラフォンは、100万円ほどの楽器だそうです。金木中学校にはそのビブラフォンがないのかということ、現在使用している楽器はあると。ただ、上位のコンクールにせっきくの機会に参加できたもんだから、いい音色で演奏をしたいということで、現在金中にあるビブラフォンは30万円から40万円の相当で、古くなっているということでしたが、そういうことで確認をしておりました。いろいろと教育予算で全て予算をつけるということになりますと、部活動というのは吹奏楽以外にもいろいろ運動部もあります。それぞれの部活動費全般にかかわること

でありますので、いま一度学校のほうに、各学校に対して部活動の実態、運営費の工面といったものについては調査確認いたしまして、今後の方針などを検討してまいりたいと思います。

それから、学校図書館の維持という部分で、昨年図書館の司書の活動が、学校図書館の整備とか応援することになりますので、非常に業務負担が大変であったということで、秋元議員がおっしゃったとおりでございますが、今年度市立図書館には新採用で司書を2名新採用しております。今年度も各学校、小学校が11校、中学校が6校あるわけですが、そちらにローテーションを組んで学校図書館の図書の整理、補修と、そういったものの業務に大体2人単位のチームで伺っておりまして、大体1校に三、四日かかるそうです。それで順繰り順繰りやってきているということで、図書館の業務負担としては増員となったことによって、昨年までとは異なって、内容の充実した活動が展開できているということでございます。

以上でございます。

○平山秀直副議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 金木斎場非常用発電設備の現状と停電時の対応についてお答えいたします。

当市の斎場は、昭和56年度に供用開始しました五所川原地区の葬斎苑、昭和59年度に供用開始しました金木地区の金木斎場、平成11年度供用開始しました市浦地区の市浦露草斎苑の3カ所がございます。議員御指摘のとおり、葬斎苑及び市浦露草斎苑におきましては、施設建設時に非常用発電設備が設置されておりますが、金木斎場には設置されてございません。法令上、火葬場の非常用発電設備の設置が義務づけられていなかったことから、当時設置しなかったものと考えられます。

なお、葬斎苑、市浦露草斎苑の施設供用開始後の火葬中の停電はなく、非常用発電設備を使用した実例はございませんが、災害時における停電も起こり得る可能性はあります。金木斎場で火葬中に停電となった場合は、その対処法はなく、電源の復旧を待つこととなります。

以上でございます。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 今部長から旧西沢家の答弁も聞きましたけども、30年に全面的に改善すると。そして、中で食事とかコーヒーとか、そういうのはマディニーの兼ね合いがあってできないということですね。マディニーのこと、なぜ考えるんですか。マディニーは、はっきり言ってあそこは指定管理で運営しているところです。この中で、経営

するというのはもうけ主義ではなく、地元の住民が憩える場所として使うための、私が言っているのはそういう提案です。だから、マディニーに何も気兼ねすることはございません。私はそう思います。残念ながら、今の答弁を聞いておりますと、それ以上前に進もうとも、何をしようとも、何もやる気がないというのがはっきり見てとれました。もう少し前向きに町のこと考えてください。議長、休憩かけて、ちょっといいですか。

(「いいよ」と呼ぶ者あり)

議場にいる議員の皆さんももう少し真面目に話を聞いてください。これは、皆さんにかかわりのあることなんです。子供のことにしても何にしても、もうちょっと真剣に物を考えて聞いてくだされば、やじ何ぼ飛ばしてもいい。何も気にもしないからいいんですけども。これは本当に金木町の住民にとっては非常にみんな腹立たしく思っているんです。いつもあの赤茶色い腐ったトタンの屋根の旧西沢家を見て、何年見ましたか。

(「秋元議員、さあ再開せじゃ」と呼ぶ者あり)

再開していました。ごめんなさい。聞いていたでしょう。いや、事実金木の人たちは、本当に何もかにも全て五所川原に持っていかれてしまっている、合併して10年たってもまだその言葉が出てきます。市長が入院される前に、「まだ金木はそういうふうにいるのか」と私に聞かれました。はい、事実です。何ぼやっても一つでないんだって、川浪さん。藻川だけ維持してもだめなの。

(「わさ来たな」と呼ぶ者あり)

うん、そうです。あいやは、何を私が言ってもこれ以上進める気もないんでしょうし……

(「聞けばいいんだ。質問すればいいんだ」と呼ぶ者あり)

そうですか。質問します。

(「質問すればいい。答弁もらえばいい。」と呼ぶ者あり)

答弁もらいます。やれと言っているから。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 秋元議員にお答えいたします。

何もやらないということではなくて、いわゆる国の登録有形文化財の指定登録を受けております。その登録文化財のいわゆる成り立ちというのは、先ほど弘前の第八師団のところはスターバックスでコーヒーショップをやっていると、非常に喜ばれていると、好評だというふうに。建物の構造、それから用途というものが基本的に師団の建物と旧西沢家とは異なっております。構造も全く違っておりますので、その構造を、意匠を壊すことなく、いわゆる保存するという立場に立つということであれば、当然のことなが

ら中で煮炊きをして火をおこして、そういうふうな飲食店のような活動というのは当然制限されるような文化財に当たると思います。したがって、それをまずなくして旧西沢家の中で、そういう自由な活動を行えるような形で復元するというのは復元に当たりませんで、つくりかえという形になろうかと思えます。したがって、その文化財的な価値というものを損なわない範囲で復元するというので、先ほど申し上げましたが、旧飲食店のあいやの部分というのは、旧西沢家の部分を改築しているものでございます。したがって、文化財的な価値からいけば、その増築部分をもとの当初建築された時代のいわゆる構造に復元した上で、あの旧西沢家を往時の姿に戻すということで今計画を進めているところです。その枠の中で、おいでになられた方が中を斜陽館のようにごらんになるというふうな形にとどめると。もしもそういう飲食とかギャラリー的なものが場所として必要だということであれば、西沢さんの新しい住居、裏手の土蔵のすぐ前にありますけれども、そちらは取り壊すという形で幾らかのオープンスペースができますので、そこに休憩、それから憩いの場所をつくり上げると。そして、その北側にはいわゆる土蔵がそのまま残ると。土蔵については、非常に内観もすぐれております。使用されている木材等も秀でたものがありますので、その中で美術展示ギャラリーとか、そういったものに活用していただくというふうな構想で今進んでいるところでございます。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 今の答弁を聞いて、納得はいたします。納得いたします。ですが、財政的にそれをずっとそのまま維持していけるだけの、五所川原はそんなに裕福なんですか。そこだけ1つ聞きます。もう一度答弁お願いします。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 復元に係る経費というのは、今現在計画を煮詰めている最中ですが、億の単位のコストがかかるということでございます。その後、一応我々としては旧西沢家のみで考えるのではなく、あそこら辺は斜陽館を中心に三味線会館とか物産のマディニーとか、それから旧西沢家、それから近い将来金木の総合支所、あの一帯もいわゆる五所川原の新市庁舎と同様に整備の対象になりますので、面的な整備ということでもってあのエリアを一体的な、各施設が連携、連動した形で位置づけて考えてございますので、これからもいろいろと地域住民の方々のアイデアや意見とかも取り入れながら進めていく考え方でございますので、議員におかれましてもいろいろと制約がある中で進めていくものでございますが、制約の中でも最善の効果が発揮できるようにこれからの運営計画樹立に御支援、御協力をいただければと思います。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 これ以上幾ら言っても前には進みません。この件について、あと終わります。

2番の中学校の楽器のことですが、予算的にそれも持っていない、それから五一中さんでは修理する、何をするとというときにPTAの方々が頑張ってお金を出したり、あっちこっちに演奏に行つて、いただいてきたお金をためて修理したり、それは金木中学校も同じです。やっております。でも、今あの金木中学校でビブラフォン、ファゴット、チューバ、ホルン、この4つが非常に古い楽器で、中里から借りて、木造から借りて大会に出ているわけです。

ここで1つ、市長に聞けばだめと職員の方が言っていましたけど、市長、答弁お願いします。金木の中学校の生徒、他町村から楽器借りて大会に出ても、それは古い楽器は確かにあります。でも、大会に出るのにはいい音が出なければ、子供たちも演奏しがいがないです。何のために子供たちが日ごろ一生懸命頑張っているんですか。それを支えてあげるのが行政である私たちです。その行政が勝手に楽器買えばいいとか、そうではなくて行政が手助けしてくれて、初めて地域が大きく動いていくんじゃないですか。私たちは常任委員会で他県に研修に行きますと、五所川原市を何て紹介していると思いませんか。津軽の中心にいる中核都市と紹介しております。我々の今の状況、どこに中核都市が。子供の教育にもままたらないような予算組み。何百万円でもないんです。子供たちのために出してあげればいいじゃないですか。それはわかります。ただ、だからこそ私が若い世代に文化と芸術を、活動の奨励をするためのそういう制度をつくってほしい、それをお願いしております。それについて、市長いかがでしょう。

○平山秀直副議長 市長。

○平山誠敏市長 今秋元洋子議員から文化芸術に対して、もっと力を入れるというお話ございましたが、実は文化芸術というのは、一番金のかかる仕事でございまして、多分これまで残っている遺跡にしても独裁者が金集めて立派なものをつくったのが現在残っていると。これからも多分文化芸術に力を入れると、スポーツも同じで、スポーツも全部やるとしたら非常に金のかかる分野でございまして。ただ、人間が生きている、生活する上でも非常に大事な分野でございまして、ただ楽器がないからいい音が出ないとか、それはちょっと違うと思います。やっぱり今各ブラスバンドもその編成によって何クラスに出場できるのかさまざま考えておりますし、その編成をどう生かして、どういい音出せるのか。これは、全部指導者も生徒そのものも考えていると思います。ただ、足りないから行政で全部面倒見ろということで果たしていいのか。やっぱりその中の与えられた条件の中で、一番のいい成果を上げるようにそれぞれが工夫、努力するのも非常に大

事な教育ではないかというふうに思っております。新しい100万円の楽器買ったから、すぐあしたからいい音が出るかといったら、これはなかなか難しい。ビブラフォンとかであれば、たたきだけですから、同じ音かもしれません。それはわかりません。ただ、同じラッパ、バスチューバとかファゴットとか、そういうものを今預けられて、すぐいい音が出る、それは無理です。はっきり使いこなして、共鳴体でちゃんとやらないといい音は出ません。使い方も同じです。ですから、むしろ行政で全てやれという前に、その前にその学校なり子供たちがその中で一番いい結果を出せるようにひとつ考えて行動していただきたいというのが私の気持ちです。

以上です。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 今稲葉議員から市長は元吹奏楽部だと。いや、行政が全部やってほしいとは言っておりません。ただ、今の現状で確かに子供たちはいい音の出るいい楽器、誰でも打ちたいし、誰でもいい音を出したいでしょう。それは、古い楽器を工夫だけで、市長、いい音出ますか。市長だって一番わかっているはずでしょう。そのところを手助けしてあげる。それ4つ全部そろえろと言っているんでないんです。1つずつで結構ですから、ぜひ子供たちに夢と希望を持たせてください。それもなければ、子供たちはがっかりして、そうすれば五所川原の子供たちはどうでもいいんだかと。中里の中学校からでも楽器借りてきて、どうなっているんだと、みんなはっきりしゃべってそういうことを言っています。木高のは、すばらしい楽器だそうです。

○平山秀直副議長 答弁、教育長。

○長尾孝紀教育長 今御質問ありましたけども、先ほど最初に部長のほうからもありました最後の話で、実際の各校の状況を確認しながら対応したいということですので、一応そのことをこれから金木中学校だけでなく、やっぱりこれは1つの問題としてでなく、いろんな形で学校の要望を聞きながらできる範囲の中で、ここにそれぞれ地域の人たちもかかわりながらいい方法を探りたいと思いますので、その際には秋元議員のほうからもまたお話聞きながら、何とかそういう形で実態を確認しながら進めたいと思いますので、何とかよろしく願います。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 教育長の答弁を聞いて、納得せざるを得ませんです。

それから、それでは3番に移ります。斎場のことです。これが大事だと皆さんが言うております。人生はゆりかごから墓場までと、この言葉は何十年も使ったことないんですけど、今回はこの言葉も使わせていただきます。金木には、これをつける気持ちはあ

りますか。御答弁をお願いします。

○平山秀直副議長 民生部長。

○榎引和雄民生部長 まず、金木斎場に非常用発電設備を設置した場合の費用について御説明させていただきます。

非常用発電設備が約1,530万円、また既存の施設内に設置するスペースがとれないことから、新たに建屋を建設する費用を合わせまして、約2,000万円ほど費用がかかるものと見込んでございます。今後費用対効果等を踏まえまして、非常用発電設備の設置につきまして検討を重ねてまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 検討を重ねていきますという言葉で締めくくるには心残りです、反対をせずに、はいと納得できない気がします。できれば、来年度までかかってやりませうとか、そういう答弁が欲しいんですが、いかがでしょう。もう一回。

○平山秀直副議長 答弁、民生部長。

○榎引和雄民生部長 3施設あるわけでございますけども、その3施設の利用状況等も踏まえまして、検討させていただきます。

○平山秀直副議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 納得しなければいけないでしょうね。できれば、来年にでもつけていただければ、金木の町民も納得するんですが、検討しますと伝えるだけで、いや力のない議員で本当に金木の町民に私は顔向けできません。ですが、これ以上幾ら私が話ししても前に進まないと思います。五所川原市の教育委員会の職員の方がこういうこと言いました。「市長は病み上がりだから、必ず市長に答弁させないでください、秋元さん」と念押されました。市長のことを思いやって、すばらしい職員です。でも、市長の今ほっそりとスリムになって、花田さん、ごめんね、先ほど花田さん、顔色が悪いと言いましたけど、私は若いころに返ったんじゃないかと、そう思って市長のことを見ておりました。いろいろ何だかんだぐだぐだ言ってもこれ以上前にも進まないようでございますので、できれば若い子供たち、これから将来のある子供たちに夢を持たせてください。それで最後締めくくりたいと思います。

きょうは、ありがとうございました。

○平山秀直副議長 答弁よろしいですか。

○13番 秋元洋子議員 要りません。

○平山秀直副議長 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。

次に、16番、福士寛美議員の質問を許可いたします。16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 一登壇一

至誠公明会の福士寛美です。第4回定例会に当たりまして、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前、まず平山市長さんには手術が成功され、公務復帰されましたこと、市民の皆さん方とともに喜びを申し上げます。思いもよらぬ病気やけが、事故など、どなたにもあつたりすること。いずれにいたしましても、予後の養生が大事であります。当分は余りお体に負担をかけることのないよう大事をとられますことをお勧めいたします。

今どきの津軽平野は、稲穂が首を大きく垂れ、豊作の気配を感じさせる見事な田園光景が広がっております。昨年は、主食用米概算金が過去最低でありましたが、今月十五、六日ごろ全農が発表するであろう15年産米概算金、3年ぶりの値上げとなるとの報道がありました。地域農家、地域経済にとって喜ばしいことでもあります。農家の笑顔があふれ出来秋であることを願い、質問に入らせていただきます。

昭和48年に開設された本市農業センターの運営方針についてお尋ねいたします。開設された当時は、どこの地域でも現在の数倍もの農業者人口を有していました。それゆえに、農村、農家にも活気がありました。農業センターも当時農業青年の研修の場として、また地域農家の農業の振興にと、大きく貢献をしてきました。当時は、今あるりんご、クリ以外にもブドウ、サクランボ、プルーンなどの一般果樹、さらにはハナショウブやアジサイの原種保存にも取り組み、それらが運動公園やオルテンシアに移植され、市民の目を楽しませてきたところでもあります。バイオ技術室も設置され、菊、ニンニク、イチゴ、つくね芋のウイルスフリー苗を育成、生産し、地域農家に供給され、農家所得向上に力を入れてきました。

また、本市梅田の故前田顯三氏が二十数年の時をかけて育成した赤～いりんごの増殖を図り、量産に力を入れ、赤～いりんごのワイン、ジャム、花茶、ジュースなどの6次産業化にもつなげました。さらに赤～いりんご五所川原を親として、果肉が赤く、生食に供することができる栄紅、レッドキューの新品種を開発、育成するという快挙をなし遂げ、その結果を出したところでもあります。品新種の開発には、一般人には理解できない並々ならぬものがあります。平成7年に御所川原に王林や金星と交配をし、その種を播種し、そして平成18年に結実、以来年々それぞれの個体の調査を繰り返し、20年目にしてやっとデビューをさせたのが栄紅であり、レッドキューであります。赤～いりんご御所川原に王林、金星を交配してできた六百余の種をまいた中の600分の2が栄紅、レッドキューであります。

さて、農業センター、これまで職員も多いときには三、四人もいたのではないかと思います。現在は、職員1名と5名の臨時雇用者でセンターを管理運営しているその現状を見るに、センターの立場を市ではどのように位置づけ、その方向性、運営管理をしようとしているのか、まずお尋ねいたします。

次に、フリー苗の育成についてであります。御承知のように、作物がウイルスに罹病すると生育が劣ったり、奇形作物ができたり、つくね芋もウイルスに侵されると芋が小さく、収量が減ってしまいます。3年ぐらいでフリー苗で更新しないと経営が成り立たなくなります。せっかく地域の特産品として地位を確立したのです。現在生産量の90%以上を納入している店から他産地のものよりも非常に品質がよいと、全国的にも品質の評価をされているところでもあります。成長点培養によるフリー苗の育成、農家への供給は必須事項であります。

また、現在センターでフリー苗育成にかかわっている技術者は1名です。それも本年度で定年とのことであります。今後の技術者の養成とフリー苗育成、農家への供給に対する対応方についてお伺いいたします。

次に、先ほど木村慶憲議員の質問にありましたコミュニティスクールの導入についてであります。いろいろと重複する部分があるかと思いますが、よろしくお伺いいたします。学校運営に保護者、地域住民が参加し、地域と連携した学校づくり、地域とともにある学校づくりに学校運営協議会を設置している学校、それがコミュニティスクールであり、その制度が導入されたのが2004年です。下村文部科学相が今春の4月に全学校にこの制度を広げることが検討するよう中教審に諮問したところでもあります。近年非行、不登校、昨年一般質問でも取り上げさせていただきましたラインを利用してのいじめ、それに端を発して自殺に至ったりするケースなど、子供を取り巻く問題が深刻化してきています。その背景には、少子化や核家族化、ひとり親家庭、人間関係の希薄化などがあります。子供たちの健やかな成長を考えると、子供が侵されている問題環境、問題が起きる背景にあるものを払拭、あるいは薄めていくことが必要だと思います。そのために、学校だけでとか家庭だけでとか地域だけでとか解決できないことを一緒になって対応していくコミュニティスクールの導入が今こそ必要と思うのであります。コミュニティスクールの制度が導入されて11年、本市としてのコミュニティスクールの導入方についての考え方、そして現在導入されている学校が県内には1校あるとお伺いしております。その導入校の現状と、そしてまた全国的にも先ほど教育長さんの答弁にもありましたように、導入率がまだ低いようであります。そこには、どのような問題、課題があるのかお聞かせください。

次に、新築学校給食センターについて伺います。工期が来年1月となっておりますが、現時点で予定どおり工事が進み、来春給食業務が稼働できる状態にあるのかお伺いいたします。気になるのは、オリンピックや震災復興需要、円安などで人件費、資材の高騰など、工事が予定どおりにできないなどニュースで聞かされます。それに、さきの議案説明会において工事請負契約が変更され、4件で1,360万円ほどが増額となったことが報告されました。2年継続事業の新築工事、予算内でおさまるのかお尋ねをし、1回目の質問といたします。

○平山秀直副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 コミュニティスクールの当市の現状と今後の取り組みについてというこの御質問ですけれども、先ほどまず木村議員との答弁、ちょっと重複することもお許し願いたいと思います。

まずは、このコミュニティスクールは、先ほど言ったようによりよい教育環境の実現を目指すということにあります。当市の現状でありますけれども、現在コミュニティスクールに指定している学校及び協議会を設置している学校はございません。何か先ほど議員のほうから県内で1校あるというようなことをお話ありましたけれども、私どもの調査では県内ではまだございません。もしかすると今横浜町で設置に向けて動いています。これは、横浜町は、来年、再来年でしたか、小学校が全部統合するというので、コミュニティスクールの制度を導入するというので今動いていると思います。

ただ、これも簡単にすぐできるというものではございません。その課題が先ほど言ったように、積極的に地域にかかわれる人材をまずきちんと確保することが一番大きいわけで、あとは学校の校長とかの理解とかありますけれども、それは当然教育委員会がかかわるわけで、学習、研修なんかすれば1年か2年たてばできるわけですけれども、地域住民の理解、それからかかわれる人材がそんなにいるかというようなことで、そのところが一番大きいこれからのネックになると思います。

ただ、今中央教育審議会では必置化に向けて動いているわけで、全国的には約1割にもまだ満たない、それが例えば必置化ということが決まった場合にすぐできるかというようなことは、簡単にはいかないと思いますので、何年かかかって国とか県のほうからいろんな研修、それからいろんな指示があって、やっぱりこれから何年か年数かけていかないと。当市の課題を見ても今現在行われているPTAとか、それからうちのほうでやっている事業なんかでもいろいろ学校を支援してくれている方がたくさんいます。それをきちんと大事にしていかなければ、法的な中での人たちと、それからボランティアで

やっている人たち、そのこのところもきちんと両方共通理解していかないと、なかなか前に進んでいかない気がいたします。

ただ、必置化もあるので、やっぱりともに子供たちを育てるという意味では、これからいろんな研修、学習会を通して、そういう方向に持っていかなきゃいけないと考えております。

以上です。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 教育部門の関連で、学校給食センターの新築工事の進捗状況についてお答えいたします。

本体工事につきましては、昨年8月28日に契約を締結いたしましたくい打ち工事から着手し、現在は建築、空気調和設備、給排水衛生設備、強電設備、弱電設備、厨房設備工事を平成28年1月31日の完成を目指し、工事を進めております。

建築工事の状況については、先月末で外壁及び外部建具が完了し、屋根の防水工事は終盤になっており、また内部につきましては間仕切りの下地組み立てを行っております。そのほかの空気調和設備、給排水衛生設備、強電設備、弱電設備、厨房設備工事などにつきましては、天井内など、完成後目につかない部分、隠蔽部分の配管や配線及び機器の工場製作を行っている状況で、計画工程に対して、現在はほぼ予定どおりの進捗となっております。

なお、新給食センターの実質稼働につきましてはでございますが、平成28年8月、来年の2学期からの稼働、給食の供給というふうな形で進めております。建物の引き渡しを終えた後、いろいろと使用訓練、それから職員の習熟度を上げていくというふうな訓練の期間に1学期を費やす形になりますので、実質的に稼働は平成28年の2学期である8月の下旬のほうからという予定で進んでおります。

それから、工事費の今後の見通しということで、本議会に専決処分の報告をいたしておりますが、本建設工事は国の学校施設環境改善交付金の対象事業となっております、平成26年度を1期工事、平成27年度を2期工事としております。現在施工している6件の工事については、契約額に対して平成26年度と平成27年度ごとに支払う限度額を設定しております。また、平成27年第2回定例会で平成26年度分については予算の一部繰り越しをしておりますが、今回の変更につきましては平成26年度分の工事完了届に必要な部分の変更について契約を締結したものであります。

今後についても契約の変更、工事費が変わるということは想定されるものでございますが、予算の範囲で執行すると。現在の契約額と予算額のいわゆる入札残の範囲内で執

行していくという計画で進めております。その予算内でおさまるものと考えております。
以上です。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 福士議員の農業政策の中で、農業センターの今後の運営方針についてお答えいたします。

同施設は、昭和48年に設置され、これまでに果樹及び野菜の栽培、優良種苗の供給及び普及指導等の業務を行い、当市の農業振興を図る上で重要な役割を担ってきたところであり、研修施設としての機能は廃止したものの、現在農林水産課所管の施設として赤～いりんごの苗木及び優良種苗の生産等を行っております。当施設からは、当市の特産品として、御所川原、栄紅、レッドキューの赤～いりんご3品種が誕生するなど、生産者からも期待されているところではありますが、その一方で専門的知識を持った職員も減少しており、民間委託の検討も視野に入れていく必要があると考えております。

当市といたしましては、今後も生産者の期待に沿えるよう施設の有効活用を図るため、民間活力の導入も検討しながら引き続き施設を存続させ、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、ウイルスフリー苗の育成についてでございますが、ウイルスフリー苗については現在つくね芋の種芋をごしょつがる農協を経由して各生産者に供給しております。現在年間約200キログラムの種芋を供給しており、平成26年産の生産者数は20戸、作付面積が10ヘクタール、出荷数量37トンとなっており、ウイルスフリー苗の種芋の供給を始めた平成17年産の生産者数36戸、作付面積7ヘクタール、出荷数量49トンと比較すると、生産者数と出荷数量は減ったものの、1キログラム当たりの販売単価を比較すると、平成17年度産が271円、平成26年産が452円となっており、全体の販売額も増加し、当市につくね芋の市場評価が高まっているところであります。

なお、他県につくね芋の作付状況が年々減少傾向にあるようですので、五所川原産につくね芋の市場需要は今後も伸びることが見込まれます。そのため、つくね芋の安定生産のために、今後もウイルスフリー苗の種芋の供給を続け、生産者を支援してまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 それでは、最初に農業政策について伺います。

まず、通告をしておりました品種の開発について、私これ申し上げたのは赤～いりんご、栄紅、レッドキュー、その前の御所川原と3品種あるわけですがけれども、青森県に次ぐりんごの生産地、主産地、長野県でもこの赤～いりんご3品種を育成しているわけ

です。そして、長野県の中野市限定の品種として販売に向けて取り組んでいるという状況の中で、全国的にもこの赤～いりんごに大変な注目を浴びてきていると、そういう状況の中で本市で今後これ以外の赤～いりんごの品種に取り組む用意があるのかどうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 品種の開発と生産についてお答えいたします。

品種の開発についてであります。平成25年6月に品種登録出願を受理された栄紅は、現在品種登録へ向け審査が行われており、また平成27年6月1日には赤～いりんごのレッドキューが品種登録出願を受理されております。この栄紅とレッドキューは、平成7年から生食を育種目標として開発に着手した数百本のりんご樹の中から選定したものであり、平成18年に開花、結実し、生育状況を観察した上で、平成24年に御所川原の後継品種としての品種登録出願について検討を行ったものであります。その結果、当時のレッドキューは、果肉の赤さや食味はよかったものの果実が小ぶりであったことから、まず栄紅を平成25年に出願し、レッドキューについてはその後観察を続けたところ特性が安定し、果実も大きくなったことから、今年の出願に至ったものであります。品種開発は、偶発的な要素と長い年月が必要でありますので、まずは栄紅とレッドキューの品種登録と普及を優先的に進めてまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 この赤～いりんごですが、今後の新しい品種の開発ということについては、まだ不透明ということのようであります。先にデビューした栄紅ですけれども、これは五所川原市以外の生産者も苗木を購入して栽培できる状況にあるというふうに伺っています。

そこで、この赤～いりんごにつきましては、五所川原市の特産品を開発しようという方向で来たわけでありますので、配布してしまった苗木については、これはいたし方ないとしつつも、この後レッドキューに関しては何とか五所川原市の農家に、まずは配布していて、そこで育てて、そして特産化を図っていくと。先ほど申し上げました長野県の中野市でも中野市限定の品種としてデビューさせているというような状況ですので、何とかその辺を念頭に置いてもらいたい。

そして、このレッドキューに関して、苗木が500本ほど生産されている状況のようであります。どうかひとつ今年の秋のうちに1年木で農家に配布できないか、それをまず伺います。

○平山秀直副議長 経済部長。

○**小山内秀峰経済部長** 今回の栄紅の生産者のほうで市外の方にも供給されたというお話でございますが、まずは市内の方を優先させました。その中で、申込者がいなかったために、市外の方にもということで配布してございます。

それから、レッドキューについては市内の方ということで、早く生産者に供給できないかという御質問でございます。生産者への苗木の供給は早期に行いたいとは考えて準備しておりますが、販売の時期は品種保護のため、品種登録されてから、あるいは品種登録の見込みが立ってからと考えてございます。ちなみに、栄紅の場合は平成25年6月に品種登録を出願したところ、26年11月に農林水産省食料産業局の現地調査が入りましたので、登録が確実なものとして今年の4月から生産者へ苗木供給を始めたところでございます。品種登録の期間は、出願から3年程度かかるようでありますから、栄紅の登録は間近ではないかと考えているところでございます。レッドキューは、本年6月に品種登録を出願しましたが、苗木供給が3年後では遅いと考えており、登録される前でも栄紅と同様にある程度登録の見込みが立ったら供給したいと思っております。

以上でございます。

○**平山秀直副議長** 16番、福士寛美議員。

○**16番 福士寛美議員** レッドキューに関して、今後の状況を見ながらということでありましてけれども、りんご生産者の中で、随分と栄紅とレッドキュー、栄紅の苗木が残ったということは、その当時、もしかしたら農家の方たちの認識が浅い、そしてまた栄紅の苗木販売に当たって、宣伝が少しおろそかな部分があったのではないのかなと思ったりもしていますし、いずれにしても早く結実させるということが一番です。

これはちょっと話それますが、全国の半数以上の生産量になっているふじでもふじの名前をいただく前から農家の方たちに東北7号という名前の時代から配布して、いろいろそれこそ現地での生育の状況等、現地調査しながらしていたんです。そして、何年か後にふじという名前を農水省のほうからいただいたというような状況ですので、レッドキューに関しても現場で、センターのほうで職員の方たちも出向いていろいろ検討したと思います。ですから、検討した結果、先ほど部長もある程度品質も安定してきたと。最初、初なりのあたりは定かではなかったけども、安定してきたということで登録申請をしたと。ですから、その時点でもう既に苗木を配布してもいいような状況にある。もしそれができないのであれば、いろいろあそこを剪定するのに剪定士の方とかにお願いしたりもして剪定をしているようであります。原木の剪定等について。ですから、そういう方たちにでも早くつくっていただいて、特性を少しでも早くつかむと。そして、味等についても大変金星の味を引き継いでいるんで、いい味だと思っています。ですか

ら、今年の秋に、そしてあそこウサギとか、いろんな被害に遭う可能性のあるところで。今電気柵を張りめぐらして、けだものの被害に遭わないようにやっているようでございますので、かえって農家の人たちに配布して育ててもらったほうがよろしいんじゃないかなと。

そして、一年でも早くお願いするのは、またふじの話になりますけども、あのふじも一番最初はととてもとても見られないような色あんばいしていたんです。それが栽培している過程の中で、枝が突然変異して赤いりんごがなる枝とかが出て、今のふじがあるんで、赤いふじというのは新しくつくったふじではないんです。そういう実況ですので、一年でも早く接ぎ木やら栽培したほうがそういうさらにいいものが突然変異で出てくる可能性もあるわけですので、どうかひとつそれをお願いしたいなと思います。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 議員御指摘の生育調査とか特性調査です。これに関しては、栄紅については平成26年度、レッドキューについては今年から剪定士さん8名にお願いして、もう既に実施してございます。その土地によって、適しているのかどうなのか。また、どういうふうな剪定とか育て方すればいいのかということで、実際に剪定士さんのほうにお願いしてやってございます。

ただ、本数については1本だったかな、そういう状況ですけども、そういうふうな形でやってございます。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 できるだけ早く、それも今年中に配布、販売をお願いしたいなと、そのことを要望します。

そして、何か今月のもう数日後には、栄紅についての生産者の現場に行って、いろいろ検討会を開くというような話も聞こえてきたりしています。ですから、栄紅とレッドキュー、収穫される時期が違うんです。ですから、レッドキューが9月の下旬でしたか、それから栄紅が10月に入ってからということで、果肉の赤～りんごのリレー販売が可能になっていくわけですので、どうかその辺も、そして大きな夢を抱いていて、台湾にでも輸出すると。いやいや、笑い事でなく、そういうようなことも考えて、今後攻めの農林水産業、県でもこううたっているわけですので、そういう方向でお願いしたいなと思います。

それから、フリー苗の供給についてですけども、これは民間に将来、近い将来なのか、遠い将来なのかわかりませんが、運営、経営を委託したいと、するかもしれないというようなお話でございましたけども、そういうような状況になってもフリー苗を

つくって育成していくというようなことには変わりはないわけですか。ひとつお願いします。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 このウイルスフリー苗については、一般に市販されてございません。そういう意味においては、当農業センターでつくっているウイルスフリー苗のつくね芋というのは、すごく貴重なものでございます。これについてもやっぱり今後農家の所得が上がるのであれば、市としても継続していくべきと考えておりますので、民間に委託された場合でもできるだけ長く続けていきたいと思っております。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 できるだけでなくて、必ずそれを、せつかくここが特産品に定着しつつあるわけです。壇上からも申し上げましたように、大変質がいいと。そして、兵庫県の丹波ですか、あの辺が本当に主産地だったみたいですが、過去にはその辺も200町歩あったものが今40町歩に激減したと。後継者の問題やら、いろいろあるわけですし、この五所川原でとれるつくね芋、寒い気候のこともあるんでしょうけども、納入してから腐りにくいということで大変な評価を得ているんだそうです。そういう状況ですから、農協で、JAで販売にかかわっています。もう10倍の反別があっても売り切れるというように話しているくらいです。そういうような状況を踏まえながら、何とか今のセンターがどういう環境になりつつも必ず供給していくという体制はとっていただきたいと。3年か4年たつとアブラムシがウイルスを媒介すると。これは、どうしても防ぎようのないことらしくて、ですからそういう意味で今後ともこれを継続していくということを明言してほしいなというふうに思います。

そして、このつくね芋、栽培農家、今20軒でしたっけ、その中の20代、30代の人が五、六人、そして年齢の高い人でも50代なんだそうです。ですから、総体で見ると大変この現在の田んぼとかりんごとか、いろんな農家の現状と比較すると若い世代の、平均年齢が非常に低い世代の人たちがかかわっているということから、将来性は本当にあるというふうに見ていいのではないかと思いますので、どうかひとつその辺をも頭の隅に、真ん中に置いて、ひとつ今後の特産品をさらに大きな産地にするという思いを持ってお願いをしたいなというふうに思います。

そして、このフリー苗を育成する職員なんです。今年退職とか聞いています。そうすると、今後どうなっていくのか。来年です。毎年毎年200キロ、300キロぐらいこのフリー苗、ウイルスフリーのつくね芋を農家に供給しているわけです。それが途切れる時が来たりもする。そういうようなことを考えた場合に、来年はどうするのかを伺います。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 前に一緒にやっていた職員が現在も農林水産課の中におりますので、継続して実施することは可能でございます。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 その辺については了として、それとこのフリー苗、つくね芋だけでなく、ニンニクのフリー苗をつくってほしいというような声が聞こえてきたんです。過去に四、五年前まではニンニクのフリー苗もつくっていたけれども、ニンニクの栽培者がいなくなったということでその事業を廃止したらしいんですが、今若い人が青年就農資金、これを活用して昨年から挑戦した人がいる。今年もまた挑戦する新しい人が出てきたというようなことで、その辺についてこのニンニクのフリー苗の育成についての考えを聞きたいと思います。

そして、現在いる農業センターの職員にもちょっと聞いたんです。いや、そこまで、ニンニクまでは私1人では手が回らないというようなこと。ですから、若い人がやろうとしているこの状況を何とか後押ししたり、手を引っ張ったりすること、これは必要です。ましてやきょう午前中にも出ました人口の定住のために、いろんな施策を講じていかなきゃいけないという状況の中で、ニンニクをつくりながら生計を立てようと、そしてここでやっていこうという若い人が出てきているわけです。その辺の対応について、ひとつお伺いします。

○平山秀直副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 ニンニクのウイルスフリー苗の供給についてでございますが、農業センターでは平成11年からニンニクの普及を図るためウイルスフリー苗を供給してまいりましたが、残念ながら市内農家の生産量が増加せず、平成23年度をもって供給を停止した経緯がございます。民間でも優良種苗の供給を行っておりますが、聞くところによりますと近年の供給体制が崩れ、需要に対して供給が追いついていない状況であると伺っております。現在青森県と全農あおもりの協力体制のもと、優良種苗の供給体制を整えているとのことであり、それによる安定供給を市としては期待しているところでございます。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 やろうとしている若者がいて、県の安定供給に期待するというのではなく、もっと前向きな考え方を、昨年挑戦した人、そのフリー苗を探したそうです。そうしたら、求める量の5分の1しか確保できなかったと。商社にも問い合わせした。そして、最後に全農のほうにお願いをして求める量の5分の1しかできなかったという

状況、今また新規にやろうとしているわけですので、どうかひとつその辺について、今年すぐにニンニクのフリー苗の育成ということを考えられないとは思いますが、その辺をも念頭に置きつつ体制を整えていって、そして施政方針の中にもありました、第1次産業が元気にならないとこの地域が元気にならないと市長が述べられました。市長の言うことに職員が一生懸命方法を考えていくのが、これが役割の大きな一つでありますので、どうかひとつお願いをいたします。では、農業関係についてよろしいです。お願いをしておきます。

次に、コミュニティスクールのことなんですけれども、これ木村慶憲議員への答弁、先ほども聞いておりましたし、そして教育長さんの先ほどの答弁からもまあまあ納得するわけです。ただ、いろいろこれ専門家でない人を委員に指名したりするわけです。それぞれの校長が示したことに對して、いろいろ意見を申し上げるといふこと、これは委員になった方も抵抗があったりすると思うんです。そんなことから、二の足を踏んでいる部分があるのではないかなと。

そして、私は、壇上で1校県内にはあるのではないかといいましたけども、この間聞き取りに来た職員に県内であるんですかと問いかけたところ五戸とかどっかでやっているらしき話をされたもので、もしかしたらそれは私聞き間違いだったのかもしれない。その辺、容赦いただきたいと思います。

そして、ずっと新聞、テレビで話題になっていました大阪の寝屋川の子供、男女中学生2人が深夜に出歩いて、そして深夜未明に殺害されて遺体として発見されていると。ですから、これはNHKの「クローズアップ現代」でも番組として取り上げておりました。これは、学校では考えられない、家庭でも考えられない、地域でも考えられないという状況が今子供たちの間に起きていると。ですから、あの大阪での事件というものは、この地域には絶対ないとは言えない、そういう要素は、これどこの地域でもはらんでいることは確かであろうと思うんです。そんなことを考えるときに、この学校、それから家庭、地域が一緒になって取り組んでいく学校教育制度、このCSの問題について、本当に本当に前向きに検討されていかれることを御期待を申し上げまして、このことについてはこれで終わりたいと思います。

そして、最後に学校給食センターです。この進捗状況、お話をいただきました。まずまず予定どおりというようなこと、そしてまた盛った予算の中でおさまるといふようなこととお伺いしました。これは、この中には、この工事の予算以外に外構工事なども入っているんですけど。入っていない。そして、食器、この辺、これまでの食器、そしてまた厨房に使われる機器等について、これは廃棄になるのか、全部新規になるのか、

その辺についてひとつお伺いします。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 新学校給食センターに用いる食器、食缶につきましては、経年劣化を考慮した上で、基本的に廃棄するということです。長いものと30年、平均すると15年ほど継続して使用しているものがほとんどでございます。それで、廃棄して新規で購入すると。これは、平成28年度の予算において購入すると。外構工事も平成28年度というふうな形でございます。新調する食器、食缶等の選定につきましては、学校給食に関する重要な事項を協議する学校給食センター運営委員会がございまして、そちらのほうで協議してございます。来月開催予定の委員会において、最終的に決定するというふうな予定であります。28年度の予算として執行する計画でございます。

関連して、外構の整備の工事も同様に、平成28年3月初めから平成28年7月ごろまでを予定しております。

以上でございます。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 ありがとうございます。まだその額についてはわからないですね。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 金額については、4,000万円を若干超えると。

(「外構工事の関係」と呼ぶ者あり)

食器の購入等です。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 厨房に導入される機器なんですけれども、今はやりの新しいものが導入されることになるわけですが、それでそういう機器というものを効率のいいものが導入されることになるはずであります。そんな状況を考えるときに、今調理師という形で勤めている方、勤務されている方たちの人数に、効率がよくなる、人数が減ってもいいというようなことを単純に我々考えるわけです。

その辺についてと、そしてもう一点、今の給食センター、いずれはどのような形になっていくのか、取り壊すのか、更地にするのか、別なものに活用するのか、その利活用の状況についてお伺いします。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 お答えします。

機器設備等が最新型であろうから、人の手間とかが軽減される。そして、それが人員の配置を再度見直して少人数化するとかの工夫が伴うのではないかという御質問ですけ

れども、新給食センターではこれまで対応できなかったアレルギー食への対応等も考慮してございまして、調理師室を2階に完全分離した形でアレルギー食を供給するという計画でございまして、基本的には現状の調理員のスタッフの総数、これは当面踏襲した形で運営していくという考え方でございます。

それから、新給食センターが完成した後の現在の給食センターの建物をどうするのかと。当然かなり年数が経過したものでございます。給食センターの用途を廃止した場合、その後利用価値がほとんどございませぬので、更地にして跡地の利用という形になりますが、まだ解体の計画、それから跡地の利用計画というものはまだ固まっておりますが、五所川原第一中学校の隣接地にございまして、五所川原第一中学校の要望などを踏まえながら、基本的には部活動のためのスペースということに供されるのではないかと、当面そういうふうな見通しを持っております。

○平山秀直副議長 16番、福士寛美議員。

○16番 福士寛美議員 跡地についてもこれは知恵を絞って熟慮して、有効活用を考えてほしいなと思います。いろいろと御答弁いただきました。ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○平山秀直副議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○平山秀直副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時31分 散会

平成27年五所川原市議会第4回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成27年9月8日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 2番 井上 浩 議員
 - 11番 山口 孝夫 議員
 - 1番 松本 和春 議員
 - 22番 磯辺 勇司 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松本和春 議員 | 2番 井上 浩 議員 |
| 3番 花田 進 議員 | 4番 寺田武造 議員 |
| 5番 山田和宗 議員 | 6番 木村慶憲 議員 |
| 7番 成田和美 議員 | 8番 吉岡良浩 議員 |
| 9番 鳴海初男 議員 | 10番 木村 博 議員 |
| 11番 山口孝夫 議員 | 12番 山田善治 議員 |
| 13番 秋元洋子 議員 | 14番 稲葉好彦 議員 |
| 15番 松野武司 議員 | 16番 福士寛美 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員 | 18番 伊藤永慈 議員 |
| 19番 加藤 磐 議員 | 20番 木村清一 議員 |
| 21番 川浪茂浩 議員 | 22番 磯辺勇司 議員 |
| 23番 三潟春樹 議員 | 24番 工藤武則 議員 |
| 25番 平山秀直 議員 | |
-

◎欠席議員（1名）

- 26番 葛西収三 議員
-

◎説明のため出席した者（26名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤仁
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	宮崎昌子
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩川和雄
企画課長	鎌田寿
市民課長	福士豊
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	有馬敦
教育総務課長	伊藤一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

次長・議会総務
係長事務取扱

長 尾 功 一

藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○寺田武造議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されております。質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告表の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力願います。

それでは、2番、井上浩議員の質問を許可いたします。2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。社会民主党の井上浩です。平山市長におかれましては、御自愛してくださいますことを心よりお願いをいたしまして、一般質問をさせていただきます。

第1の質問は、総合教育会議設置と教育大綱策定の考え方及び具体的な実施方針についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が大幅に改変され、2015年4月1日より施行されました。

そこで、同法第1条により市長は新たに市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるために、総合教育会議において協議することになりました。五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則も変えられて、教育総務課の分掌事務に教育大綱に関すること及び総合教育会議に関することが新年度よりつけ加えられています。

なお、この総合教育会議は、法律での具体的な規定がほとんどない上に、決定権を持つ執行機関でもなく、主催者の市長の判断で運営されることとなっています。

そこで、総合教育会議設置と教育大綱策定の内容を市としてどう考えてられるのか、今後の具体的な実施方針とあわせてお知らせください。

第2の質問は、新教育長の教育行政にかかわる所信及び学力向上に関する見解とその

具体化についてです。新教育長は、法律の改変により、以前は教育委員であり、教育委員長のもとでの教育長であったものが教育委員長職を兼ねたものとして議会の同意を得て市長に任命されました。専門職ではありましたが、これまでの裏方として教育委員会をサポートされる立場から新教育長は教育委員会の顔として五所川原市の教育行政を引っ張っていく立場になられたものと私は考えています。

一方、今回の法改変で、地方分権の観点からは市長の教育行政への関与が強まることで、地方が国に対しやや優位とはなりますが、報道によりますと鹿児島県の総合教育会議では、主催者である県知事が教育長の前で「三角関数、女子に教えて何になる」と学力、学習に対する見識のない発言をし、訂正したと報じられているところです。このような政治家に対する対応など、新教育長の職責は従来以上に重くなりました。

そこで、新教育長の教育行政にかかわる所信及び学力向上に関する見解について質問をいたします。

学力向上につきましては、私は日本教育学会の会長も務められます藤田英典東大名誉教授が教育と政治、政策の責任で提唱されます3つの準則が出発点だと考えます。それは、第1にお金も人手も時間もかけずに教育がよくなることはない、第2に子供の夢と誇りを大切にしない教育は失敗する、第3に支え続けるのは教職員と地域の信頼、支援、協力であるというものです。先生は、そしてこのゆえに教職員の夢と誇りを大切にしない政策は失敗すると結びます。こうした立場から当市での学力向上の具体化についてを2回目からの一問一答でお尋ねしますので、よろしくお願いします。

第3の質問は、教育委員会での審議への市民のかかわり強化策についてです。今回の制度改変で市民による合議制の教育行政執行機関である教育委員会は、教育長に対する任免権と指揮監督権を失いました。

そこで、私は、4人の教育委員を中心として、権限を強めた市長や市長が任命する教育長に対しての市民サイドからのチェック機能強化が新たな課題となったと考えます。教育委員による教育長の事務執行、委任された事務を含めての点検評価、管理監督を適切に行っていただくとともに教育委員会の審議を含めて、教育行政執行の点検評価結果を議会に報告する説明責任をこれまで以上に果たしていただきたいと考えます。同時に、一般市民によるチェック機能を底上げせねばならないと考えます。こうした観点から、教育委員の増員や学校運営協議会、昨日も議論されましたコミュニティスクールでありますけども、の設置の促進に努めることなどが取りざたされています。

そこで、当市では、教育行政への市民のかかわり強化策についてどう考えていらっしゃるか御見解を伺います。

第4の質問は、18歳選挙権へ向けた義務教育での新たな主権者教育策についてです。2016年の参議院選挙までに検討されていらっしゃる取り組み策についてお知らせください。

以上が通告をしています4点につきましての演壇からの一括質問です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 井上議員にお答えいたします。

このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、全国の自治体で設置が義務づけられた総合教育会議につきましては、首長と教育委員会が互いに対等な執行機関として教育行政に関する協議及び調整を行う場であるとされております。

また、教育大綱につきましては、五所川原市総合教育会議において協議、調整し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定することとなっております。現在総合教育会議の初回開催を10月上旬に予定しており、会議においては教育大綱を検討し、本市の教育の基本理念や教育の目指すべき方向を示すとともに、今後は年2回の会議開催を通して教育委員会と意思疎通を図り、本市の教育、学術文化の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 まず、私のほうからは教育行政にかかわる所信についてですが、去る6月18日、議会の同意を得て6月23日から新制度での教育長に就任いたしました。当日議場において所信の一端をお話ししましたが、改めて述べさせていただきます。

いつの時代も教育の営みは人づくりであり、義務教育においても未来社会を生き抜いていく子供一人一人を育てることにあります。今教育界は大きな変革の時にありますが、不易と流行をしっかりと見きわめ、子供たちに新しい時代に対応する力を育てるとともに、いかに社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値あるものをしっかりと身につけさせることが教育に携わる者の使命とっております。

私は、平成23年3月、五所川原小学校の校長を最後に38年間の教職生活を閉じましたが、五小時代は一人一人の子供の可能性を最大限に引き出すことを念頭に置き、保護者や地域の要請に応えるとともに、子供にとってきょうが楽しく、あしたを待たれる学校を目指して五小の校訓である誠のことばを実践する教育活動を実践していくことを学校経営の基本方針とし、保護者、地域から信頼され、期待される学校づくりに取り組みま

した。

その後、平成23年6月に教育委員に、翌24年6月からは教育長に選任されました。教育長としての今までの3年間は、学校教育においては保護者から信頼され、地域から期待される学校づくりを推進したいという管理職時代の思いを大切にしながら五所川原市の学校教育指導の方針である個を生かし、生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に取り組んでまいりました。私は、今後とも新教育委員会制度の改革趣旨のもと、教育行政の継続性、安定性、政治的中立性を確保するとともに、市長部局との連携を図りながら五所川原市の教育基本目標でありますふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくりを目指して、精いっぱい職責を全うしたいと考えております。

次に、学力向上に関する見解についてお話しします。まず、現行の学習指導要領では、子供たちの生きる力を育むことを狙いとしています。この生きる力とは、基礎基本を確実に身につけさせ、みずから考え、よりよく問題を解決する資質能力である確かな学力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知、徳、体のバランスのとれた力であります。その中の確かな学力とは、単に知識の量を指すのではございません。今の子供たちは、基礎的、基本的な知識や技能はもちろんですが、これに加えて学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力を育てることが求められております。本市学校教育の課題の一つも確かな学力の向上であります。この課題解決のために、各学校に対して自校の児童生徒の学力の実態把握を行い、それぞれの学校ごとに学力向上プランを作成し、毎年見直しを図りながら実践することを教育委員会として指導しております。

また、子供の学力の向上には、その直接の担い手である教職員の資質能力によるところがきわめて大きいことから、教職員の資質向上のため市教委主催の研修会や指導課による学校訪問等で積極的な支援、指導、助言を行っております。今後もこれらの取り組みをさらに充実させることで、当市の子供たちの確かな学力の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、18歳選挙権に向けた義務教育での新たな主権者教育策についてお答えします。このたびの選挙年齢の引き下げに向けた主権者教育策として、文部科学省からは義務教育である小中学校に対する具体的な対応は示されておられません。昨日の花田議員の質問にもお答えしましたが、小中学校においては現行の学習指導要領に基づき、社会科の公民的分野で選挙制度について取り上げ、指導しております。小学校6年生の社会科で選挙の意味についての学習、中学校社会科第3学年の公民的分野において、選挙の意義について考えさせる学習が行われております。

参考までに、高等学校については、総務省と文科省が連携協力して次のような内容のものを行う予定です。1点目は、高校生向け副教材と教師用指導資料の作成、2点目は学校関係者を対象とした全国説明会の開催、3点目は次期学習指導要領での新科目の設置の検討などでございます。小中学校においては、先ほど述べましたように、まだ具体的な対応は示されておらず、現行の学習指導要領により選挙制度等について学習を進めていくこととなっております。

以上です。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 教育委員会での市民のかかわり強化策について答弁いたします。

教育委員会では、毎月第4木曜日を基本に定例会を開催し、市の教育行政に関する審議を行っております。会議は、公開しておりますので、市民の皆様も傍聴することができ、また議事録につきましても教育委員会内において閲覧できるようにしてございます。しかしながら、この数年間は会議傍聴及び会議録閲覧の希望がほとんどなく、教育委員会の審議が市民から距離を置いた形になっております。

今後は、市民にとってよりわかりやすく身近に感じられる会議の運営を心がけ、審議の結果について御意見をいただいたり、その他の施策についても御要望をいただく機会を設けるなど、市民の皆様は教育行政に対してかかわりを強めていただけるよう努めてまいりたいと思います。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 教育長並びに教育部長、ありがとうございました。とりわけ教育長におかれましては、すばらしい所信をいただきまして感謝申し上げます。

そこで、通告に従いまして質問通告の第1の総合教育会議設置と教育大綱について、まずお伺いします。義務教育の2つの重要な目的は御承知のとおりでございますけれども、私は教育水準の維持、そして無償制による機会の均等であると承知をしておりますが、今回の制度改変で問われていますのは地方の独自性と国の求める水準、共通性ととのせめぎ合い、どこに着地するかだと1点思っています。

もう一点は、教育行政の専門性と市長が所管する他の行政全体の中での教育行政という位置づけにおけるその両者とのせめぎ合い、この緊張の中で軸がどう動くかがポイントだと考えております。私は、その中で教育を優先し、実施すべきだという立場でございます。このことにつきましては、昨年4月の日本教育新聞社による現役教育長の方に対するアンケートにおいても教育行政に対する市長の権限が強まると思うと回答したのは3人に2人という結果からもかいま見ることができます。

そこで、質問ですけれども、総合教育会議の事務局は市長部局に設置するのが国が示している原則と承知しておりますが、今回教育委員会に置いた理由について、まずお伺いいたします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 井上議員お話しのとおり、総合教育会議の事務局は市長部局で行うことが原則となっておりますが、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会に委任、または補助執行させることができるとされております。当市におきましては、昨年度中に市長部局と教育委員会がこのことについて協議し、想定される議事の内容からこれを速やかに整理し、会議を運営していくためにも補助執行の形をとって、事務局は教育委員会に設置することとしております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。私もそれでしかりだという考えでございます。

そこで、再質問の第2点目ですけれども、教育大綱の策定、10月にという予定をいただきましたが、この考え方について質問いたします。当市では、教育基本法の規定を受けまして、市教育振興計画を策定し、本市の教育の基本政策を個性を伸ばし育む人財・文化づくりと定めていらっしゃると思います。私は、ここで述べられている政策の内容こそが当市の教育大綱そのものにほかならないと考えています。

そこで、質問ですが、総合教育会議の御判断で市教育振興計画の基本政策を大綱に該当するものとみなすというお考えがないのかお伺いいたします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 教育委員会では、10月上旬に開催を予定している五所川原市総合教育会議に向けて教育大綱の案を作成しておりますが、これは教育委員会にて既に策定している五所川原市教育振興計画の基本政策を含み、主たる内容を取り入れたものとなっております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。総合教育会議も市民の傍聴を積極的にということになっておりますので、ぜひ傍聴させていただきたいと思っております。

次に、質問通告の2番目の所信はいただきました。そして、詳細な学力向上に関する教育長の見解をいただきましたので、その上で向上の具体化策について6点、一問一答でお伺いをしていきたいと思っております。私は、先ほど学力向上について今回の議会で質問

する根拠として私の意見を述べましたが、やはり父兄の方や退職された教師の方々の中でも学力向上というのは常に話題になるところでございます。

そこで、1点目でございますが、国及び県による学力・学習状況調査結果、位置づけは先ほど教育長が述べられたのと私も同意見であります。その結果から見た、とりわけ低学力層児童生徒についての傾向と分析、底上げ対策につきまして、議事録を拝見させていただきますと教育委員会の中でも御議論されているようでございますので、簡潔にどのようなお考えで分析されているかお示してください。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 市の学力向上ということですが、ここ二、三年の国及び県の学力・学習状況調査の結果を見ますと、まず市内小学校の児童の学力は全国平均より上回っておりますが、県平均よりはやや下回っております。市内中学校の生徒の学力は、残念ながら全国平均、県平均を若干下回っているというのが現状でございます。各校では、先ほど申し上げました学力向上プランをもとに、教職員が計画的、組織的に指導を行っており、その成果は徐々にあらわれつつありますが、全国トップレベルの県と本市の子供たちの学習のあり方を比較したところ少し違いが見られることがわかりました。具体的には、国の学習状況調査の質問紙の分析から五所川原の子供たちは学習意欲や授業における学び合い、家庭における学習習慣、読書習慣といった項目に差が見られます。

そこで、教育委員会では、この課題を改善するために新たな施策が必要だと考えております。現在他の県の学力の向上の取り組みについて調査し、五所川原市独自の新たな学力向上の施策を検討している段階でございます。具体的には、子供たちが主体的、協同的に学習を進めることによる学習意欲の高揚も視野に入れた授業改善を目指すもので、教育委員会が学力向上のための観点や指標を示すことでどの学校も共通した取り組みを進め、全ての学校で一定水準の教育を保障しようとする取り組みでございます。

このほか低学力ということに関しては、通常学級に在籍し、多動傾向や低学力で学校生活支援や学習支援などで特別な支援を要する児童生徒に対して支援の充実を図るために、市の予算で学校教育支援員を配置して、きめ細やかな支援にも努めております。今年度は、市内小中に19名の学校教育支援員を配置して学力の向上に取り組んでおります。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 指導員の活躍に関しては、大変敬意を表したいと思っております。今教育長も答弁されましたけども、近年の教育改革の様子を見ますと、地方の組織や個人が種々の実践活動の先駆となり、国がこれを追認するような事例が増えているようでござ

います。中部大学の笠井尚教授によりますと、すぐれた地方活動の例として、兵庫県などでの学力向上実践例として毎朝10分読書活動と反復学習を組み合わせ毎朝10分学習タイムの実践や、また大変問題になっております各地での不登校や登校拒否の児童生徒のためのフリースクールの活動なども自発的に行われたものが、国が直面をして取り入れるという形になっております。こうしたすぐれた地方の活動が全国に広まっていく過程で国も注目するということになります。今後とも学力向上へ向け、五所川原方式と言われるような、わかる、できるからさらに楽しいと子供たちが思えるような御指導を引き続きお願いをしたいと思います。

学力向上の2点目の質問でございます。受け身ではなく、能動的に考えるためのアクティブラーニングの当市での今後の取り組み方について質問をいたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 アクティブラーニングというのは、教師の一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者が主体的、能動的に参加し、進める学習方法のことで、次回、平成30年度の学習指導要領改訂に向けて中教審に諮問され、現在検討されているところでございます。ただ、これは、今現在の学習指導要領にも基本的な考え方は同じでございます。青森県教育委員会では、この考え方を重視し、今年度から主体的に学ぶ力を育む学力向上推進事業として、県内の小中学校から研究指定校を選出し、実践研究を進めているところでございます。本市からもいずみ小学校と五所川原第四中学校が指定校に選ばれ、市教委と西北教育事務所の指導のもと、来年度の発表に向けて研究を進めております。

そこで、本市としてのアクティブラーニングについては、先ほど御説明した来年度からの新しい学力向上プランの中に主体的な学習を育む授業改善の視点を盛り込み、いずみ小、五四中の研究成果を生かしながら五所川原市独自の授業スタイルを進めていく計画で検討しております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。このように、他に先駆けて進んでいる理由として、当市では副読本「わたしたちの五所川原」を活用した探求型の学習を既に取り入れていらっしゃる成果だと思えます。さらに体験学習や調査学習へと学校現場で広げて行ってほしいと考えています。行く行くは小中学生の学習の場におきましてもグループディスカッションやディベート、グループワークなども取り入れていただければと課題としていただきたいと思います。

次に、学力向上の3点目でございます。この今のアクティブラーニングの能動的な学習と関連しまして、小学校の低学年が最も身近に読書と向き合う場である学校図書館に

ついてでございます。読書は、心や学力を育てます。学校図書館法におきましても学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童、または生徒の健全な教養を育成することとして学習指導支援を掲げております。静岡大学大学院の村山教授によりますと、『学力向上のための読書活動：「学校図書館活用ハンドブック」』での記載であります。アクティブラーニングと関連して探求型学習が試行されている今日、学校図書館の機能を活用しないで効果を上げることは困難だと、限られた時間で行われる日々の学習活動では体験、実験、実習、観察にそれほど時間を割くことができない。そこで、どうしても2次資料を利用せざるを得ず、2次資料を豊富に持つ学校図書館の利用は欠かせないと指摘をされています。学力向上のための学校図書館拡充のお考えについて質問をいたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 読書による学力向上ということですが、読書は学力の基礎を築くのみならず、豊かな感性や知性を育てるために欠くことができない活動と考えております。市内の小中学校では、朝読書の時間を初めとする全校一斉の読書活動の実施、学校図書館内における推薦図書コーナーの設置、児童生徒が相互に図書を紹介し合う機会の充実、読書量についての目標の設定などを設け、積極的に読書活動を推進しております。その読書活動の拠点となるのが学校図書館でございます。学校図書館は、読書活動の拠点としての読書センターとなることのほかに、授業に必要な資料の整備など、学習支援を行う学習センターとなること、情報活用能力を育むのに必要な支援を行う情報センターとなることが求められております。これらの趣旨を踏まえ、市内小中学校では各教科等において学校図書館の活用を拡大し、多様な読書活動、各教科等の指導計画に位置づけるなどして学力の向上につながる機会を確保する取り組みを行っております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。これは、質問ではございませんけども、文科省の昨年度調査では県内の小中学校には学校司書が非常に少ない。全国でも最下位と報道をされ、調査結果が出ております。県内小学校309校中わずか7校、中学校163校中わずか1校の実態でございます。

その中で、当市におきましては、昨年、今年と新たに配置をされています司書の方の活躍の結果として、図書館に配置された司書の方でございますけども、学校図書館の指導もあわせて行っているということはすばらしい努力と成果を生み出していっていることになると私は思っています。

そこで、そこまでは意見でございますけども、1点関連しまして、実は十和田市で現

在子ども司書養成講座という子供の意欲を引き出す活動について取り組みを行っています。もしこのことについて、これまで御認識あるいは御見解がありましたらお答えいただければ。なければ結構です。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今御指摘の子ども司書ということですが、これは法律で認定されたあれではないわけですが、五所川原市においてはその司書制度というのはありませんが、今現在市立図書館においては年2回小中学生を対象とした司書体験会を開催しております。内容は、ふだん入れない書庫に入ってみたり、図書にラベルを張る、棚の整理をする、カウンターで貸し出しをするなどの体験をしてもらい、司書の仕事に親しむ機会を設けております。これから今御指摘のように、県内各地でこの子ども司書制度というのは行われているのが現実です。せっかく今うちのほうにも図書の司書が2名増員になりましたので、図書館を中心に子ども司書制度というものをこれから検討していく大きな力になるのではないかと、今御指摘のその対応を考えていきたいなと思っています。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。ぜひ拡充の方向でよろしくお願ひしたいと思います。

学力向上の4点目でございますが、先般報道によりますと高校生の女子生徒では一日スマホをいじくっている時間が7時間、男子生徒は3時間だそうであります。こういう時代でございますので、当然情報通信技術の機器を活用した、いわゆるICTを利用したわかる授業というのが課題になっていると思っておりますが、当市での取り組みについてお伺いします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 わかる授業へICT機器の活用についてお答え申し上げます。

コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術、いわゆるICTを利活用した教育の推進については、短時間に多くの情報を教材として提供できるメリットのほか、見える化による児童生徒の思考過程の充実、知識の定着度の向上が期待され、さらに興味が増すため学習意欲が向上するなどの効果があるとされております。本市においては、これまで具体的なICT導入の実績はございませんが、今後学校内各教室での無線ネットワーク構築、電子黒板の配備、生徒用のタブレットPCの配備などについて環境整備を進めていきたいと考えております。

また、市内の小学校と中学校それぞれにモデル校を設けて先行的に環境を整え、その運用効果を検証した上で他の学校への配備を進め、児童生徒にとってわかる、楽しい授業の実現に努めてまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。財政当局には、ぜひ今の御意見についてお応えしていただけるよう期待をしております。

次、5点目でございますけども、学校の教職員の多忙の問題でございます。OECD経済協力開発機構の調査では、日本の教員の勤務時間は調査34カ国中最高、一番長い。中学校教員で週54時間、これは文科省の最近の調査でも教員は半日学校缶詰、仕事持ち帰り。教員の一日の勤務時間は7時間45分と定まっていますが、実態は小学校で11時間35分、中学校で12時間6分、副校長、教頭先生や校長先生はさらに多い、こういう実態であります。これでは、人を増やすか仕事を減らすか、どちらもやはり問題がある選択を選ばざるを得ません。その中で、県教育委員会でもこの教員の多忙化解消の検討委員会をつくっておりますけども、人を増やすか仕事を減らすか。人を増やせない。2016年の公立小中学校の採用予定は、小学校100、中学校75。そこで、県教委は仕事を減らす道を選んで、部活の試合数を制限するという答申も出てくるようでございます。何だか本末転倒なような気がしてしようがありません。

そこで、当市での教員の多忙解消策についてお伺いします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 教員の多忙解消につきましては、教育委員会としても喫緊に解決しなければならない課題であると認識しており、市内小中学校の教職員全てに校務支援システムが使えるパソコンを1台ずつ配備し、業務の軽減化を図っております。教員が業務多忙になる主な理由の一つとして、免許外教科担任が挙げられますが、県教育委員会でも小規模な中学校に多くの教職員を配置できないこともあり、根本的な解決策を打ち出せない状況にあります。

また、国及び県、市の教育委員会からの調査及びアンケートへの対応が負担となっていることにつきましては、当教育委員会から依頼する場合は内容を精査し、必要最小限にするよう努めております。このほかに、部活動指導が負担となっていることにつきましては、地域の住民から指導者を迎えて顧問教員の負担を軽減する策もありますが、ボランティアによる指導に頼らざるを得ず、引き受けていただける人員の確保が難しくなります。教員1人当たりの業務量を減らす策としては、定年退職された元教員を教員補助として雇用する策も考えられますが、市独自の事業として実施するには財政的な問題

が伴ってまいります。

県教育委員会では、昨年度県内の小中高全ての学校に勤務状況に関する実態調査を行い、現在その結果をもとに多忙解消検討委員会会議を重ね、教職員の多忙化解消の方策を検討しております。

今年7月には、文部科学省から業務を改善、軽減して、子供と向き合う時間を確保するために、学校現場における業務改善のためのガイドラインが示されており、当委員会においても新たな学校サポート体制の構築について検討をしているところでございます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。冒頭に申しました教育の専門性と行政全般のせめぎ合いの課題でございます。藤田日本教育学会会長もおっしゃっていますように、お金も人手も時間もかけずに教育がよくなることはありませんので、財政当局には十分にしんしゃくをしていただきたいと思っております。

次に、学力向上の最後6点目でありますけれども、経済的理由によって就学困難ということについては、学校教育法では必要な援助を与えなければいけないとなっております。市の就学援助規則でも定め、援助範囲の拡大が毎年の課題となっております。この問題は、とりわけ近年の研究では個人の家計の経済水準と学力の関連が非常に関連があると、関数であらわせるという課題が浮き上がっているようでございます。平成24年で17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあるとされています。国民の平均的な所得の半分を貧困ラインと呼びますが、そのように増えている。中でも深刻なのは母子家庭などのひとり親世帯の子供で、貧困率は2人に1人、54.6%でございます。子どもの貧困対策法の趣旨を教育制度と福祉制度の市長部局の福祉制度の連携のもとでどう実現するか、このことについて教育の機会均等という大原則と子供の貧困化対策についてお伺いします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 子供の貧困と教育の機会均等につきまして答弁申し上げます。

教育の機会均等と子供の貧困対策につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されましたが、義務教育の現場にかかわる教育委員会といたしましても貧困に対するこれまでとは異なる新たな対応も必要であると認識しております。現在教育委員会では、就学援助事業を実施し、経済的に困窮している世帯の児童生徒について学校給食費や修学旅行費を支給しているほか、平成26年度からは学用品費の支給も開始いたしました。教育委員会といたしましては、今後も子供の貧困の実態と動向を把握しながら

ら支援の拡充を図っていきたいと考えております。

また、今後は、国から子どもの貧困対策法に基づく支援制度のビジョンに基づき、教育及び福祉分野における具体的な施策が展開されていくことになると思いますが、県などの動向を踏まえ、福祉分野での施策を実施する担当部局とも連携を密にしながら教育の機会均等に努めてまいります。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ありがとうございます。この市長部局と関連する、とりわけ予算に関する問題につきましては、今後発足をいたします総合教育会議の中で市長と教育委員の方がひざを交えて御相談する場が、これまでの市長の教育に関する関与は議会の中しかありませんでしたが、公の場で新たに増えることとなりますので、ぜひきょうの議論もしんしゃくをして、その後の対応をしていただければと要望をいたします。

次に、質問通告の3番目でございます。教育委員会での審議の市民のかかわり強化策で詳細な御答弁をいただきましたので、要望にとどめたいと思います。まず、教育委員会会議の透明化策でございますが、これはおっしゃられるとおりぜひ進めていただきたい。既に内規で新たにつけ加えられてもいます。

そこで、余り国の指導を引用するのも少し気が引けるんですけども、昨年7月の文科省の初等中等教育長通知では、教育委員会会議の透明化ということで、議事録を作成し、ホームページなどを活用して公表することが強く求められると記載をされています。ぜひ実現をしていただきたい。要望でございます。

それから、市民の会議の傍聴でございますけども、先ほど市民が余り少ないよという話がありましたけども、そうではなくてぜひこういう五所川原の未来の子供たちの議論教育委員会でやっているんだから、市民の皆さんも来てほしいと。開催時間、開催場所このように来やすくなりましたと、そういう運営上の工夫をぜひ努力をされて、より多くの住民が傍聴できるように工夫をしていただきたいと、これも要望でございます。

それから、教育委員による執行へのチェック機能についてでございますけども、国会の附帯決議でも事務執行チェック機能強化が言われております。そこで、私が肝だと思っておりますのは、衆参の各委員会でも指摘をされておりますけども、教育委員の方及び教育部局の事務局職員の方の研修などを強めて、旅費もきちんと使って、資質及び能力向上、人材育成を強力に図っていかなければ、やっぱり伴っていかないのではないかと考えていますので、ぜひそこら辺の御配慮も総合教育会議の中ではお願いをしたいところでございます。

それから、これも要望にとどめますけども、現在議会には議会への提出が規定をされ

ています点検評価報告書が毎年書面で提出をされます。残念ながら今9月定例会では、去年は配付されておりましたけども、まだ見ておりませんが、この点検評価報告書に関しましては2012年の文科省調査では本会議、委員会等で説明をして審議をしている市町村が12.8%ございます。さらに本会議、委員会等で説明をしている市町村は33.2%ございます。書面による提出のみは53.6%となっておりますので、説明会ではなく、議会の本会議、委員会等で説明をしていただけるように、これも改善を図っていただきたいをお願いをしておきます。

それから、通告の4番目、18歳選挙権へおける義務教育での主権者教育の策でございます。教育長から答弁をいただきましたので、そのとおりであると思いますが、私の考えるところで何点か質問をいたしたいと思います。まず、1つは、県選挙管理委員会ほかによる出前授業、講座ということによる興味関心の喚起についてどうお考えか質問いたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 県選管及び市選管の出前授業とかについてはですけども、現在市内の小学校では市浦小学校だけでこの出前授業を実施しております。具体的な内容は、選挙の意味や仕組みについての講話と模擬選挙の体験学習になります。講話を聞いて、一通り選挙の意味や仕組みについて学んだ後、実際の選挙で使用されている投票用紙、投票箱、集計機器を用いて投票から開票までの一連の流れを児童が体験するといった学習です。児童は、本物に触れることで大変興味深く学習に取り組み、選挙についての理解を確かに行うことができているということです。これから今いろいろな形で報道でも子供議会やられている各市町村もございます。こういうような選挙制度のこういった段階は、これ教科書のほかの発展的学習、体験的な学習という形で捉えるわけですので、今ちょうど時期が時期ですので、校長会等でもお話ししながら積極的な取り組み、こういうようなことをお願いしていきたいなと思っております。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 既に市浦で実践をされているというのは、素晴らしいことだと思います。ぜひ教育委員会におかれましては、全小学校、中学校で取り組みを広げられるように、また御配慮、御努力をお願いをしたいと思います。

それから、今答弁で触れていただきましたけども、実は子供議会という実践的な取り組みにつきましても非常に児童生徒の政治への関心を高める主権者教育にとっては効果があると思っています。本県むつ市では、2012年11月8日の日に市議会会議場で子供議

会が開かれております。むつ市新こども議会宣言書が可決をされ、12人の子供議員が一般質問を行い、市長や理事者の丁寧な答弁があったそうでございます。子供たちが議員としてこの場において、子供たちが考えた質問に対して市長、副市長、各それぞれの部長や理事者の方が答弁されるというのは、非常に子供にとっては主権者教育にとって意義のあることであり、実現するにはいろいろ困難な課題もあるかと思えますけれども、身近でわかりやすい主権者教育の実践例だと考えますので、議会の協力も必要になると思えますけれども、ぜひ実現をできるように進めていきたいと思っております。御見解がございましたら簡単にお願いいいたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 先ほども、今むつ市の話もありましたけれども、近隣でも中泊町とかでも行われております。今御指摘のように、議会と選管、それから明推協とか、いろいろな人たちの力もかりながら、ただ具体的には特には学校教育の、今非常に授業時数が厳しい中で行われていますので、今一概にすぐできるというようなことはあれですけども、例えば夏休み期間中とか、そういう授業期間以外では対応できることもあると思えますので、これから検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 私も議員の一人ですけども、議会そのものも市民が来やすいように晩や土日やりなさいという要望が高まっている御時世でございますので、ぜひ子供たちが実現できる、そういう今の条件下で検討を重ねていただければ大変ありがたいと思えますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、来年の参議院選挙で導入されるという18歳選挙権、大変大きな問題でありますので、義務教育での新たな主権者教育策についての質問を閉じるに当たりまして、私は皆さんにぜひ聞いていただきたいある方の意見がございます。御紹介をいたします。

「たくさんの方の人生を犠牲にする戦争は、何一つ良いことはないと思う。集団的自衛権行使が可能になれば、戦争に巻き込まれると心配する声が国民から上がり、さまざまな場所でデモなどが行われている。安倍晋三首相もそのことを十分わかっていると思うが、集団的自衛権を認める法案を作ろうとしている。首相の立場としては、世界の中での日本の役割や他国との関わりなど、さまざまな事情があるとは思いますが、衆議院で強行採決してしまった。国会議員も国民も議論する時間が短かったのではなかろうか。僕たちの世代にとって、とても大切なことなので、大人が時間をかけて判断してもらいたいと思った」。これは、東奥日報社の8月27日付こども新聞のコラム

欄に執筆をされました青森市佃小学校5年生の児童の意見でございます。児童本人に面会してお話を聞いた私の仲間の青森市議会議員は、東奥日報社の担当の方からも話を聞いたが、同社ではこのコラムの原稿に手を加えてはいないとお話でございました。このコラムを私は何度も読み返す中で、自分の頭で物事を考えることは大切だなと改めて新たな主権者教育の重要性をかみしめたところでございます。

以上をもちまして一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

次に、11番、山口孝夫議員の質問を許可いたします。11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 一登壇一

市民の会の山口です。平成27年度第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

昨日、きょうの一般質問に対する市長の答弁を聞き、サンパウロに出陣した疲れからか、蓄積された疲労のためか、入院を余儀なくされ、無事に退院され、政務に復帰されたことに対し、心からお喜び申し上げます。そしてまた、市民のために今後ともリーダーシップを発揮され、頑張ってくださいたいなと思っております。

おととい、9月6日日曜日には、立佞武多の館の裏にあります中央コミュニティセンターで15町内で構成する中央地区住民協議会主催によります第16回中央コミュニティセンターまつり骨とう・蚤の市には、市長代理として副市長が来て開会式に御挨拶をいただき、大変ありがとうございました。コミセンまつりは、ねふた囃子に始まり、子供縁日コーナー、そしてまた雪の里オーケストラによる懐かしのメドレー等、そしてまた各出店が大分出ておりました。市民の大喝采で堪能された懐かしのメドレーには、例年の倍以上の来場者がいたことを報告しておきたいと思えます。

それでは、市民の会を代表して、市民の幸せを願い、一般質問をさせていただきます。それでは、まず1点目、岩木川河川敷のスポーツ、イベント及び他の利用状況と各団体個人が河川敷を利用する場合、対応する管理部署についてお知らせください。

2点目としては、災害対策について。五所川原市街地における浸水災害で現在までの状況についてお知らせください。

以上、市長及び関係部長の答弁を求め、1回目の質問といたします。

なお、質問順序及び要旨に多少違いがありますが、一問一答でお願いいたします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○寺田建夫教育部長 山口議員にお答えいたします。

まず、岩木川河川公園スポーツ施設の管理方法及び体制についてお答えをいたします。スポーツ施設の維持管理は教育委員会が行っており、このうち乾橋南側のゲートボール場についてはゲートボール協会に維持管理を委託しております。乾橋からJRの鉄橋にかけての野球場については、6月から9月にかけて年3回、シルバー人材センターに委託し、草刈りを実施しているほか、浸水等によるグラウンド、遊歩道内の目立ったでこぼこについては土や砂利等の埋め戻しによる整備を行っております。

○寺田武造議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 五所川原地区の市街地における浸水災害の状況についてお答えいたします。

近年地球温暖化などによる異常気象により集中豪雨や土砂災害が発生しやすい状況となっており、五所川原地区においても過去に大雨による道路冠水、河川や道路ののり面崩壊等の被害があり、復旧対策を行ってきたところでございます。

過去10年間における住家及び非住家浸水被害についての状況でございますが、平成19年11月12日の大雨による被害は唐笠柳地内で床下浸水が1件ありました。平成22年8月31日の大雨では、当時五所川原地区の観測史上最大となる1時間に37ミリの雨量を記録し、一ツ谷地内や唐笠柳地内にて各1件の床下浸水の被害がありました。平成25年9月16日の台風18号による大雨では、床上浸水が1件、床下浸水が7件、非住家への浸水が8件となっております。平成26年8月6日の大雨では、床下浸水が27件、非住家への浸水が18件となっております。また、平成26年9月10日の大雨では集中豪雨により五所川原地区において観測史上最大の1時間に59ミリを記録し、市街地では床上浸水1件、非住家への浸水3件の被害がございました。

以上でございます。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 まず、河川敷利用について、各スポーツ施設利用場所の整備管理費経費をお知らせください。そこ、よろしく願います。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 岩木川河川公園のスポーツ施設管理費等について、まずは実績が出ております昨年度の決算の中からかいつまんで申し上げます。まずは、野球場、一番面積が大きいわけですが、草刈りの経費としてシルバー人材センターへ18万8,640円、それからグラウンドの整備用の黒土購入費10万円を支出してございます。

それから、乾橋南側のゲートボール場の維持経費については、ゲートボール協会へ20万円の委託料を支出してございます。

そして、北斗グラウンド管理棟に係る経費につきましては、トイレ等の清掃の委託料などとして錦町町内会へ年間8万円、それからトイレの床の塗裝修繕料13万5,000円、備品購入費、いわゆるサッカーゴールの購入費を32万4,000円、光熱水費、その他になりますけれども、年間7万5,960円というのが主なものでございまして、そのほかに臨時的な経費が昨年9月15日から16日にかけての台風18号による大雨被害のためにグラウンド等の原状回復、土の搬入、整地、土手から駐車場への進入路の補修などに臨時的に昨年の場合は594万円ほど要してございます。経常的な経費としては、100万円以内という形で大体これまで推移しております。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 答弁ありがとうございます。ゲートボール場が20万円、そしてまた野球場、隣にあるサッカー場も含めているのかどうか、サッカー場のほうは含めてですか。18万円ということであります。

さっきちょっと聞き漏らしたんですけども、サッカーの何十万円と言われたやつ、あれどういうことですか。ゴールとかなんとかってしゃべって……

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 サッカーゴールが流出いたしまして、それでゆがみ等もありまして、必要に応じて更新という形になります。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 はい、わかりました。北斗グラウンド、かつてはあそこで五所川原市の小学校全部といたしますか、運動会をやったり、それからプロレスやったり、そしてまた現在では虫送りと火まつり、花火大会等、そういうふうには市民にとってはすごいイベントの大きいものをやる場所であって、非常に親しみやすい場所かと思っております。その中で、例えば私も今でもちょっと野球やっています、あそこ利用するんですけれども、その人たちのお話ですと一緒にやって、そこへ行って野球しながら草抜いたり、そしてやっているわけです。そういう状態ですので、そうしてやりながら困ったなど、これだけ野球ちょっとやられねえと。

それから、もう一つは、野球のボールが外野に行っちゃうと、草が生えていて何も見えなくなってしまうんです。そして、そこに例えば祭りのイベントで車が入っているんですから、そこにすっと下がって今度転んだりとか、そういうような状態なものですから、普通に考えて年に3回というよりも、だから何回やってくれというわけではないけれども、何かこう私たちに委託というか、そういうのに自分たちも汗かくから、役所と一緒にやってみたいなという話もありましたので、その点については今後とも考えて

いただきたいなと思っております。もしそういう場合がありましたら、役所で対応できるのか、そこがまず野球の場合1つですけども。

次に、サッカーについては、現在サッカークラブチームが乾橋の下のほうで、近いほうで練習場所として使用しております。草刈り等も行っている。これは、自分たちが好きでやるものですから、ボランティアでやっているということでもありますけども、今年の春に転圧をかけて整備したんですが、芝生が剥げている部分が大分あると。そんなことで、サッカー協会の予算ではしっかりとした整備ができないため、去年は8月6日の大洪水でああいうふうになったから、あれなんですけども、何とか一回お金をかけるときにお金をかけて整備してもらいたいなというお話でありました。そしてまた、そのときにやるときに、各野球なら野球、サッカーならサッカーという形で一緒になってやっていければ将来に向けていいのではないかなと思っておりますので、そこをしっかりと整備かけてお願いしたいなと思っております。

無論線路下のほうのサッカー場についても、そちらのほうは小学生チームが練習場所で使用しているんですけども、恐らく8月6日の影響だと思うんですけども、土がやわらかくて余りいい状態でないと。そしてまた、3年ぐらい前までは、社会人の大会等行っていたんですけども、現在は行われていない状態であるということです。

そのほか、要望としては、青森県内では芝生のサッカー場がないのは五所川原だけだそうでありまして、ここに限らず、市のほうの予算等もいろいろあるんでしょうけども、大会等をこちらのほうに持ってくれば、いろんな意味で五所川原の活性化にはつながるんでないかなというお話もありましたので、そこを含めて考えていただければなと思っております。

その次ですけども、散歩コースについて、こう歩いて行く遊歩道があるんですけども、岩木川とその間にカヤが大分私の背よりも大きいぐらいあるんです。そうすると、何かこう余り近づき過ぎて、散歩道ってやっぱりこう例えば歩いているイメージ考えてみれば、岩木川の縁を歩くと。岩木川の流れているさまを見ながら、そしてまたその前方には岩木山が見えて、ああ、いいなという、例えば病院の上からこう眼下を見ると、下にはゲートボールやったり散歩をしたり、それからこうやっている、そういうのが見えてくるようなイメージでこれからの将来の五所川原がなっていければなというふうに感じますので、散歩コースについても景観が余りよくないので、その対応についてちょっと述べてもらいたいなと思っております。

次に、前もしゃべったことあるんですけども、排雪対策として過去には高瀬地区のほうの入り口のあれからこう入っていくんですけども、そこを使っていたんですけども、

そこが排雪、余り騒音、振動が激しくなって、ダンプがこよう入れられなくなったということがあって、漆川工業団地にあきがあったもんですから、そっちに排雪してやったと。しかし、何年か前に指摘したときに、ダンプが何十台も並んでとまっている状態で排雪していると。これは、すごい市民の税金の無駄遣いだなというように感じました。

そして、またさらに漆川工業団地は、あそこ一部売却されたので、大分狭くなりました。そこで考えるに、隣のつがる市の柏地区は、昔柏村時代からあっちで排雪しているわけです。五所川原だと、今度五所川原はまちなかのすぐ近くにそういうのがあれば、恐らく高瀬地区でも国交省の許可を得て排雪したかと思うんですけども、岩木川の例えば小曲地区であってどうかという、そういう場所に当たってみたことがあるのか、当たってなければこれから当たる用意があるのか、そこらのとこ、ちょっと関係機関に働きかけてみる用意があるのか。そして、あるのかと言えば変ですけども、投げるところがなければ、どっか探さなきゃだめなわけです。そんな中で考えるに、一番効率がいいのがその場所かなと思いますので、そこについて答弁をお願いしたいと思います。

河川敷利用については以上です。

○寺田武造議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 まず、遊歩道そばのカヤの対応策についてでございます。岩木川河川公園は、国土交通省より占用許可を受けまして、都市公園として利用している公園でございます。占用許可は、河川敷の中に設けた遊歩道より堤防側の場所で受けており、これらの場所については草刈り作業も定期的に行っております。しかしながら、主にカヤ等が生育している遊歩道より低水路側、あの水の流れているところでございますけれども、低水路側は占用許可を受けておらず、国土交通省が管理しているため、御意見の趣旨を国土交通省に要望してまいります。

岩木川河川敷の雪置き場利用についてお答えいたします。現在五所川原地区においては、金山地区の漆川第2工業団地内北側部分に位置する約4万5,170平方メートルの未利用地に市指定の雪置き場を設置しております。今後漆川工業団地の未利用地が分譲された場合、雪置き場として利用できなくなることから、新たな雪置き場を確保する必要があります。このため、現在新たな雪置き場の選定作業を行っているところですが、議員提案の岩木川河川敷も選択肢の一つとして検討を進めているところでございます。

しかしながら、かつて高瀬地区付近の岩木川河川敷を雪置き場として利用していたときには、ダンプ等の震動や騒音の問題があり、利用できなくなった経緯がございます。このようなことも踏まえながら候補地を選定する必要がありますが、岩木川河川敷については近々国土交通省に打診してみたいと考えているところでございます。

今後も排雪作業を円滑に行えるよう十分な雪置き場の確保に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 河川敷利用については、答弁ありがとうございます。1つだけ河川敷についてはお願いがございます。整備については、やっぱりサッカーでも野球でも、何でもそうなんですけども、その関連するスポーツ、今聞きましたところシルバー人材センターに預けていると、3回やっていると、そういうことで何かやっぱりスポーツに関係がある、造詣がある人、そういう人が整備するような形でないと、なかなかその土なりに魂が入っていかない、そういう環境がつかれないと思いますので、その点要望して、河川敷についてはこれで終わりたいと思います。

次に、災害対策について、2回目です。2回目というか、これはあれですけども、昨年8月6日のゲリラ豪雨の状況とその対応について、どのようであったか、市民に対する周知方法を含めお聞かせください。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 総務部よりお答えいたします。

昨年8月6日におけるゲリラ豪雨の状況についてですが、午前3時ごろ大雨洪水警報が発表され、さらに土砂災害警戒情報が発表されております。五所川原地区では、その後も雨足が強まり、1時間当たりの降水量が30ミリを記録する観測所もございました。このような大雨に伴い、市内では午前6時に金木町大東ヶ丘地区に対し土砂災害警報に伴う避難指示を発令し、また金木川が危険水位に達したことから、金木町の対象地区に避難指示を発令しました。さらに五所川原地区においては、松野木川の水位上昇に伴い、午前7時10分に避難準備情報を発表しましたが、その後も水位は上昇し続け、松野木川だけでなく、飯詰川においても危険水位に達したことから、午前8時30分、漆川地区及び飯詰地区に避難指示を発令しております。これら避難指示等の発令と同時に、対象地域に避難所を設置し、開設し、対象住民の受け入れを開始してありまして、避難者は最大で203名に上りました。

このときの住民の情報への周知方法についてでございますけども、防災行政無線、市広報車、緊急速報メール、FMごしよがわらへの報道依頼を行っております。ゲリラ豪雨や大雨による災害発生時においては、その危険地域や被害の状況について、さまざまな手段で市民の方々へお知らせすることとしております。具体的には、防災行政無線、広報車の巡回、市ホームページの掲載、マスコミへの報道依頼、市内全域への緊急速報メールの配信、自主防災会や町内会、消防団員等による每户への呼びかけ等の手段から、

その時々、災害の状況から総合的に判断して情報提供を行っております。特に昨年度開設したFMごしよがわらへの報道依頼は、地域に重点を置いた高い情報発信力を生かすことができることから、住民に対し、効果的な情報発信ができるものではないかと期待しております。

また、緊急速報メールについては、利用規約による配信による情報の制限があるものの、携帯電話会社大手3社のキャリアの携帯電話に向けて、メール配信等により本市にいる全ての方にメール配信を送信できることから、高い情報発信効力があるものと考えております。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 答弁ありがとうございます。ちょっと東日本大震災のときの状況を考えてみますと、水害とまた違うんですけども、そのとき私は中央地区という館の裏の住民協議会で管理運営している中央コミュニティセンターにいました。ほとんど全部市内は電気真っ暗で、あそこは発電機があったもんですから、その場所に市の広報車は来たんですけども、余り聞こえていないんです。だから、雨の場合でもやっぱり消防車も出動してカンカン、カンカンと鳴らす、それでこうしゃべっていかないと、市の広報というのはあの時点では余り効果なかったと思います。その点、消防車のあれでこう鳴らすに何か支障があるのかな、そこいらちょっとできれば出して、そういうふうにやってもらいたいなと思っております。

次に、先ほど降雨量の目安について、避難の態勢、周知の体制とかありましたけども、過去の例を見ますと22年8月31日、1時間最大で37ミリ、そしてまた8月6日には59ミリという、昨年ありました。これは、雨の1時間当たりの降る量と、それ川の水位に関係すると思うんですけども、例えば去年の8月6日、岩木川で大体どのぐらいで鐘鳴るものかなと思ひまして、随分水位上がったんです。野球場の水位まで上がったんですけども、逆に上から見ると上から1メートルぐらいのところまで鳴るものかどうかという、その判断基準というのはどこにあるのかなと思ひまして、お答え願ひたいと思ひます。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 岩木川の乾橋の状況でございます。青森県河川砂防情報提供システムからいきますと、氾濫危険水位基準、これが5.5メートルというふうになっておりまして、我々その情報をキャッチしながら警戒態勢をとる部分としましては、水防団の待機水位が1.5メートル、氾濫の注意水位が2.5メートル、避難判断の水位が5.3メートル、氾濫危険水位が5.5メートルという基準がございますので、これをそのシステムから逐次監視をしております、大体土手の駐車場に水が上がるのが2メートルを超えた状況で上

がってくるというふうに認識しながら、国交省がつけているカメラ映像だとか、そういう情報を得ながら監視を続けてございます。

○寺田武造議長 山口議員、発言するとき立ってちゃんと言って。

11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 久しぶりの一般質問なので、ちょっと緊張しておりまして、申しわけありません。

どうも適切な答弁ありがとうございます。今の判断基準において危険水位が周知されて、市の広報が回るということでもありますので、災害は突然やってくる、いつやってくるかわかりませんので、その点よろしくお願いします。

続きまして、同じく昨年十川団地が水害に遭いまして、床下浸水が3件ぐらいあったそうです。いつもこの場所常襲地帯なんだそうです。

そこで、その十川団地の団地について、水害の対応について役所でどのようにされているのかお聞かせください。

○寺田武造議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 昨年の津軽鉄道十川駅北側に位置する住宅団地の水害の状況とその対策についてお答えいたします。

昨年8月6日の大雨により、当該団地では17件の床下浸水がございました。この団地の雨水排水は、道路側溝から排水路を経て旧十川に排水されておりますが、この地区の排水路は土水路であることや、排水断面が一部狭くなっていることが原因で水の流れが悪く、豪雨のたびに浸水しておりました。

その対策として、昨年度から排水断面を広くし、水の流れをよくするための排水路工事を行っており、今年度も引き続き実施する予定でございます。

また、抜本的対策といたしましては、新たに河川合流部の排水樋門の整備や、排水路を2系統へ分散することが有効でございますけれども、多額の費用を要することから、補助制度の活用を含め、整備に向けて検討してまいります。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 答弁ありがとうございます。対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。もう床下浸水となれば、やっぱり床下の換気口から水が入ってきて、被害そうでもないなと思ひて聞いたんですけども、やっぱり大分こう消毒したり、それから床下が湿ってしまつて大変だというふうに聞いていましたので、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、これは実際災害ではないんですけども、危険用地ということで考えてみますと、

いつどうなるかわからないと。そんな中で、広田にあります七ツ館虫流団地について、ちょっと戸数数えてみたら250近くあるんですが、車の出入り口が1カ所しかないため、非常に不便だけでなく不安を感じるということでありました。じゃあ、どういう災害起きるかといった場合に、水、こうそこを車通らなくなってしまうと、どうにもならないと。隣の小さな団地のほうには、入るほうと出るほう2つあるんです。大きいほうに1つしかないの、これ前々から住民の人が直接市のほうに要望したかどうかはわかりませんが、ちょっとそこいらに住んでいた人が念願であったという話をしていましたので、あえてこの場で、この災害対策には合うか合わないかわかんないんですけども、危険用地として、それから入る出入り口が1つしかないという袋小路、言うことには陸の孤島というふうに言っていました。そんな中で、市の対応についてこれから対応することができるかどうかお示ししていただきたいなと思います。

○寺田武造議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 当該地域につきましては、民間開発が進み、現在の道路形態となっております。議員御指摘のとおり、幹線道路に通じる道路が1本しかないところもあり、現在の道路では災害時の避難に支障を来すおそれがあると認識しております。防災力の向上を目指し、新たな避難路が確保できるか検討してまいります。

○寺田武造議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 ありがとうございます。これ五所川原、今の虫流団地に限らず、過去ずっと何十年も前から問題があったと思うんです。新たな団地をつくる場合に、造成とか、そういう面で雨降ったときのウオーターラインがあるんですけども、そのウオーターラインと何ぼも変わらないぐらいで造成して、それを市のほうでも認可していると。そういうことの結果がずっと今日まで続いてきて、不便を市民の方に感じさせてきた結果ではないかと思っております。

そんな中で、今後は、もしまた団地の開設等あれば、少なくともウオーターラインから50センチなり、水害に遭わないぐらいの団地の造成をやって、許可してやって指導していくのが役所だと思いますので、その点御要望して、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時34分 休憩

午後 1時04分 再開

○平山秀直副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、松本和春議員の質問を許可いたします。1 番、松本和春議員。

○1 番 松本和春議員 一登壇一

無所属の松本和春です。平成27年第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初に、平山市長におかれましては、病気を克服され、公務に復帰されましたこと、心からお喜び申し上げます。今後とも市民福祉の向上のため、そして五所川原市民のために大きなリーダーシップを発揮され、さらなる御活躍を期待しているものであります。

また、三上副市長には、市長職務代理者として市政の困難や市民サービスの低下を招かないよう職員の皆様ともども日夜奮闘されてこられましたことに心から敬意をあらわすものであります。

さて、8月には、私の地元飯詰の長円寺の梵鐘を課題とした津軽十三浦伝説、白鬚水と夫婦梵鐘の新作立佞武多の出陣のもと、五所川原立佞武多が盛大に開催されました。私も市会議員として初めて参加させていただきましたが、市民の熱気、パワーを強く感じ、体の震えを抑えることができませんでした。この熱い思いを市民の皆様と一緒に五所川原市の活性化につなげていかなければと、気持ちを新たにしたところであります。以上を申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず、農地中間管理機構についてであります。我が国農業における担い手の農地利用は、全国地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大など課題が生じております。農地中間機構の創立は、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めようとするもので、平成26年から本格的に始動いたしました。そして、その初年度の実績が本年5月に公表されたところであります。それは、平成22年に入り横ばいで推移していた担い手への利用集積面積が平成27年3月末に前年比約6万3,000ヘクタール増加したものの、機構を通じた貸借の割合は1割強にとどまっているという内容でありました。

質問の1点目として、五所川原市の実績についてお聞きします。1つは、五所川原市全体の平成26年度における貸借による新規農地集積の件数及び面積、2つ目は機構ルートによる出し手、受け手の件数及び面積、3つ目は機構ルートによる権利設定に至った件数及び面積、4つ目は全体に占める機構ルートの割合をお知らせください。

質問の2点目は、条件の悪い農地についてであります。当市のような中山間地帯では、条件の悪い農地の比率が高いものと思いますが、機構では貸し出し先の見込めない条件

の悪い農地は借り入れの対象から除外し、引き受けた農地でも一定の期間貸し出し先が見つからない場合には所有者に戻すということであります。これらの農地は、耕作放棄地とならざるを得ず、機構本来の目的である耕作放棄地の解消には結びつきません。そういった意味から、農地中間管理事業として耕作放棄地再生や畦畔除去、暗渠排水等の簡易な基盤整備の実施が制度として上げられておりますが、県全体で、そして当市の実施実績をお知らせください。

また、実績がない場合は、何が課題となっているのかをあわせてお聞きします。

質問3点目は、現場の実態についてお聞きします。農地には、そこに住む人たちのさまざまな多くの思いがあります。出し手の農家には、みずから耕作ができなくなっても自分の農地は信頼できる人に貸し付けたい気持ちが強いというのが本音だと思います。機構の利用が低調な要因としては、誰に貸し出されるかわからないという機構の仕組みを敬遠する出し手が多いということや、当初地域集積協力金の交付のためには10年以上の貸借契約を結ぶことが望ましいとされていたこともあって、地権者には高齢者も多く、相続等を考慮すると10年の期間を長過ぎると感じて機構の利用を見送るといったケースも見受けられるようで、制度が想定する姿と当事者の意向が必ずしもマッチしていない面があるのではないかとといったことも考えられますが、当市の実態はどうか。また、効果的に取り組むための方策と、また市にはどのように分析しているのかをお聞きします。

次に、米の消費拡大の観点から、当市の学校給食に関してお聞きします。御承知のとおり、平成26年産米は、米価の大幅下落により生産農家は大きなダメージを受けたところであります。農業を基幹として、その中で水稲が主体となっている本市においては、農業振興の観点から米の消費拡大の取り組みは避けて通れない課題であると考えます。

学校給食について、平成21年3月の文部科学省スポーツ青少年局長通知では、米飯給食の推進について、週3回以上を目標として推進するものとする。この場合、地場産物の活用の観点から、地場産の米や麦を活用したパン給食など、地域の特性を踏まえた取り組みにも配慮する。また、地域や学校の事情等により実施回数が異なっている現状にかんがみ、地域や学校の事情等に応じて、段階的な、漸次的な実施回数の増加を促すこととする。1つは、大都市等実施回数が週3回未満の地域や学校については、週3回程度への実施回数の増加を図る、2つは既に過半を占める週3回以上の地域や学校については、週4回程度などの新たな目標を設定し、実施回数の増加を図っております。また、平成25年5月1日現在、全国の回数別米飯給食実施状況は、週3回50.4%、週3回以上が44.6%ということになります。

そこで、当市における学校給食の現状について、米飯給食の回数と米飯以外の回数、内容をお知らせください。また、パン給食、麺給食を実施しているとすれば、その中で米粉パン、米粉麺を利用しているかどうかと回数についてお聞きします。

以上、農業振興について質問させていただきました。市長、関係部長の誠意ある御答弁を求め、壇上よりの質問とさせていただきます。

○平山秀直副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○小山内秀峰経済部長 それでは、私のほうからは、五所川原市全体の平成26年度における農地中間管理事業の実績についてお答えします。

まず、五所川原市全体平成26年度における貸借による新規農地集積件数及び面積についてですが、件数は204件、面積は308.9ヘクタールとなっております。

次に、農地中間管理事業への申し込みであります。農地の出し手の申し込み209件、面積が114.8ヘクタール、受け手の申し込み211件、希望面積が737.9ヘクタールとなっております。そして、申し込みのあったもののうち農地中間管理事業による利用権設定に至ったものが68件、68.4ヘクタールとなっております。市全体の新規貸借のうち農地中間管理事業による利用権を設定した割合であります。件数では全体の33.3%、面積では22.1%となっております。今後も制度の浸透を図りながら受け手の意向把握、出し手の掘り起こしを行い、受け手、出し手、双方にメリットが得られるよう事業を推進してまいります。

次に、御質問の悪い農地の貸借についてお答えいたします。農地中間管理事業において、耕作条件の悪い農地については、県内及び当市においても出し手はありますが、受け手がなく、簡易な基盤整備を活用した事例も今のところございません。理由としましては、簡易な基盤整備を実施するためには、受け手が決まって、受け手からの要望がなければ実施できないことになっておりまして、条件不利な農地についてはそもそも受け手の農家が敬遠することが要因と考えられます。

次に、当市の実態と取り組みについてお答えします。当市の実態については、松本議員の言われたとおりであり、農地中間管理事業の進まない理由としては出し手の不安が大きな要因であると考えられます。そのため、機構では今年度より事業規程を変更し、農作業受委託から利用権設定に切りかえる場合の優先配慮事項を追加し、農作業受委託を通じて醸成された当事者間の信頼関係を維持した貸し付けを可能といたしました。

また、人・農地プランによる地域内の農家の話し合いに基づく貸借も機構を通して貸借することが可能となったため、貸借相手の顔がわからないという不安が解消されるこ

とになります。これらのことについて、地域の座談会や農業委員会の発行する農業委員会だよりで周知を図っているところであり、農地中間管理事業のさらなる普及を図ってまいりたいと考えております。

○平山秀直副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 米の消費拡大の観点からの学校給食について、現在の米飯給食の回数と米飯以外の回数、内容について、さらにパン、麺給食における米粉パン、米粉麺の回数についてお答えいたします。

現在学校給食センターの受配校については、週に3回米飯給食を行っております。それ以外につきましては、パン給食を週2回提供することを基本としておりますが、年に4カ月間、春の4、5月の2カ月間、そして秋の10、11月の2カ月間、麺給食を実施しており、その期間は麺給食を週1回、パン給食を週1回としております。また、金木、市浦地区の学校単独で調理を実施している学校につきましては、通年で麺給食を実施しており、米飯給食を週3回、パン給食を週1回、麺給食を週1回実施しております。

なお、米粉の活用につきましては、米粉パンを2カ月に1回程度提供しておりますが、米粉麺につきましてはこれまでのところ提供した実績はございません。

○平山秀直副議長 1番、松本和春議員。

○1番 松本和春議員 農地中間機構についてもいろいろ回答を得ました。これは、私農業委員を約20年間やってきて、最後に結びつくのが遊休農地ということで、前に市長さんとも懇談会を開いた経緯を見ましても若者のこれからの農業に取り組む経緯からいくと、遊休農地は解消できないということから、その遊休農地を中山間地帯、飯詰は中山間地帯になっているんだけど、それを解消するためには将来的な区画整理ということの課題にぶつかってきました。それを今現在すぐ区画整理はできないという観点から、若者が今望んでいるのが高性能作物。転作田に高性能作物をつけたらどうかという観点で、この間は勉強会を開いています。

それについて、高性能作物について述べたいと思います。私は、何年か前から地域の若者の農家と語る会を開催してきました。市長さんにも何回か出席いただきました。本当にありがとうございました。そこで若者が考えたのが機能性作物についての話でありました。それは、どういうことかということ、具体例を挙げますと、当市で数年前からキクイモの栽培をしている青年が、国立大学終わってきからその芋の研究をやっている青年がいるんです。それは何かというと、イヌリンという成分がこのキクイモには入って、それが糖尿病によく効くと、そういう観点からこの周りでも昔は結構栽培していたようであります。ただ、現在このキクイモは漬物用として農協に出荷しています。これ

を食べると薬としてもとってもよく効くということから結構売れて、去年は1反歩40万円から60万円ぐらいの収入になったそうです。その若者が今年の夏に山形大学でキクイモの研究をしている教授のもとに足を運び、その機能性について聞いてきたそうです。キクイモに限らず、皆様作物の機能性が注目されているこの中、このように当市で栽培されている作物の機能性の研究、当地栽培に向けて、機能性作物の探索、その作物を市内の飲食店での利用と、いろいろやってみたいことがあるが、現状ではなかなか難しいという後継者の声でありました。そこに市のほうで何か手助けができないかというお願いであります。要望をいたしましてありました。事例では、八戸では今年の夏に漢方薬の原料の薬用作物の産地づくりに向けて、漢方薬メーカー、研究機関との共同研究をスタートさせたそうです。このように取り組みを通してでもやってはどうかと思います。これがうまくいったら新規就農者の所得アップに限らず、高齢者の所得確保、苗代田の耕作放棄地を解消できるのではないかと思います。

それと、施設園芸、野菜に関して、国で農林漁業振興臨時対策基金というところで、園芸メガ団地育成事業というのを3年前から始めて、これは秋田県の実例であります。野菜や花卉の産出額を飛躍させるための工場の団地化であります。これは、市長さんが入院する前に、今年の2月に農業後継者の若者と語ったのがこの減反を利用した露地栽培の団地化であります。これも市長さんにいろいろと興味を持っていただいて、これからも伸ばしていきたい、そういう農業の後継者の人たちに対して、いろいろと相談相手、助成、それと今年出た人口減少対策庁内プロジェクト、そういうのにも農業の後継者を入れて、いろいろ意見を聞いてもらいたい。要望としてお願いいたします。

以上です。どうもありがとうございました。

○平山秀直副議長 以上をもって松本和春議員の質問を終了します。

次に、22番、磯辺勇司議員の質問を許可いたします。22番、磯辺勇司議員。

○22番 磯辺勇司議員 一登壇一

至誠公明会の磯辺勇司です。きのうから始まった平成27年第4回定例会の一般質問、熱心に議論されてきましたが、私で9番目、最後の登壇者であります。傍聴席の皆様には、大変お疲れで眠いことと思いますが、いましばらく御清聴、御協力のほどお願いいたします。

最後ともなれば、ほかの議員と重複する点があったわけですが、御理解の上、誠意ある答弁をお願いし、質問に入ります。

初めに、当五所川原市の中心商店街のかなめである立佞武多、今年は好天にも恵まれ、運営委員会の発表では期間中人出が昨年より2万人多い106万人という集客実績を上げ、

名実ともに県内外はもちろん、外国までその存在を示すことができ、市民の一人として誇りに思っており、関係者の皆様にこの議場より厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の定例会に当たり、特にうれしいことは、平山市長の体調回復、元気に公務に復帰したことであります。これで副市長、教育長と三役のそろい踏みができたわけで、豊かなまちづくり理念の実現のために、さらなる御尽力を期待できることと市民の皆さんも喜んでいることと思います。

なお、私ごとで恐縮ですが、市民の皆様方から御支援をいただき、初当選したのが18年前のきのう9月7日でありました。きのうでちょうど18年目に入り、支持者から年に1回は与党であっても一般質問するように言われ、今回で18回目の登壇であります。本日は、傍聴席の方々がおいでになっており、皆さんのように市政に関心を持つ市民が多くなれば、五所川原市も発展間違いのないものと思います。

でも、私の推測の甘さを吹き飛ばすような、とても心配な話題をしなければなりません。それは、昨年実に衝撃的なニュースがありました。民間の有識者でつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会の発表によると、今から25年後には日本国内で数多くの自治体が消滅してしまう可能性があるというショッキングな話でございます。これは、現在の少子高齢化社会、そして現在若い人が大都市に住みたがる傾向がこのまま続けば、この先多くの市町村が存続不可能になってしまうというものです。青森県では、8割の自治体が消滅の可能性が高いと言われております。県庁所在地の青森市でさえ消滅の可能性があるといたします。もちろん私たちの五所川原市も消滅可能性都市とされております。市民の皆さんもとても不安を感じていると思います。残酷な試算ですが、この日本創成会議の座長は岩手県知事を終えて第1次安倍内閣、福田内閣で総務大臣を務めた増田寛也さんで、こうした問題と長年向き合ってきた方ですから、この警告は決して軽く考えるべきではないと私は考えております。私は、今回日本創成会議の発表は最後の警告のように感じております。このまま何もしなければ、日本人は今までのような豊かな暮らしができなくなると思います。そして、私たちが誇りにしてきたこの五所川原市も私たちの子や孫が大人になるころにはなくなってしまうかもしれません。平山市長は、これまで五所川原市を明るく住みよい豊かなまちづくりに向かってすばらしいリーダーシップを発揮され、たくさんの事業を手がけてきたわけですが、市長の胸のうちにある構想とこの日本創成会議の発表、どのように受けとめられているのか、その感想をお伺いいたしたいと思います。

次に、2項目めの人口流出と減少について述べます。私どもの五所川原市は、本年3月、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村との合併で10周年目の節目を迎え、3月29日、

オルテンシアにおいて盛大に記念式典が行われました。合併時の人口は、住民基本台帳によれば6万4,551人、それが先月8月25日発行の市の広報では5万7,501人、何とこの10年間で7,050人の減少で、1年間に約700人ずつ減少していることとなります。もちろん行政側もこれまで手をこまねいていたわけではなく、農業や福祉、介護や教育、土建行政など、いろいろな住みよいまちづくりのために大きな投資もしてきたと思います。私に言わせると、この原因は、1つには農業収入の減であり、2つには雇用の場が限られていること、3つには少子高齢化の影響にあると思っています。

このような状況は当市に限ったことではなく、全国的な傾向で、平成の合併で当時3,300ほど自治体、合併特例債をてこに合併を促進させ、現在では1,718自治体に再編成されましたが、その編成によっても自治体は活力を取り戻すことがありませんでした。むしろこの自治体の再編でなお一層人口減少や人口の流出が進んでいる現状であります。このようなことで、各自治体が悲鳴を上げている現状であります。この実態が昨年日本創成会議で明らかにされ、地方から大都市への人口流出がこのまま進めば、30年間で20代から30代の女性が半分以下の896の自治体しか残らないと、有識者でつくる日本創成会議で発表、将来消滅するおそれがあると述べ、地域崩壊の危機を指摘しており、しからば青森県はどうか。県内40市町村が2040年には20代から30代の若い女性が半分以下になるとすれば、五所川原市は10市のうち下から黒石、つがる市に続いて3番目、60.3%、まことにショッキングなことであります。各自治体もこの人口減少、人口流出に対する有効打を説き、国に抜本策を求める声が上がっているところであります。政府も最重要課題として人口減少対策の基本理念や運営方針を明記したまち・ひと・しごと創生法案を決定しました。

そこで、質問ですが、五所川原市として人口減、人口流出に対し、これまでのように具体的に対処してきたのかお伺いいたします。

次に、地方創生事業の最後の質問をします。まち・ひと・しごと創生事業が本格化しようとしています。政府は、これまでも地方の自立と活性化を促す政策を掲げたこともあったものの、余り効果がなかったわけであります。それらを踏まえ、いま一度過去を振り返り、日本の将来のありようをしっかりと描き、確固たる政策を掲げ、実行することだと思います。石破地方創生大臣も地方創生とこれまでの地域活性化策との違いについて、日本列島改造論、田園都市構想、ふるさと創生と歴代政権が地方の活性化をやってきたが、どうもそうならないと指摘、今回の地方創生について、この取り組みに失敗したら日本は終わりだという危機感を持って取り組む。地方が持っている強みを目いっぱい伸ばしていかなければならない。そして、地方のことは地方で決め、国は情報、

財政面、人材で支援する国と地方が一体となって新しい日本をつくり、次につなげていかなければならないと青森市で行われた代議士の新年会で語っています。今こそ私たちの五所川原市も将来に向かって地方政策に取り組む必要があると思います。

そこで、質問ですが、そのために専門部署を立ち上げる考えがないのかお答えをお願いいたします。

次に、質問事項の2番目、選挙制度について質問いたします。今年は、1月25日投開票の私どもの市議選、4月12日投開票の青森県議選、そして6月7日投開票の青森県知事選挙が行われました。そうした中、去る6月17日午前の参議院本会議で、全会一致で選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公選法が成立、公布から1年後に施行されることになりました。国政選挙では、来年の夏行われる参議院選から適用される見通しで、18歳の未成年者約240万人が新たな有権者となります。日本では、現行の選挙権20歳以上は昭和20年に施行、昭和21年から実施されておりますが、海外では既に選挙権年齢を18歳以上と定めている国が主流であり、世界の8割以上の国で採用されているようです。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど先進国主要会議、いわゆるG7で選挙権が20歳以上となっているのは日本だけだと言われてまいりました。

そこで、質問要旨1点目、18歳選挙権、法案成立と投票率向上対策について、またそれに伴う教育委員会の主権者教育や選挙管理委員会の対応についてお伺いをいたします。

次に、選挙についての2点目として、期日前投票についてお尋ねいたします。平成15年にこれまでの不在者投票から簡素化される形でスタートをいたしました。回を重ねるごとに周知も図られ、着実に投票率も伸びているものと思います。ただ、旧五所川原会場が市役所の5階のため、高齢者や障害者の方々はエレベーターで5階に上がらなければ会場に入れません。新庁舎ができればそうでもないのでしょうか。利便性を考慮し、期日前投票所の増設などの試案はいかがなものでしょうか。県内各地でもより簡易にできるようにと市役所以外でも投票が可能となっております。有権者の利便性を考え、投票率向上のためにも会場の増設など、今後の対応についてお伺いいたします。

選挙での3点目、最後の質問になります。投票時間の繰り上げについてであります。実は、私平成22年の第4回定例会でも取り上げたのですが、投票日以前は投票終了時が午後6時と記憶しておりますが、現在では8時までとなっております。以前も投票者数の実態を質問しましたが、最近の選挙戦で午後6時以降、投票者が何%ほど投票に来ているのか、各種選挙結果をお知らせ願います。

以上で1回目の壇上からの質問を終わります。しばしの間、御清聴ありがとうございました。

○平山秀直副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの磯辺議員にお答えいたします。

地方創生、地域再生などの私の思いについてお答えいたします。昨年11月、急速な少子高齢化の進行を受け、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の数の集中を是正することなどを目的としたまち・ひと・しごと創生法が成立し、12月には国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたところであります。その背景には、平成26年5月に日本創成会議が発表した、いわゆる増田レポートが日本全体へ与えた人口減少の強い危機感があるものと認識しております。私は、このレポートが最終的に意図するところは、確実に進行していく人口減少社会に対し、いたずらに悲観するのではなく、あらゆる主体が議論を深め、未来を変えていこうという提言であると感じております。

当市におきましても地方創生、人口減少対策という課題に対し、人口ビジョン、総合戦略の策定を初め、市民の皆様の安全、安心な生活の確保や安心して子供を産み育てられる社会環境の形成、地域の好循環を目指すべく、取り組みを進めているところであります。人口減少対策については、効果が発現するまで時間がかかることから、人口減少を緩和させる取り組みを進めながら一定期間は人口減少や少子高齢社会を前提としたより効率的で効果的な自治体の枠組みを越えた広域連携などの取り組みも同時に進めていかなければなりません。また、一口に人口減少克服、地方創生と申し上げましても日本の都市部と当市のような地方では成り立ちや置かれた状況、豊かな市民生活の捉え方も異なっております。こうした中で、1次産業を含めた産業、雇用などの底上げといった広域的な見地からの取り組みは、国や県が主に対策を講じ、個人の意識の安心感醸成が必要な定住対策を市町村が担うなどのすみ分けも必要じゃないかと感じております。

いずれにいたしましても、人口減少対策という社会の構造的にも難しい大きな課題でありますので、当市にふさわしいまち・ひと・しごとの創生に向けて、議員初め、市民の皆様方と一緒に英知を結集して取り組んでいかなければならないものと認識いたしております。

以上です。

○平山秀直副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 教育委員会の主権者教育についてお答えします。

先ほどの井上議員の御質問に対してお答えしたように、義務教育である小中学校に対する具体的な対応は文科省からまだ示されておりません。ただし、高等学校に対しては、高校生向け副教材と教師用指導資料が配布される予定であり、その副教材に盛り込まれる予定の選挙管理委員会等による出前授業や模擬投票などは、今後小中学校における授業にも取り入れることが可能であると考えられるため、その副教材や教師用指導資料を精査しながら教育委員会として小中学校にも指導していきたいと思っております。

○平山秀直副議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭磨選挙管理委員会委員長 磯辺勇司議員の質問にお答えいたします。

18歳選挙権法案成立に伴う選挙管理委員会の対応についてということでお答えしたいと思います。選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げることを含む公職選挙法改正法が去る6月19日公布されました。改正法の施行は、1年後の平成28年6月19日からで、現在のところ直近で予定されている国政選挙から適用される見込みとなっております。これにより有権者が全国で約240万人増加することが見込まれており、本市においては約1,100人増加すると見込んでおります。選挙権年齢につきましては、昭和20年に25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりの引き下げであり、諸外国において選挙権年齢が18歳以上である国が多い中、日本においても若者の声がより政治に反映されるものと期待するところであります。

新たな制度に向けた対策については、まずできるだけ早い時期に住民情報システム及び期日前投票システムを改修し、これまで選挙権のなかった18歳以上20歳未満の市民を選挙人名簿へ漏れなく確実に登録することが肝要であります。そして、若年層の意識向上を図り、投票率が向上するよう啓発活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、期日前投票所の増設について御答弁させていただきます。期日前投票制度の創設等を内容とする公職選挙法の改正法は、平成15年12月1日から施行され、その後の改正により期日前投票のできる事由が拡大され、現在多くの方々に利用されるようになっております。本市では、本庁舎、金木庁舎、市浦庁舎と3カ所の期日前投票所があります。本庁舎では、5階、第1会議室に設置しているため、庁舎裏の駐車場を利用し、西側玄関から入って近くのエレベーターを利用できるよう車椅子や案内表示を準備しておりますが、駐車場や正面玄関から遠くてわかりにくいといった御意見を市民の方から頂戴しております。投票率向上の観点からも平成28年の参議院議員通常選挙から期日前投票所を増設できるよう検討を進めているところでありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、投票時間の見直しについてであります。これについてお答えさせていただきます。

ます。昨年実施の衆議院議員総選挙、今年実施された青森県議会議員一般選挙、青森県知事選挙における午後6時以降の投票者数についてお答えいたします。平成26年12月の衆議院議員総選挙では、当日投票者数1万8,945人のうち1,159人で約6.11%、平成27年4月の青森県議会議員一般選挙では当日投票者数2万2,520人のうち2,488人で約11.04%、6月の青森県知事選挙では当日投票者数1万5,703人のうち2,033人で約12.95%となっております。また、市議会議員選挙においては午後6時以降の数値をとっていないため、午後7時以降の投票者数となりますが、当日投票者数2万4,936人のうち447人で約1.79%となっております。

以上であります。

○平山秀直副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 人口減少に対するこれまでの当市の取り組みについてお答えいたします。

人口減少対策については、これまでも持続可能な地域社会を目指し、行財政基盤の確立はもちろん、自治体病院機能再編成に代表される地域医療の確保、消防庁舎を初めとする庁舎の建設、津波対策などの防災体制の強化、各種保育事業の拡充などの子育て支援、産業面では農業の6次産業化や中小企業に対する金融支援策など、市民の皆様が今後も継続して当市で暮らしていけるよう安心、安全な地域づくりに向け、鋭意取り組んでまいりました。これまでの取り組みは、議員御指摘のとおり、人口減少の要因の分析を十分に経ることなく取り組んできたと考えております。今後は、今回お示ししました五所川原市人口ビジョンのとおり、合計特殊出生率、平均寿命、社会減の対策に具体的な目標を掲げ、五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める重点プロジェクトを具体的に取り組んでまいります。

○平山秀直副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 地方創生についての御質問の中で、専門の部署を創設できないかとの御質問にお答えいたします。

当市において、地方創生関連業務につきましては、本年5月7日の庁議において決定された五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針に基づき、庁内横断的な人口減少対策プロジェクトチーム、有識者会議等により本年10月の策定に向け、現在財政部企画課が業務を行っております。

議員御提言の新しい部署の創設についてでございますが、当市においては創生総合戦略と市総合計画の前期期間がともに平成27年度から平成31年度までとなっていることや、総合戦略と総合計画には連続性があることを考慮いたしますと、現時点ではこれま

でどおり財政部企画課が進捗管理を行うことにより着実に計画を実行できるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○平山秀直副議長 22番、磯辺勇司議員。

○22番 磯辺勇司議員 それでは、再質問に入ります。

人口減少、人口流出についてであります。人口の減少は、税収が減り、行政サービスを維持することができなくなります。地域の崩壊は日本の衰退であります。世界に例のない急激な人口減少、私どもは今発想の転換を迫られているわけであります。この人口の減少、流出を考えると、一番先に思い浮かぶのが北海道の夕張市だと思っております。かつて炭鉱の町として栄え、しかし40年ほど前から相次いで閉山、一時は12万人ほどいた人口が現在では1万人を切っている状況でございます。この夕張市の姿は、決して人ごとではないと思っております。人口が減少すれば、国の力も落ちる。しかし、産めよ増やせよも心に響く時代ではなくなりました。国も1億人の人口の維持を掲げているが、今後の当市の人口減少、流出の推移をどう予測し、対策などの対応をどのように考えているのか。

なお、人口の減少、流出の推移の予測については、先日いただいたこの資料で大体わかるわけですが、傍聴席の方たちや、またインターネットをごらんになっている方々のためにあえて答弁をお願いいたします。

次に、創生にかかわる部署の創設と人材の支援の件なんですが、ここに来て国のほうもやっぱり国主導でなく、地方に企業とか人をもう一回戻すことが必要だということから、今地方創生という考えに立っていると私は思っております。こういう考え方を昔からやっていけば、地方から都会に流れることも、また企業も海外に移転することもなかったらと思っております。そういうことから、今こそ地域のあるべき姿をしっかりと描いて取り組む必要があると思います。そのためには、やはりそれなりの情報あるいはアイデアなど、そういうものを議論する部署が必要だと思っております。

また、国の地方創生策には、人材支援制度もあるようです。それから、東京に青森県の事務所、出張所があります。部署が無理であれば、そこへ職員を派遣して、いろいろな情報を集めて、随時情報を五所川原のほうに流し、市のほうでも今の現状を精査しながら問題点や解決策を追求することによって、よいアイデアもまた浮かんでくると思うのです。人材支援も含めて、もう一度答弁をお願いいたします。

選挙について再質問です。年齢の引き下げについては、賛否いろいろ問題が指摘されております。今回18歳に引き下がってもこの被選挙権の年齢は先送りされました。私たち市会議員で言うと25歳、県知事は30歳、被選挙権。これは、これまでどおり変わりま

せん。学校では、今児童会会長や生徒会会長の選挙など、今学校でどうなっているのかわかりませんが、ただ聞くところによると全国で児童会長とか生徒会長の選挙は行われていないという風潮にあるとも聞いております。実は、先月の新聞の報道なのですが、青森の小学校6年生約90人が選挙の仕組みをより深く理解していただくため、模擬投票を行い、候補役となった3人の大学生が給食、トイレ掃除、携帯電話に関する公約をそれぞれ発表し、例えば給食の公約はバイキングにするとか、手づくり弁当にする、また和食に限る、3通り。好きなものだけ食べられるのは子供に甘い、和食だけなら反対、輪になって座った児童の間から声が飛び交い、公約の違いを理解した上で投票先を決め、投票する。この体験こそが授業のポイント。そして、うちに帰ってからこの体験を話題にして、お父さんとかお母さんにも投票の大事さを再認識してもらおう。県の選管でも、先ほど教育長話したとおり、小中学校では出前授業を実施しているようです。18歳以上の若い人たちが投票する時代に対して、あと1年を切ったわけで、その間にどう対応していくのか問われているわけであります。

そこで、これまでの実績や今後の対応策など、また計画などがあつたらお願いしたいと思います。これは、先ほど質問した学校の授業の新聞でございます。

次に、期日前投票ですが、会場が市役所ありきで増設ということではなく、1回目に話したとおり高齢者や障害者の方々にとって不便であり、市役所をやめてほかの会場に移すということも検討してみる必要があると思いますので、再度質問してみました。これについても答弁をお願いいたします。

次に、再質問の最後、投票時間の繰り上げについて質問ですが、午後6時以降の投票者は、季節にもよると思いますが、余り多くないようであります。私が求めているのは、要するに投票時間の短縮、つまり繰り上げできないか、このことなんです。特に私どもの市議選は冬場の1月、大変寒い上に4時ごろになりますと暗くなります。特に市浦地区は、8時に投票が終わって、開票所の体育館に投票箱を持ってくる。1時間半ぐらいかかるそうです。そこで開票がおくれます。たしか今年がつがる市では、投票時間を6時までとしました。理由は、投票箱を運ぶのに吹雪でおけるといけないから6時に繰り上げ、2時間繰り上げた。そこで、スムーズにいったとも聞いております。投票結果を早く知らせるという意味も含めて、短縮することによって経費も浮き、早目に開票、速報を確定できるわけで、ぜひその辺のところを加味しながら進めていただきたいと思いますので、いま一度選管のほう、よろしく願います。

○平山秀直副議長 選挙管理委員会委員長。

○白川昭麿選挙管理委員会委員長 投票所閉鎖時刻を繰り上げてはどうかという質問にお

答えいたします。

投票所の開閉時間につきましては、公職選挙法第40条により午前7時に開き、午後8時に閉じるとされ、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻の繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を繰り上げることができると規定されております。

当市においては、遠距離のため開票所まで時間がかかる地区があるということも認識しているところであり、また県内各市町村の選挙管理委員会において投票時間の繰り上げが行われている投票所があるわけですが、夜間の投票者は多くはないものの、選挙における投票機会の確保はきわめて重要であると考えております。これまで複数回にわたり市議会一般質問で投票時間の繰り上げについての御提言をいただき、検討を重ねてきたところでありますが、近年投票率の低下が懸念されるところでもあり、引き続き慎重に検討を重ねてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○平山秀直副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 磯辺議員の子供たちの選挙、児童会会長とか生徒会会長の様子のことをお話ししましたが、今小学校においては児童会の会長選挙はほとんどの学校で行われておりません。ただ、以前は全ての学校でほとんど行われていました。ただ、この理由は、子供たち、小学校の場合は落選した子供の心というようなことがいろいろ配慮されるということで、全国的にほとんど行われていないと思います。ただ、中学校に関しては、今現在市内の中学校6校あるんですけども、全て生徒会の選挙は申し込み、演説会、それから応援の演説、それから投票という形で、我々がふだん考えているような形で生徒会の会長の選挙は行われております。じゃ、児童会長はどうやって選んでいるのかというと、児童会の会長は各学年、学級から出た代表委員というのが結局最終的には代表委員会が組織されるわけですけども、その中で、代表委員会の中で自薦、他薦、推薦という形で、その中で選ばれて児童会の会長は決まるような形になっています。ただ、選挙制度に関しては、これもう小学校でも中学校でも社会科の学習の中で勉強するわけですので、今現在さっき御指摘にあったあれは青森、浪岡のほうだと思いますけども、あれは別な選挙管理委員会とか、立候補するのは別な人、選ぶという形のあれですので、自分が出て意見を述べてという形で、模擬的なものですので、これはやっぱり今のこの時代にあったら模擬投票とか、子供の議会なんかを通して子供たちに周知していくのは必要じゃないかなと思います。子供たちの選挙に関しては、今現在そういうよう

な状況です。

○平山秀直副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 今後の人口予測についてお答えいたします。

当市の今後の人口予測をお示ししたのがこのたびの五所川原市人口ビジョンとなります。人口ビジョンで行った推計は、ある年の男女、年齢別人口を基準として出生率、死亡率、移動率の仮定値を当てはめて将来人口を推計するコーホート要因法を用い、さらに3つの仮定を設定して行っております。1つ目の仮定は、合計特殊出生率が2030年に1.8、2040年に2.07まで上昇すること、2つ目に社会増減が2020年以降に減少し始め、2040年に移動均衡に達すること、3つ目に平均寿命が2040年に全国平均並みになることであり、青森県人口ビジョンの推計と同じ方法となります。これによると、人口減少傾向が続きますが、2026年時点では市の人口は約4万1,000人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計と比較して約1万8,000人多くなり、2095年を境に3万8,000人で安定することが推計されております。

また、合併特殊出生率の回復が5年おくれるにつれ、将来の安定水準の人口が約3万8,000人より約1,500人ずつ少なくなることも推計されております。対策としましては、人口減対策として若い世代の結婚、出産、子育て希望の実現や平均寿命の改善、社会減対策として魅力ある働く場の創出や地元に住む働くための環境づくりが挙げられ、総合戦略に掲げる若者の定住促進、交流人口の倍増、元気・健康づくりの3つの政策で有識者会議などの御意見をいただきながら具体的に取組んでいくこととしております。

五所川原市人口ビジョン、五所川原まち・ひと・しごと総合戦略については、今現在市民の皆様から広く御意見をいただくために、市のホームページを通じてパブリックコメントに付しております。一人でも多くの方から御意見を賜れば幸いと考えております。

○平山秀直副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 人材支援についての御質問がございました。お答えいたします。

今般の地方創生に関連した国の人材支援制度でございますが、国家公務員や大学研究者などを市の幹部職員として派遣する日本版シティーマネジャー制度や、地方版総合戦略の策定などに国が相談窓口を設ける地方創生コンシェルジュの仕組みなどがございます。当市では、こうした国の仕組みを活用せずに総合戦略の作成や地方創生に関係した各種施策の推進に当たっては、できるだけ早期の策定を目指し、庁内プロジェクトチームや有識者会議での意見を伺いながら進めております。これまで青森県初めとした関係機関との連携はもちろん、弘前大学から講師を招き、人口減少対策に特化した職員研修会を実施するなどの取組みを行ってまいりました。

議員御提言の青森出張所、県の東京事務所のことかと思いますが、そちらへの職員の派遣はございませんが、当市では今年度から新たに地域振興の推進を担う一般財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団と呼ばれておりますが、こちらに職員を実務研修生として派遣し、全国各地の地域づくりの現場を体験させており、その経験が今後の業務に大いに活用されるものと考えております。

今後におきましても人口減少の克服を初めとするさまざまな地方創生の取り組みを推進するため、関係機関との連携を密にしながら情報の収集に努めるとともに、柔軟かつ的確に対応できる人材の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○平山秀直副議長 選挙管理委員会事務局長。

○宮崎昌子選挙管理委員会事務局長 期日前投票所について、市役所をやめてほかの会場に移すことを検討する必要があるのではないかと御質問ですが、合併直後は本庁舎5階の会場が使用できなかったため、中央公民館3階に期日前投票所を設置しておりました。その際、中央公民館の利用者の方々から投票所があれば使用しづらいなどの御意見をいただいた経緯もあり、平成22年から本庁舎5階に設置しているところでございます。新庁舎が完成すれば、1階のフロアに期日前投票所を設置できる見込みとなっておりますので、それまでは市民の方々への御不便を軽減できるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○平山秀直副議長 22番、磯辺勇司議員。

○22番 磯辺勇司議員 時間内には終わります。それでは、3回目。

私の1回目、そして2回目の質問に対して、市長初め、理事者側から真摯な御答弁をいただき、ありがとうございました。この地方創生にかかわる施策、私これについてはいま一度過去を振り返り、日本の将来のありようをしっかりと描き、その青写真に向かって確固たる政策を掲げ、実行することだと思います。それが今のまち・ひと・しごと創生政策ではないでしょうか。石破創生担当大臣は、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の5原則を掲げ、地方の創生に向かって頑張っています。この施策については、当五所川原市ではなく、ほかの自治体も一斉にこれを進めていく事業で、ぜひほかに引けをとらないよう、既に県内ではむつ市、弘前市、十和田市や隣のつがる市、藤崎、鯉ヶ沢など、また10月1日には七戸町でも創生総合戦略にかかわる専門家を新たに設置する条例案として今定例会に提出すると新聞に掲載されておりました。五所川原市でも当市の特性やよさを市民と一緒に考えて、現在取り組んでいる事業、さらにプロジェクトチームの活動なども含めて、地方創生関連事業の掘り起こしとまちの活性化に邁進

することを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○平山秀直副議長 以上をもって磯辺勇司議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○平山秀直副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時20分 散会

平成27年五所川原市議会第4回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成27年9月9日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
から議案第95号 五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び
に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（23名）

1番 松本和春 議員	2番 井上浩 議員
3番 花田進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
14番 稲葉好彦 議員	15番 松野武司 議員
16番 福士寛美 議員	17番 桑田茂 議員
18番 伊藤永慈 議員	19番 加藤磐 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
23番 三潟春樹 議員	25番 平山秀直 議員
26番 葛西収三 議員	

◎欠席議員（3名）

13番 秋元洋子 議員	20番 木村清一 議員
24番 工藤武則 議員	

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 平山誠敏

副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤仁
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長 職務代理者	高谷博昭
選挙管理委員会 事務局長	宮崎昌子
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	諏訪秀清
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩川和雄
財政課長	三橋大輔
市民課長	福士豊
保護福祉課長	木村智明
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	有馬敦
教育総務課長	伊藤一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長尾功一

次長・議会総務
係長事務取扱

藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第67号から議案第95号まで

○寺田武造議長 日程第1、議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第95号 五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの29件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第87号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの21件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました21件を除く8件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明10日から16日までの7日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会とすることに決しました。

次回は17日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○寺田武造議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時06分 散会

平成 27 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 27 年 9 月 17 日（木）午前 10 時開会

- 第 1 議案第 88 号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について
- 第 2 議案第 89 号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 90 号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 4 議案第 91 号 五所川原市立佞武多の館設置条例及び五所川原市立佞武多広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 5 議案第 92 号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 93 号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 94 号 五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 95 号 五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第 67 号 平成 26 年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第 68 号 平成 26 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第 69 号 平成 26 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第 70 号 平成 26 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会

計歳入歳出決算の認定について

- 第13 議案第71号 平成26年度五所川原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第72号 平成26年度五所川原市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第73号 平成26年度五所川原市高等看護学院特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第74号 平成26年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第75号 平成26年度五所川原市神山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第76号 平成26年度五所川原市松野木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 議案第77号 平成26年度五所川原市戸沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第78号 平成26年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 議案第79号 平成26年度五所川原市喜良市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 議案第80号 平成26年度五所川原市相内財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 議案第81号 平成26年度五所川原市脇元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 議案第82号 平成26年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第83号 平成26年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第26 議案第84号 平成26年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第27 議案第85号 平成26年度五所川原市下水道事業会計決算の認定について
- 第28 議案第86号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第87号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）

(予算決算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第30 発議第 5号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第31 発議第 6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用
に関する意見書
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 福士寛美 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
23番 三瀨春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	26番 葛西収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤 明
民生部長	櫛引和雄
福祉部長	工藤 仁

経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委員長 職務代理者	高 谷 博 昭
選挙管理委員会 事務局 長	宮 崎 昌 子
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事務局 長	諏 訪 秀 清
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事務局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保護福祉課長	木 村 智 明
農 林 水 産 課 長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上下水道部 総 務 課 長	有 馬 敦
教育総務課長	伊 藤 一二三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第88号から

日程第3 議案第90号まで

○寺田武造議長 日程第1、議案第88号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてから日程第3、議案第90号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○山田和宗総務常任委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長の山田でございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案3件について、去る9日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第88号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてであります。本件はマイナンバー制度の開始に伴い、マイナンバーの利用に関する市の責務、個人番号の利用範囲等を定めるものであり、当市で独自利用する事務として、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務、五所川原市乳幼児医療費給付条例による医療費の給付に関する事務及び五所川原市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の給付に関する事務の3つの事務を規定するものであるとの説明に対し、独自利用事務の追加の見通しについて、個人番号のセキュリティー対策について、マイナンバー制度開始によるメリットについてなどの質疑があり、独自利用事務の追加については国から示された事例を参考に今後庁内で検討していく、セキュリティー対策については特定個人情報の適正な取り扱いについて研修を実施し、情報漏えい等に対する職員の意識向上に努める、

マイナンバー制度開始によるメリットの一例としては、市民の方が公的機関へ各種申請をする際に所得証明などの添付書類が不要となるものであるとの答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は独立行政法人通則法の一部改正に伴い、以前は2つであった独立行政法人の分類が業務の特性を踏まえ3つに分類されたことにより、条文中の字句を改めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件はマイナンバー制度の開始に伴い、番号利用法において特定個人情報や情報提供等記録については、通常の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずることとされていることから、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するために必要な保護措置を規定するほか、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑がなく、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第88号及び議案第90号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

3番、日本共産党の花田進です。常任委員長報告の議案第88号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について及び議案第90号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバー関連に伴う条例であります。

国の強引とも思える導入で、自治体の職員は大変な状況にあり、御苦労さまです。マイナンバー制度は、共同通信の自治体へのアンケートで6割が安全対策に不安などと答えるなど、情報漏えいの危険や個人情報を容易に照会でき、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがあります。さらに、国民の具体的なメリットがどこにあるかも不透明な中で、利用が銀行口座にも拡大されるなど、収入と財産を丸裸にして税徴収の強化や社会保障給付の削減の手段とされかねない状況にあります。導入経

費3,000億円、自治体もシステム導入などで負担を強いられ、従業員や扶養家族の番号も管理しなければならない業者にとっても多大な負担となるものです。費用対効果も示されないまま、国民負担が求められ続けるマイナンバー制度には反対するものです。

議案第88号は、マイナンバー法が定めた98行政事務の利用範囲外に市が独自にひとり親家庭等医療給付など3つの医療給付にマイナンバーを活用するという条例です。

議案第90号は、マイナンバーに伴う個人情報保護に関する条例です。いずれもマイナンバー制度に関する条例で、制度に反対する立場から、これらの条例に反対します。

多くの議員の皆さんの御理解により賛同していただくことを壇上よりではありますが、お願いをして討論を終わります。

○寺田武造議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第88号及び議案第90号に反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

初めに、議案第88号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された2件を除く1件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの1件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第4 議案第91号

○寺田武造議長 次に、日程第4、議案第91号 五所川原市立佞武多の館設置条例及び五所川原市立佞武多広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○加藤 磐経済文教常任委員長 一登壇一

本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案1件について、去る9月9日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第91号 五所川原市立佞武多の館設置条例及び五所川原市立佞武多広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件は大町二丁目地区土地区画整理事業による換地処分により、立佞武多の館及び立佞武多広場の住所を変更するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第5 議案第92号から

日程第8 議案第95号まで

○寺田武造議長 次に、日程第5、議案第92号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第95号 五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議

題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○**福士寛美民生常任委員長** 一登壇一

おはようございます。本定例会において民生常任委員会に付託されました議案4件について、去る9日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第92号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件はマイナンバー制度の開始に伴い、個人番号の通知カードの再交付手数料を1件につき500円、個人番号カードの再交付手数料を1件につき800円と定めるほか、平成27年12月31日をもって住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するものであるとの説明に対し、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る日数についての質疑があり、カードの発行は地方公共団体情報システム機構での対応となるが、機構から再交付に係る日数がまだ示されていないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第95号 五所川原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件についてですが、本件は厚生労働省令の改正により、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業に係る基準をそれぞれ国から示された基準と同様に改正するものであり、その内容は複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改め、小規模多機能型居宅介護事業所の定員の上限を25人から29人に改めるほか、所要の規定を整備するものであるとの説明に対し、介護職員の配置基準について及び事業所の定員の上限を29人としている理由についての質疑があり、職員の配置については通所介護の場合、常勤換算で3対1、訪問介護の場合は1対1となっている。定員の上限を29人としている理由については、定員30人以上の事業所の場合は県の認可となるためであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○**寺田武造議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第92号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。常任委員長報告の議案第92号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバー制度に関する条例であることから、常任委員長報告の討論で述べた理由から反対します。

さらに、マイナンバーは国民必須のカードであり、その再発行に手数料の負担があるのは納得できません。例えば国民健康保険証も必須のものでありますが、再発行に手数料の負担はありません。この条例が制定されると、通知カードの再交付手数料は市に500円、個人番号カードは市に800円、機構に200円と1,000円も負担しなければなりません。政府が勝手に送ってきた番号、お年寄りなどわけがわからず紛失する可能性は大いにあります。必須のカードというならば再交付手数料の設定はするべきでないと考えます。

多くの議員の皆さんの理解により賛同してくださることを壇上よりではありますが、お願いし、討論を終わります。

○寺田武造議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第92号に反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第92号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された1件を除く3件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第67号から

日程第29 議案第87号まで

○寺田武造議長 次に、日程第9、議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、議案第87号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの21件を一括議題といたします。

本件に関し、予算決算特別委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長。

○福士寛美予算決算特別委員長 一登壇一

去る9日の本会議において設置されました予算決算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、福士寛美が、副委員長に鳴海初男委員が選任され、10日及び11日に理事者側の出席を求め、付託されました議案21件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はお手元に配付しております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、御了承願います。

初めに、議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成26年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成26年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第82号 平成26年度五所川原市十三財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの14件については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号 平成26年度五所川原市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第84号 平成26年度五所川原市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成26年度五所川原市下水道事業会計決算の認定については、質疑もなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第86号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 平成27年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに、議案第67号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。社会民主党の井上浩です。通告に従いまして、ただいま予算決算特別委員長の報告にありました2014年度一般会計決算の認定について反対討論を行います。

この議案に反対する理由は、歳入、第18款雑入として決算されました原子力施設立地振興対策事業助成金2,800万円、一般会計歳入決算額の0.09%ですが、この件につきましては委員会の中でも適正性の根拠及び内容についてお伺いし、説明をいただきました。しかしながら、その説明の内容及びその後また独自に関係をいたします日本の電力会社9社の有価証券報告書等を詳細に精査いたしました。やはり認定ができないという結論に至ったからでございます。

私は、かねてよりこの助成を受けること自体の問題点を指摘してきましたが、2014年度におきましても当市の財政運営の判断に反映されないままの決算となっております。そこで、この補助金制度の問題点について意見を述べますので、議員各位の御賛同をお願いするとともに、この一律助成とは別に来月の10月末を締め切りとします2016年度交付対象事業プロジェクト募集にも当市から応じることがないようにお願いをいたします。

この助成制度の問題点は2つあります。第1に、原子力発電事業維持を目的とした電力会社の県民に対する融和策であり、2011年の福島第一原発事故を受けて電気事業連合会が直接には寄附できなくなったため、青森県が肩がわりして行っているにすぎないこ

とです。

第2に、その県の資金源は電力会社が日本原燃を通して県に納める核燃料物質等取扱税などにほかならず、電力会社はそれを国民の電気料金から調達しているということです。

以下、事実に沿ってこの2つの問題点に対する私の意見の根拠を述べます。まず、原子力発電の問題点であります。電力会社10社のうち沖縄を除く原発を保有する9社の2014年度の有価証券報告書によりますと、昨年度は東北電力東通原発を初め、電力会社が保有する48基の原発の全てが停止していました。廃炉が決まっている5基を含めてでございます。ところが、全く発電していないにもかかわらず、この電力会社9社は原発の運転の経費として1兆4,265億400万円を使っています。この費用の多くが私たちの昨年の電気料金から支払われているのです。原発が全く発電せず、その電気を使っていないのに原発を電力会社が持ち続けるための費用を負担させられているのです。来春からの電力小売全面自由化後は廃止されることが決まっている総括原価方式という、とんでもないシステムを現行の電気事業法が定めていることによります。そして、この総括原価方式によって原発費用を限りなく電気料金に転嫁できるシステムこそが原発の増設を生み、東日本大震災での東京電力福島第一原発事故勃発につながったのであります。

2つ目には電源三法交付金制度と核燃料税徴収の問題点であります。また、原発は危険な迷惑施設だから見返りが必要として、まず国が電力料金に上乗せして徴収した税金をむつ市、六ヶ所村、東通村、大間町の4立地市町村と青森県に電源三法交付金により交付しています。法に基づくこの交付金は、立地周辺市町村として立地点のほかには隣とそのまた隣の県内では合計15市町村にまでしか交付されません。さらに、立地市町村と違い、固定資産税が入らない青森県は、条例で核燃料物質等取扱税を成立させ、東日本大震災後には対象施設のうち日本原燃3施設の税額を2.3倍に引き上げ増税をしています。五所川原市が応募しています原子力施設立地振興対策事業助成金は、このどれにも該当をしません。そこで、やむなく電力会社からの寄附金を原資として助成を受けてきました。ところが、東日本大震災により全原発が停止し、電力会社からの寄附金がとまりました。これを受けた県が核燃料税を引き上げて電力会社からの税金を増税して、その増税分により電力会社にかわって助成を続けたというわけであります。

以上の理由からの結論としまして、原子力発電をめぐる国民の意見が二分している中で、原子力発電維持を前提とした助成や補助金は適法、適正という観点から問題があると私は考えます。東京電力福島第一原発の過酷事故は、原子力との共存が困難であることを改めて示しました。今こそ各市でも原子力マネーへの依存を抜け出すべきではない

でしょうか。

よって、私は2014年度一般会計歳入で雑入として決算されましたこの助成金については認定をできないものでありますが、討論でありますので、重ねて議員各位の御理解をお願いするために率直に意見を述べたいと思います。

この案件については、非常に意見が分かれるところでございます。政党の主張をこの議場で述べた私を初め、さらには議員からもこの事案については意見がこれまで表明されてきました。かくいう私も社会党時代には社会党の方針といたしまして、好ましくはないが、迷惑料としてこれを受け取ることは了とするという方針に従っておりました。しかしながら、その党の意見につきましても農協青年部のある活動家の方からは「井上さん、それおかしいじゃん。もらえばまいねよ。もらえば1つだけじゃ」と言われたことが3.11の震災以降、私も改めて重く思い出し、やはりそうだなという農協青年部の活動家の意見をかみしめたところであります。

もう一点であります、寄附金を原資とする、つまり適法性におきましても電源三法交付金の趣旨からは、立地点、いろいろ要望があつて隣、また要望があつてその隣、隣々接までは法も認めているわけですが、それにも網がかからないのはおもしろくないじゃということで、市町村側、もらえない25市町村がよこせと行ってできたのが電力会社からの寄附金を原資としたこの制度です。しかも、それがあの震災で出なくなったからといって県が、もともと金が、あの震災で大変な電力業界に、日本原燃に電力業界が支払っていますバックエンド事業コストの一端を増税で取ることによって肩がわりして迂回して出すとはとんでもない中身でございます。

そうした意味で、重ねて議員各位の御理解をお願いいたしまして、この1点、反対討論といたします。

○寺田武造議長 次に、3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。予算決算特別委員長報告の議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、一部反対の立場から討論します。

平成26年度予算にも反対しました。その最大の理由が、市が新たに借り入れる市債が約52億円、借金の返済である公債費が48億円と市債が上回っていることに危惧を感じたからです。なぜなら、このようなことが続けば借金が雪だるま式に増えていくからです。決算では、市債の発行が事業費の減などで約13億円余り減少し、公債費のほうが多くなりました。借金への依存体質は、当分続くようであります。

具体的な歳入項目では、原子力施設立地振興対策事業助成金の収入がありますが、こ

の助成金はむつ小川原財団の原発関係を原資として県が交付しているものであります。原発や核燃サイクル施設は、事故が起きたときを考えると中止すべきであります。市は、このような助成に申請するべきではありません。

歳出では、社会保障・税番号システム整備事業費が支出され、マイナンバー導入に向けシステム改修などが行われていることでもあります。

議会がオール与党では市政に緊張感が失われます。多くの議員の皆さんの御理解により賛同していただくことをお願いして討論を終わります。

○寺田武造議長 次に、議案第86号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

議案第86号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）についてもマイナンバー制度関連経費、社会保障・税番号システム整備事業321万9,000円が計上されていることから反対します。

以上です。よろしくお願ひします。

○寺田武造議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第67号から議案第82号まで及び議案第85号の17件は認定、議案第83号及び議案第84号の2件は原案可決及び認定、議案第86号及び議案第87号の2件は原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第67号及び議案第86号に反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

初めに、議案第67号 平成26年度五所川原市一般会計歳入歳出決算の認定について、本件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は認定されました。

次に、議案第86号 平成27年度五所川原市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま認定及び可決された2件を除く19件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの19件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第30 発議第5号

○寺田武造議長 次に、日程第30、発議第5号 五所川原市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑などを省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明などを省略し、直ちに採決することに決しました。採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

◎日程第31 発議第6号

○寺田武造議長 次に、日程第31、発議第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由説明などを省略し、直ちに採決することに決しました。採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○寺田武造議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって先般の大雨では、各地で堤防の決壊など大きな被害が発生したところであり、被害に遭われた皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

本定例会も、寺田議長を初め、福土予算決算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で認定いただいた平成26年度一般会計歳入歳出決算は、約4億4,000万円の黒字決算となっており、引き続き適正な財政運営に努めていくほか、審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、御案内のとおり加速する高齢化、人口減少などの社会情勢の変化に対応すべく、この西北五圏域で連携、交流し、住民の皆様が安心して暮らしていける地域の将来をつくるため、五所川原市が中心市となり定住自立圏を形成すべく、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町により協議を進めることといたしました。

従前より広域連合や一部事務組合という形で圏域市町とは連携を進めてきたところですが、定住自立圏を形成し、中心市の都市機能と近隣市町の農林水産業、自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用し、その集約と役割分担を行い、圏域全体でさらなるよりよい地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、これからの時期、朝夕めっきり冷え込んでまいりますので、議員各位におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただき、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会宣告

○寺田武造議長 これにて平成27年五所川原市議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月17日

五所川原市議会議長 寺 田 武 造

五所川原市議会副議長 平 山 秀 直

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫

五所川原市議会議員 山 田 善 治

五所川原市議会議員 秋 元 洋 子